

文部科学省令和 3 年度先導的大学改革推進委託事業

法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究

成果報告書

2022 年 3 月

一般社団法人法曹養成ネットワーク
／ 協力 法科大学院協会

本委託事業の位置付けと意義

文部科学省は、中央教育審議会法科大学院特別委員会の第 10 期において、法学未修者教育の充実について議論を重ね、令和 3 年 3 月に議論の取りまとめを行った。第 10 期の議論の取りまとめにおいては、法学未修者教育の充実に向けた課題として、

1. 多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現
2. 法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上

の 2 つが整理され、課題を踏まえた対応策として、

1. 学修者本位の教育の実現
2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制
3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働
4. 共通到達度確認試験を活用した学修の改善・充実
5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

の 5 項目が提言されるに至った。

上記の取りまとめを踏まえ、令和 3 年度先導的大学改革推進委託事業として「法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究」が公募されたところ、委託された事業のテーマは、

- 一、法律基本科目の教育ガイドライン（憲法・民法・刑法の未修者 1 年次のカリキュラム）及び法科大学院における反転授業等の ICT を活用した教育の在り方に関する調査研究
- 二、法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究
- 三、補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究

の三つの柱から成り、上述の対応策のうち、主として 1. 及び 2. に関するテーマであるものと理解される。

一般社団法人法曹養成ネットワークは、本委託事業を受託し、上記のテーマをそれぞれ第一事業から第三事業として整理し、調査研究を行った。本委託事業の実施に際しては、全国の法科大学院を会員校・法曹コースを設置する法学部を準会員校とする法科大学院協会との間で協働体制を構築し、法科大学院教育の現場で教育の充実に努力を重ねている法科大学院教員に、所属大学に関わらない多数の参加を得た。また、ほぼ全ての法科大学院に本委託事業にかかる各種アンケートへの協力を得られたほか、法学未修者教育の充実に向けて取り組む法科大学院のうち数校から、その取組についてヒアリング調査への協力が得られた。加えて、一般社団法人法曹養成ネットワークは、法科大学院教員のほか法科大学院を修了した若手弁護士も参画している団体であり、本委託事業における調査研究にあたっては、教育を受ける側の経験を積極的に議論に取り入れ、法科大学

院修了生として教育の現場に携わる若手弁護士の意見も議論の形成に寄与している。

本委託事業は、未修者教育の充実という法科大学院制度創設以来の課題について、改善に向けた一つの提言となるに過ぎないものであるが、法曹養成に携わる多様な関係者が、その所属や立場に関わらず広く議論を得ながら調査研究が行われた点に意義を有するものと考えられる。

なお、本委託事業においては多数の関係者の関与を得ているところ、事業の主体である法曹養成ネットワーク及び協働関係にある法科大学院協会における事業担当者は、下記のとおりである（／主に担当した事業）。

【法曹養成ネットワーク】

春名一典（理事長・弁護士）／ 全体
青野博晃（理事・事務局長・弁護士）／ 全体・第一
内村涼子（理事・弁護士）／ 第三
大貫裕之（理事・中央大学教授・中教審委員）／ 第二
小島秀一（理事・弁護士・早稲田大学非常勤講師）／ 第三
椛嶋裕之（理事・弁護士）／ 第一
亀井尚也（理事・関西学院大学教授・弁護士）／ 第一
酒井圭（理事・一橋大学特任准教授・中教審委員）／ 第二
成瀬幸典（理事・東北大学教授・元司法試験考査委員）／ 第一
藤本亮（理事・名古屋大学教授）／ 第二
松下淳一（理事・東京大学教授・法科大学院協会常務理事・中教審委員）／ 第三
山田文（理事・京都大学教授）／ 第三
米田憲市（理事・鹿児島大学教授）／ 第二
関理秀（監事・弁護士）／ 第二
道上貴美子（弁護士・早稲田大学法科大学院助手）／ 第三
西野優花（弁護士・早稲田大学法科大学院アカデミックアドバイザー）／ 第三
備酒貴也（弁護士・一橋大学アカデミックアドバイザー）／ 第三

【法科大学院協会】

片山直也（理事長・慶應義塾大学教授）／ 全体
石田京子（事務局長・早稲田大学教授）／ 全体・第二
高橋真弓（事務局次長・一橋大学教授）／ 全体
小林学（事務局次長・中央大学教授）／ 全体
山野目章夫（カリキュラム等検討委員会・早稲田大学教授）／ 第一・第二
小池信太郎（未修者基礎教育検討小委員会・慶應義塾大学教授）／ 第一

白石大（未修者基礎教育検討小委員会・早稲田大学教授）／ 第一
片桐直人（未修者基礎教育検討小委員会・大阪大学准教授）／ 第一
花本広志（未修者基礎教育検討小委員会・獨協大学教授）／ 第一
宮城哲（未修者基礎教育検討小委員会・琉球大学教授）／ 第一
高須順一（修了生ネットワーク委員会・法政大学教授）／ 第三
本郷亮（修了生ネットワーク委員会・弁護士・慶應義塾大学教授）／ 第三
野中貴弘（修了生ネットワーク委員会・日本大学准教授）／ 第三

第一事業

法律基本科目の教育ガイドライン（憲法・民法・刑法の未修１年次のカリキュラム）及び法科大学院における反転授業等の ICT を活用した教育の在り方に関する調査研究

（目次）

はじめに

第１部 FD セミナーの概要

第１章 憲法

第１ 基本情報

第２ 江藤祥平准教授（一橋大学）による報告

第３ 質疑応答・意見交換

第２章 刑法

第１ 基本情報

第２ 嶋矢貴之教授（神戸大学）による報告

第３ 杉本一敏教授（早稲田大学）による報告

第４ 質疑応答・意見交換

第３章 民法

第１ 基本情報

第２ 吉永一行教授（東北大学）による報告

第３ 質疑応答・意見交換

第４章 アクティブラーニング

第１ 基本情報

第２ 宮城哲教授（琉球大学）による報告

第３ 質疑応答・意見交換

第２部 アクティブラーニングの理論と方法

第１章 アクティブラーニングとは何か。

第２章 アクティブラーニングが必要な理由

第３章 アクティブラーニング型授業の授業設計

第１ 逆向き授業設計

第２ 目標と評価と授業の一体性

第４章 アクティブラーニング型授業の質を高めるその他の工夫

第１ 授業外学習のチェックとコントロール

第２ スモールステップの原則

第３ グループ学習（協同学習）

- 第4 振り返り
- 第5章 アクティブラーニングの各種技法
- 第3部 未修者教育に関するガイドラインの共有をめざした検討
 - 第1章 総論——未修者教育の在り方に関する提言
 - 第2章 憲法
 - 第1 科目としての特性と未修者教育における留意点
 - 第2 反転授業の設計とそれを想定した授業1回分のプラン例
 - 第3章 刑法
 - 第1 科目としての特性と未修者教育における留意点
 - 第2 反転授業の設計とそれを想定した授業1回分のプラン例
 - 第4章 民法
 - 第1 科目としての特性と未修者教育における留意点
 - 第2 反転授業の設計とそれを想定した授業1回分のプラン例

はじめに

法科大学院未修者コース出身者の司法試験合格率の低迷等の問題が指摘されて以来、法科大学院未修者教育の改善に向けた様々な施策が行われ、また、各法科大学院ないし各教員等による努力が積み重ねられ、相応の成果が上がりつつある。もっとも、法科大学院に寄せられる社会からの期待は、さらなる向上を求めるものと考えられることに加えて、個別の法科大学院・教員等のレベルでさまざまな実践されている意欲的な取り組みの意義や成果が、法科大学院教育に携わる者全体に共有されているかという観点からは、なお小さない課題を残している。中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第10期のまとめ「法学未修者教育の充実について」においても、法学未修者教育の充実に向けた課題として、多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現と、法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上が指摘されており、それらの課題への取り組みは、法曹教育に関わる者の共通の関心事といえることができる。

そのような中で、文部科学省平成30年度先導的大学改革推進事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」等の先行研究が公表されているほか、2021年6月には、日弁連法科大学院センターと法科大学院協会の共同実施プロジェクトとして、司法試験合格者である未修者コース修了生と修了生に好評を博した未修授業を担当する法科大学院教員に対するヒアリング調査に基づく「法学未修者教育に関するシンポジウム」が開催された。同ヒアリング調査の結果については詳細な取りまとめ報告書が公表されており、そこでは、法科大学院全体で共有することが望ましい未修者教育の在り方について、

「法曹養成教育であることを意識し、それにふさわしい教育をすること」「授業で取り上げる知識等を絞り込むこと」「学生が有効適切な自学自修ができるよう……指導すること」等と分析されている¹。

上記取りまとめの分析は適切なものと考えられるところ、本調査研究第一事業においては、これを引き継ぎ、さらに考察を深めるべく、法科大学院協会及び法曹養成ネットワークが共同で実施した FD セミナーから得られた知見に基づいて、未修者教育の在り方に関する検討を行った。

具体的には、まず、上記シンポジウムにおける教員ヒアリングを補完する趣旨で、憲法、刑法、民法の基本 3 科目について、優れた取組みを行っている法科大学院教員を講師として招き、その報告を基礎に、法科大学院教員（研究者教員、実務家教員）およびオブザーバーとして参加した弁護士（法科大学院修了生）を含む参加者全員による意見交換を行う FD セミナーを実施した。また、上記中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第 10 期のまとめでも言及されている反転授業の採用可能性を探るという観点から、アクティブラーニングに関する FD セミナーも実施した。そこでは、アクティブラーニングの理論に造詣の深い法学研究者及びアクティブラーニングを法科大学院の授業に採り入れている実務家教員に報告を求めてそこから学び、意見交換も行った。

こうした過程を通じて、本事業担当メンバーは未修者教育の在り方に関する知見を深めた上で、次に、憲法、刑法、民法の基本 3 科目の教育に関するガイドラインの共有をめざした検討を行った。その結果、未修者教育の在り方に関して、本事業担当メンバーの間でおおむね共通認識が得られた内容を「未修者教育の在り方に関する提言」として示すことについて、合意がなされた。もとよりこの「提言」は、特定の具体的手法を全法科大学院において実施すべき模範として示すようなものではあり得ず、あくまで教育実践にあたって留意すべき指針に関する提案にとどまるが、そうしたものでも、一定の共通理解をめざして検討を行い、その一応の成果を示すことは、法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上に資するとの考慮からである。ただ、この提言は、事柄の性質上、ある程度抽象的な内容にとどまらざるをえないところ、これを各科目の教育実践に落とし込む際の具体的なイメージを示すことが、さらなる議論を喚起するという意味でも有益である。そこで、各科目の担当者において、予習教材としてオンデマンド教材を活用した学修者主体の反転授業を実際に行うことを想定した授業 1 回分のプラン例を作成し、その内容をめぐってさらに意見を交わした。そこでの

1 未修者教育プロジェクト（日本弁護士連合会・法科大学院協会共同実施プロジェクト）『未修者教育プロジェクトヒアリング結果取りまとめ報告書』（2021 年 6 月 19 日）35 頁以下。

議論は、授業の狭い意味での「やり方」ととどまらず、未修授業で扱う素材をどのように取捨選択していくべきかという、授業の内容に関わる事項にも及ぶこととなった。

このような経緯から、本事業に関する報告においては、まず FD セミナーにより得た成果をまとめたうえで、そこで得た知見を踏まえた本事業担当メンバーによる提言およびそれを各科目に落とし込んだ具体的イメージを示すこととした。ただし、FD セミナーにおける講師の報告のうち、アクティブラーニングに造詣の深い法学研究者である花本広志教授によるものは、専門的かつ重厚なものであり、法科大学院における未修者に対する授業の実践に関する他の報告とは性質を異にすると考えられたことから、同教授による報告の内容については、FD セミナーの概要報告からは独立させることとした²。その結果、本報告は、「第1部 FDセミナーの概要」「第2部 アクティブラーニングの理論と方法」「第3部 未修者教育に関するガイドラインの共有をめざした検討」の3部構成となった。なお、執筆分担は、下記の通りである。

- | | |
|--------------------------|-----------|
| ○ はじめに・第1部第2章・第3部第1章・第3章 | 小池信太郎 |
| ○ 第1部第4章 | 小池信太郎・宮城哲 |
| ○ 第1部第1章・第3部第2章 | 片桐直人 |
| ○ 第1部第3章・第3部第4章 | 白石大 |
| ○ 第2部 | 花本広志 |

本事業における調査研究の過程では、FD セミナー講師による充実した報告・議論に加え、その後の検討会では担当メンバーによる熱の入った議論が行われ、本報告書では、とりわけ法科大学院での教育実践とアクティブラーニングに関する理論を土台とした検討の成果を相当に具体的な形で示すことができたのではないかと考えている。もとより本調査研究は、上述のように、あるべき未修者教育の模範を標榜するものでもなければ、ゆるやかなガイドラインの共有をめざす営みとしても未だ途上のものではあるが、中間的な成果が法科大学院教育に携わる者に広く共有されることで、教育に関する理論的知見や実践上の工夫の深化など、法科大学院における未修者教育の質を向上させるための不断の営みに対して好影響を与えることができればと考えている。

第1部 FDセミナーの概要

2 花本教授は、当初は本授業担当メンバーではなく、外部講師として FD セミナーに参加したが、その後、法科大学院協会カリキュラム等検討委員会委員に就任し、本事業の担当メンバーに加わることとなった。

第1章 憲法

第1 基本情報

憲法に関するFDセミナーの基本情報は、下記の通りである。

- 日時： 2021年9月30日（木）17:00～19:00
- 出席者数：約25名
- 講師：江藤祥平（一橋大学准教授）
- 修了生オブザーバー
：上里好平（沖縄県弁護士会、琉球大学法科大学院修了）
- オーガナイザー：片桐直人（大阪大学）

第2 江藤祥平准教授（一橋大学）の報告概要

江藤准教授には、未修者出身の研究者教員であるというご自身の出自を踏まえて、一橋大学におけるご自身の授業の工夫などについてお話いただいた。報告の要旨は、下記の通りである。

1 自身が未修者の憲法教育を受けた経験に照らして

- 憲法は他の法律分野と異なり、日常用語に近い用語が使われており、初学者にとって取り組みやすい。
- 他方、憲法判断は価値判断に多くを依存しており、論理的な議論の展開がわかりづらく、その結果、わかりやすい論証パターンや予備校の論証集に飛びつくことになる。このような勉強方法でも、一定の問題数をこなすことによって、それなりに答案を書けるようになるが、応用力などは身に付かない。
- 要するに、未修の憲法においては解釈論を丁寧に咀嚼し、判断枠組みを適切に構築するといった基本的な能力が十分に涵養されない。
- その原因の一つは、やはりカリキュラムにある。未修者のカリキュラムでは、ひとまず重要な判例や論点を中心に一通りをカバーするのが精一杯。
- このようなカリキュラムでは、2年次以降に既修者と机を並べた時に、初見だったということにはならない、という程度のところまで（しか）行けない。それで良い、という考え方もあろうが、しかし、学習者の立場からすれば、2年次に既修者と同じクラスになった時に、知識の質や量で圧倒されてしまう、という事態は相当に心理的負荷が大きい。
- そうすると、未修者としては2年次までにもう少し高いレベルまで到達する（できる）教育内容が求められるのではないか。細かい論点や判例の詳細な知識まで身につけることはできなくとも、「憲法のもの考え方」をある程度応用できるようになる、というレベルを目指すべきでは

ないか。

2 未修者憲法教育の基本的な考え方

- まず重要なのは、授業で細かい知識を詰め込むのは避けるということである。もちろん、一定程度の知識が学習の前提となる（あるいは、司法試験受験の際に重要である）ことは否定しない。しかし、司法試験で問われているのも、実務で問われるのも、結局は「憲法のもの考え方」である。
- これに対しては、むしろ知識の習得を重視すべきだという意見もありうる。たしかに、予備校が短期間で幅広い知識の習得に特化していることに鑑みれば、司法試験の合格だけを考えるとある程度の成果が見込まれるように思われる。
- しかし、知識偏重の授業では、結局のところ「憲法のもの考え方」は育たないのである。そもそも豊かな思考力を備えた法曹を育成するのが法科大学院の使命だとすれば、予備校同様の教育を施すのは本末転倒ではないか。

3 未修者憲法教育の実践

- 授業設計の大きな方針は、考えさせる授業をすること。問いに対する正解を得て満足させるのではなく、自分から疑問を抱きもつと知りたいたいと思わせること。このような授業設計は、中期的に見ると学習意欲を掻き立て、知識量の増加にもつながる（なお、一橋は人権2単位・統治2単位）。
- 予習事項を重要事項に限定した上で、復習よりも予習を重視させる。例えば判例の事案と判旨は予習の段階で確認してもらい、授業で長々と問うことはしない。
- 授業では、判例の事案の事実関係を変化させて、この場合にはどう考えるかを問う。その際、判例の知識の有無ではなく、考え方の筋道をつけるように指導する。
- 判断枠組みについても、「どれを使うか」ではなく、判断枠組みを定立するまでのプロセスを重視し、丁寧に検討させる。
- 毎回の授業のレジュメの最後で問題演習を1問程度出す。問題を解くことで実力が身に付く。難しくて考えさせるものを素材にする。次回の授業の冒頭で、その問題について皆で議論する。このようにすることによって、学生は自主ゼミを組んだりするようになる。
- 中間テストの実施。成績評価には算入しないが、評価は伝える。これは現状の立ち位置をしっかりと知ってもらうため。
- 授業全体として、とにかく誉める。未修者はとにかく不安。自尊心を育

むことは重要。

- このほか、学習方法のアドバイスは積極的に行う。例えば、一元化ノートを作成を奨励する。

4 伸びない学生への対応

- 修了生弁護士等によるサポートや学習方法のアドバイスが重要。

第3 質疑応答・意見交換

江藤准教授の報告に続いて行われた質疑応答・意見交換で行われた主要なやりとりは以下の通り。

- LS のカリキュラム上、割り当てられている単位数が少ない一方、司法試験で問われている内容は相当に高度。また裁判所の判決を見ても、憲法として何をどの水準で教えるかが不透明ではないか。この関係で、LS 課程全体を通じて、到達目標をどこに設定し、その目標到達のためにどのような学習曲線を想定するのかといった点が問題ではないか、という問題意識が示された。これに対して、江藤准教授からは、確かに試験のレベルが高すぎるので低くするか、カリキュラムの内容を厳選するかが必要なのではないか、という回答がなされた。
- 授業1回分の具体的なイメージを教えてほしい、という要望があった。これに対して、思想・良心の自由に即して説明がなされた。まず予習段階では、謝罪広告事件（最大判昭和 31・7・4 民集 10 巻 7 号 785 頁）と君が代起立斉唱事件（最判平成 23・5・30 民集 65 巻 4 号 1780 頁）について教員作成の Q 付きのレジュメを配布した上で、読み込んできてもらう。授業では、Q の解答を教えるにとどまらず、事実関係を変えてさまざまな考え方を検討してもらう。復習としては練習問題の解答を作るとともにまとめノートの作成をしてもらうとのことであった。
- ご教示いただいたような授業だと、解答を欲しがる学生が出てこないかという質問があった。江藤准教授からは、それはその通りだが、解答を与えることはせずに文献のみを教示するように努めているとの回答があった。
- 未修者の不安に寄り添う、というのはとても重要な視点。他方、現時点の未修者コースにはいわゆる隠れ未修者が多数在籍している。そうするといわゆる純粹未修者はもっと不安や焦りを感じているのではないか。そのような中で、あえて解答を与えずに考えさせる授業を展開すると、純粹未修者の不安が増幅してしまい、かえって安易な論証パターンに飛び付くなどの弊害があるのではないか、という懸念が示された。これに対して講師からは、だからこそ、真剣に悩まざるを得ないような問題を提示して考えさせることが重要ではないか、との回答がなされた。
- 期末試験に関する質問があり、江藤准教授からは具体的な問題を示しつつ

説明がなされた。表現の自由領域で内容中立規制を問うものであるが、採点に際しては、隠れた論点にきちんと気がついているものや、新たな論理構成を提示している答案については高く評価するようにしている。

- さらに期末試験については、語句説明など基礎知識の確認する出題をすべきか、という質問があった。これに対しては、事例問題の中で確認することが可能だという回答がなされた。また参加者からは、択一問題・正誤問題を混ぜて出題をしているという実践例が紹介された。
- 学生の負担感についてどのように考えているか、という質問があった。これに対して、学生に対しては予習の目安として週のうち1日（5時間）程度と説明しているとの回答があった。これに対しては、カリキュラム設計の標準的な考え方からすれば、予復習併せて4時間なのであり、やはり窮屈であって、制度設計レベルで対応が必要なのではないか、という問題提起がなされた。
- 既修者に対してどのような授業をしようとしているのか、未修クラスと既修クラスで内容やレベルをどのように分けるべきだと考えるかとの質問があった。これに対して理念としてはどちらのクラスでもやるべきことは変わらないが、もちろん重点は異なるとの回答がなされた。
- 未修の学生に合格のイメージをどのように持ってもらうのが良いか、という質問が寄せられた。これに対して、特にアドバイスしているのは焦りすぎないことであるとの回答があった。
- オンデマンド教材の活用について質問があった。予習段階でそれをやることはとても有効だろうと考える。その際、基本的な知識のほか、もう少し効率的に「ものの考え方」の基本的なフォーマットを与えることも考えて良いと思われる。ただ、憲法の場合、基本的なフォーマットがひとり歩きする危険があり、その弊害が指摘されてきたところでもあって、工夫が必要だろうと思うとの回答があった。
- 江藤准教授の授業はアクティブラーニングを取り入れているものと言えるが、その際、教師自身の考え方を示すか否かについて質問があった。これに対して、教師の「正解」ではなく、あえて「異端」な考え方を示すように心がけている、という回答があった。
- 未修教育が窮屈なことは否めず、未修教育の期間を延ばすことが有効だとの意見をどう考えるか、という問題提起があった。これに対して、必ずしも1年が短いというわけではなく、内容や学習目標・到達目標を工夫すれば良いのではないかと、むしろ未修期間を長期化することによる弊害があるのではないかと意見があった。
- 法律的な文章の書き方の訓練をどのようにするか、という問題提起があっ

た。これに対しては、文章を書けない人には2種類のタイプがあり、法的文書の作法を知らないから書けない人とそれを知ってもなお書けない人がいるのではないか。前者は自然とできるようになるという感触があるが、後者については悩ましいという回答があった。また法的三段論法を強調しすぎることに弊害があるのではないか、という意見もあった。

- 個別制定法解釈や仕組みを読み解く訓練はどのようにするか、という問題提起があった。確かに憲法の場合、その訓練をどの程度やるのかは悩ましいところだという意見があった。

第2章 刑法

第1 基本情報

刑法に関するFDセミナーの基本情報は、下記の通りである。

- 日時：2021年9月28日（火）17:00～19:00
- 出席者数：約40名
- 講師：嶋矢貴之（神戸大学教授）、杉本一敏（早稲田大学教授）
- 修了生オブザーバー
：畑田将大（福岡県弁護士会。九州大学法科大学院修了）
- オーガナイザー：小池信太郎（慶應義塾大学）

第2 嶋矢貴之教授（神戸大学）による報告

神戸大学法科大学院における1年次の刑法教育に関する嶋矢教授の報告の要旨は、下記の通りである。

1 「刑事実体法ⅠⅡ」の概要と運用

- 1年次必修の基本科目として、「刑事実体法Ⅰ」（前期・4単位。刑法総論、個人的法益に対する罪のうち財産犯以外）、「刑事実体法Ⅱ」（後期・2単位。財産犯、社会的・国家的法益に対する罪）を開講している。その進行イメージは、下記の通りである。
- 各回、事前に「学習チェックリスト」（推薦教科書の該当頁、重要度付きの関連判例リストに加え、正確な理解・記憶を求める「基本事項」、一応目を通してきてもらい授業で検討を加える「重要ポイント」を箇条書きにしたもの）を配布し、予習・授業・復習の指針としている。
- 各犯罪が問題なく成立する（論点を含まない）事例を掲載した「典型事例集」も事前配布することで、各罪が典型的にはどのような事例で成立するのかをイメージさせて論点主義に陥らないようにしつつ、典型事例のどこがどう変わると論点になるのかをイメージさせて論点の理解もより正確なものとすることに役立てている。
- 教科書はいくつか推薦するが予復習用であり、授業中に直接参照はしな

い。判例教材（『判例刑法総論』『判例刑法各論』〔有斐閣〕）は、常に参照しながら進める。

- 授業で具体的にとりあげる内容は、1年次にふさわしいものという観点から絞り込んでいる。重要論点であっても、難解でありそれなりにボリュームもあり、2年次の授業で必ずとりあげるような論点（例えば、共同正犯論における共謀の射程・共犯関係の解消・承継的共同正犯）については、そのような問題が存在し、2年次に本格的に学ぶという情報のみ示す（試験にも出さない）。
- 授業中のスタイルは、講義中心。ただし、緊張感の保持という観点から、ときおり学生を当てて発言させている。その際の質問の内容は、2年次のように議論にわたるところというよりは、要件や定義等の基本事項の反復確認を中心としている。
- 到達目標としては、一応の理論的枠組みに基づき、判例の理解から比較的簡単な事例問題を解けることをめざし、試験もそのように作題、採点している。

2 「法解釈基礎ⅠⅡ」の概要と運用

- 未修者スタートアップ・プログラム（文科省加算プログラム）の一環として、「法解釈基礎Ⅰ」（前期・1単位）、「法解釈基礎Ⅱ」（前期・1単位）を開講している。
- 「法解釈基礎Ⅰ」は、基本科目としての「刑事実体法Ⅰ」（および民法のそれに相当する科目）の担当教員が兼務し、基本科目が途中まで進出した5月中旬に授業を開始する。
- 本科目では、基本科目で扱った範囲で解くことができる事例問題について、（特に最初のうちは）具体的な論述手順まで解説した上で、実際に答案を作成、提出させ、担当教員が自ら添削指導を行っている。
- 提出答案が一定水準に達し合格となるまで添削指導を繰り返す。初回で合格する学生も多いが、人によっては3回、4回と繰り返すことになる。
- 本科目は、授業で教えた内容を学生が正確に理解できているかを、「手遅れ」にならない時期に教員が確認でき、また、授業で扱った情報の色分け（どの部分がどのように問題、答案で使われるのか）のイメージを学生に与えられるというメリットがある。

3 期末試験の実施時期の工夫と自律的学習の促進等

- 「刑事実体法Ⅰ」を含む前記必修科目の期末試験は、8月末又は9月上旬に実施し、夏休み期間を、期末試験に向けた学習期間として位置付けている（その期間に、修了生による4、5名単位の「チューターゼミ」を実施し、期末試験対策の指導を行ってもらっている）。

- その他にも、修了生によるゼミ等の機会等を通じて、学生間のタテヨコで自律的な学修コミュニティが生じることによる好ましい効果も期待している。

4 オンライン授業の活用に関する所感

- オンデマンドではとりわけ、リアルタイムであっても、理解度の把握ができないという難点が大きい（ハイフレックス授業については、機材環境の制約が大きい）。また、学生らの学修コミュニティの形成が促されないという問題もある。
- ただし、「法解釈基礎」での添削の実演指導など、科目によってはオンラインの適性が高い場合もある。

第3 杉本一敏教授（早稲田大学）による報告

早稲田大学法科大学院における 1 年次の刑法教育に関する杉本教授の報告の要旨は、下記の通りである。

1 「刑法ⅠⅡ」の概要と運用、オンライン授業の所感

- 1 年次の必修科目として、「刑法Ⅰ」（春学期、2 単位、総論）、「刑法Ⅱ」（秋学期、2 単位、各論）を開講している（その他、選択科目として、「刑法入門演習ⅠⅡ」を春秋に開講している）。
- 教科書は指定せず、レジュメを配布している。オンライン授業となり、パワーポイントのレジュメを使用するようになった。
- 3+2 に伴うカリキュラム改定で単位数が前年度から半減したため、以前は基本事項から問答をしながら話していったのに対し、実質を伴った双方向のやりとりが困難となっている。
- 授業外で視聴してもらう「プレゼミ動画」を作成、提供したこともあるが、授業時間との関係で任意視聴となるため、基本事項をそちらに委ねてしまうと、伝わっているかが不安である。そのため、授業では基本事項から説明し、補足的な内容を「参考動画」として提供し、関心に応じて視聴してもらう方向となっている。
- zoom によるリアルタイム・オンライン授業を行っているが、学生は顔出しをしないこともあり、理解度（やそもそも真面目に参加しているか）の把握が困難である点に難しさを感じる。既修授業の経験上、ハイフレックス授業の機材環境上の制約からくる不効率性は否めない。

2 未修者学生の抱える問題点とその対策

- 未修者コースの学生には、①授業を真面目に聴き、基本書を読んで論点内容の精確な理解に努めるが、論述不慣れのため、試験では時間切れになったり、全く体をなしていない論述を行ったりするタイプと、②予備校等の論証ブロックに依存して答案を作成するため、一応の答案の体は

なすものの、「血の通っていない」（内容不十分の）論証ブロックを疑わずに用い、そこからの演繹で考えようとしたり、また、そもそもの理解不足により誤用するタイプがみられる。

- ①のタイプの対策としては、答案構成の方法や論述のしかたについて、ひな形を示し、作法を教えている。また、論証のパターンは事前に整理、準備しておくべきで、既存の論証ブロックも（時間節約という目的の限りで）有用であることを伝えている。
- ②のタイプの対策として、自分で論証ブロックの内容上の問題点に本人が薄々気づいている場合であれば、不十分な点を具体的に指摘、説明することで納得が得られる。しかし、そこまでにも至っておらず、そもそも内容に関心がなく専ら答案の体裁を繕うという意識で論証ブロックを貼り付けているため、しばしば致命的な誤用をする学生もみられる。そのような学生も含めた対策としては、授業等で論点の意味を正しく理解させる努力をするほか、パワーポイント等の図解を用いるなど視覚的イメージに訴えることで理解を促すことを試みている。また、既存の粗悪な論証ブロックの代替として使用できるように、判例等のエッセンス（考慮事情等）を、論証化につなげやすい形で整理して示すようにしている。

第4 質疑応答・意見交換

両報告に続いて行われた質疑応答・意見交換の内容は広範囲に及んだが、例えば、下記のようなやりとりが行われた。

- 学生が既存の論証ブロック等を参照しながら作成する答案が、現在のスタンダードな理解からすると内容が微妙であるが、完全に誤りとまではいえない場合に、どの程度介入するかという問題意識が示された。それに関しては、環境が許す場合には時間をかけたやりとりにより気づきを促すものの、その余裕がない場合には、致命的な誤解を除き、あえて介入していないとの実情が示された。司法試験合格者の再現答案もそこまで行き届いた理解で書かれているわけではないことも指摘された。
- 学生の誤解に教員がいち早く気づいて対処をするという観点からは、神戸大学法科大学院の「法解釈基礎」のような取組みは大変有効と思われることが確認された。
- 添削指導を授業担当教員が直接行うことの負担の大きさという問題に関し、神戸大学法科大学院の「法解釈基礎」では、1学年の未修者の人数が15名程度で、同科目は民刑あわせて8回程度（各科目2、3問）であるので、なんとか対応できているとのことであった。また、教員の模範答案までは示さないが、学生の良い答案に添削を施したものを配布したり、オ

ンライン授業で添削の実演をしたりして、多くの学生があるべき答案のイメージに触れられるようにする配慮をしているとのことであった。

- 学生のタテヨコのつながりの形成を促す指導や、理解しておくべき内容をリスト化していつでも繰り返せるようにするしくみは大変有用であるとの指摘がなされた。
- リアルタイム授業で学生一人を当てて知識の確認をするやりとりは非効率であり、情報提供の部分は予習動画等にし、知識の確認はオンラインのクイズを活用し、リアルタイム授業ではグループでの検討を求めるなどして全員が同時に参加できるようにすべきではないかとの指摘がなされた。その一方で、コロナ禍で授業がオンライン化して、上位学生と下位学生の理解度の格差が拡大した経験に基づき、オンデマンド動画の有効性についての不安も示された。
- オンデマンドの動画等で予習させる場合、視聴を義務づけると、リアルタイム授業と合わせて授業時間の延長になってしまうが、任意視聴とすると全員が視聴していることを前提とした進行ができないという問題が示された。それに対しては、反転授業の基本的な考え方は、インプット1・アウトプット4・再度インプット5であり、予習動画で詳細まで話しても伝わらないため、基本的なことがらのみを盛り込むイメージで、90分授業であれば30分程度が目安だろうという指摘がなされた。
- 授業1コマの考え方において、予習動画と当日授業を合わせて2コマ分になってしまうのは過剰であるが、両方合わせて厳格に90分以内と考える必要もなく、適正なバランスについては、試行錯誤する現場からの声が共有されていくことが重要であるとの認識も示された。
- 反転授業を法科大学院の未修者コースで実践しようとする場合、未修者の属性が様々であることに伴う特有の難しさもあることが指摘された。

第3章 民法

第1 基本情報

民法に関するFDセミナーの基本情報は、下記の通りである。

- 日時： 2021年10月13日（水）17：00～19：00
- 出席者数：約40名
- 講師：吉永 一行（東北大学教授）
- 修了生オブザーバー
：古山 智隆（広島弁護士会、島根大学法科大学院修了）
- オーガナイザー：白石 大（早稲田大学）

第2 吉永一行教授（東北大学）による報告

法学教育に関する論文・学会報告の業績があり、法学教育の方法論に造詣が深い吉永教授に、ご自身の東北大学法科大学院における未修者教育の実践についてお話しいただいた。吉永教授の報告の要旨は、下記の通りである。

1 教育学の知見の法学教育への応用

- 「教育活動の効果・効率・魅力を高めるための手法を集大成したモデルや研究分野、またはそれらを応用して学習支援環境を実現するプロセス」としての ID (Instructional Design) の知見をふまえ、それを法学分野に応用することを意識して教育に取り組んできた。
- ブルームのタキソノミー (6 種類の認知過程と 4 種類の知識を組み合わせた 24 通りの分類) を法学教育に当てはめる。4 種類の知識のうち、「事実的知識」は「語の定義・列挙された要件 (例: 契約の定義)」、「概念的知識」は「事実的知識相互の関係 (例: 契約と法律行為の関係、契約の種類)」、「手続的知識」は「法律を用いる際の考え方 (例: 法的三段論法)」、「メタ認知的知識」は「認知過程の認知 (例: 契約法の学び方)」にそれぞれ対応する。
- 教科書の説明は「事実」「概念」の「記憶」「運用」が中心であるが、分量は多くて授業ですべて取り上げることはできない (特に民法は学習すべき事項が膨大であり、すべてを取り上げることは現実的ではない)。したがって、「教科書で自習できる」ようにする必要がある。
- 司法試験の短答式試験・論述式試験で試される知識・認知過程は、教科書で得られる知識・認知過程とズレがある。したがって、両者の橋渡しを授業がいかにサポートできるかが法科大学院教育の課題となる。

2 東北大学法科大学院における実践

- 東北大学法科大学院では、2020 年度前期に民法Ⅱ (契約法・債権総論) をオンライン (リアルタイム) で実施した経験があり、その実践を中心に事例紹介する。
- 新型コロナウイルスの影響で突然のオンライン対応を強いられたこともあり、教員・学生の双方が不慣れだったため、双方向授業 (ソクラテック・メソッドを用いた授業) にはできなかった。そのかわり、授業最後の 10 分と授業後のオフィスアワーを質問時間に充て、双方向性を確保するように工夫した。未修者教育では一定量の知識の効率的伝達が主眼となるため、ソクラテック・メソッドには特にこだわりはなかった。
- 教科書の範囲を指定して予習を求めた。教科書は初学者向けのものをまずは勧め、学習が進んだところでより本格的なものを読むように指導した。

- 純粋未修者もいることに鑑みて、全 30 回の授業のうち最初の 6 回分を「第 1 部」とし、契約法・債権総論の全体像を一回りする「基本概念の基本知識の総ざらい」に充てることにした（「1 周目」）。こうして、「基礎知識」とは何かを早い段階で伝えることにより、教科書を読む際に押さえておくべき重要な事項ととりあえず読み飛ばしてよい事項とを自分で判断できるようになると考えた。
- 毎回の授業の冒頭でチェックテストを実施した（5 分間、○×形式 5 問）。その狙いは、予習に緊張感をもたせるとともに、試験では教科書に書かれている通りに問われるわけではないことを認識させることにあった。
- 事例問題に対応できるようにするため、2 回の演習の機会を設けた。1 回目は、書き方をルーズブリックで評価し、フィードバックを行った（①必要な論点のすべてに言及しているか、②法的三段論法に従っているか、③記述された内容が正確か、④記述された事項が全体として整合しており矛盾を含んでいないか、の 4 項目を 2 段階で評価）。2 回目は、より本格的な事例問題を制限時間内に手書きで書かせる小テストを行った。
- 授業の説明は、質問とそれに対する回答を一人で話すという形式を心がけた（「一人ソクラテス」）。これにより、受講生の脳内でアクティブな学習が行われることを期待するとともに、どのような質問を発すればよいかを実演することで「法律家のように考える」とはどういうことかを示そうとした（手続的知識の伝達）。

第 3 質疑応答・意見交換

吉永教授の報告に続けて、以下のような質疑応答・意見交換が行われた。

- 「1 周目」ではどのようなレベル感の内容を扱っているのかという質問があり、これに対して吉永教授からは、定義とその意義（他の概念との関係）、要件・効果、制度趣旨、典型例などを身につけてもらうことを主眼としているとの回答があった。
- 早期に科目の全体像を一通り総ざらいする「1 周目」の方法は効果的であると思われる反面、授業回数をとられてしまうという点で難しい面もあることが指摘された。
- 「2 周目」は具体的にどのような授業内容なのかについて質問があり、これに対しては吉永教授から、百選登載の重要判例の説明や、簡潔な事例に即した説明に力を入れたとの回答があった（共通到達度確認試験の対策としての意味合いもあるとのこと）。
- 「2 周目」の授業の予習として何を求めているのかという質問があった。これに対して吉永教授からは、教科書の該当箇所を読んで理解するとともに

に、判例の事案を整理してくることを求めたとの回答があった。また、判例の学習に際しては、登場人物を具体的な人（たとえばX・Y）として捉えるのではなく、抽象化された次元（たとえば売主・買主など）で捉えることを意識させたとの回答もあった。

- 復習に力を入れさせるという観点からは、チェックテストを授業後に受けさせることも考えられるとの指摘があった。これに対して吉永教授からは、自分で教科書を読めるようになることを目標にするのであれば、それができたかどうかを授業の冒頭で確認するのが効果的であるとの回答も示された。また、チェックテストで出来が悪かった問題について授業で説明することができるという効用もあることが述べられた。
- チェックテストを行った後、教員が解説するだけでなく、学生同士で問題について話し合う方法（ピア・インストラクション）をとることも有効であるとの指摘がされた。また、「インプット→アウトプット→インプット」の流れを設けることがアクティブラーニングの観点から効果的であるとの指摘もあった。
- 法的三段論法は法学に特殊な思考方法なのか、それとも日常的に行われている思考と同じなのかについて、さまざまな角度から意見交換が行われた。また、これと関連して、法的三段論法と「視線の往復」の関係についても議論が行われた。
- オンラインを活用した未修者教育の在り方についての質問がされた。これに対して吉永教授からは、対面授業のほうが理解度の確認の点でやりやすいとの回答があった。ただ、オンデマンドの教材を用意することによって、授業では受講生の理解のフォローにより一層注力できるようになるかもしれないとの回答もなされた。また、動画にすると授業で話す時間の3分の1程度の長さに収められるので、学生の負担の軽減にもつながりうるとの意見も示された。
- 「メタ認知＝学び方」をいかに教えるかについて意見交換が行われた。これに関連して、陥りやすい誤りをあえて示すことの有用性や、グループワークの活用についても言及がされた。

第4章 アクティブラーニング

第1 基本情報

アクティブラーニングに関するFDセミナーの基本情報は、下記の通りである。

- 日時：2021年11月4日（木）17:00～19:00
- 出席者数：約18名

- 講師：花本広志（獨協大学教授）、宮城哲（琉球大学教授）
- オーガナイザー：小池信太郎
- ※ 花本広志教授によるアクティブラーニングの理論と方法に関する報告は、今後の未修者教育にとって示唆に富む重要な報告であるので、第2部で詳細を報告する（→「はじめに」参照）。ここでは、宮城哲教授による報告の概要のみを紹介する。

第2 宮城哲教授（琉球大学）による報告

アクティブラーニングの実践編（琉球大学法科大学院における「法学未修者向け民法科目におけるアクティブラーニングの試み」）に関する宮城教授の報告の要旨は、下記の通りである。

1 「民法問題研究Ⅰ」の概要と運用

- 法学未修者向けに法律基本科目（民法）の選択科目として「民法問題研究Ⅰ」（前期・1単位）を開講している。「民法問題研究Ⅰ」は、必修科目の「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」及び「民法Ⅲ」と並行して実施され、「民法Ⅰ」、「民法Ⅱ」の担当教員が兼務している。
- 全7回の授業のうち、第1回は、法学未修者向けに法学入門的な講義を行い、第2回と第3回は、簡易な事例問題を分析し問題点を発見し、答案構成をするトレーニングを行い、第4回から第7回は、必修科目で学び終わった判例百選掲載判例の事案を簡略化した事例問題につき、事前に受講生に答案を作成させ、授業では学生の答案をたたき台としてよりよい答案にするためにどうすべきかについて討論を行う。
- 「民法問題研究Ⅰ」で意識的に導入しているアクティブラーニングの手法は、①逆向き授業設計（→「第2部第3章第1」参照）ーアウトカム基盤型教育、②スモールステップ（→「第2部第4章第2」参照）、③グループ学習（→「第2部第4章第3」参照）、④ルーブリックー形成的評価（→「第2部第3章第2」参照）である。

2 逆向き授業設計ーアウトカム基盤型教育

- 第1回の授業において、法律実務家に必要な能力や司法試験で試されている能力が何かを説明し、そこから逆算して、法科大学院で身に付けるべき能力（アウトカム）を説明し、1年次前期の「民法問題研究Ⅰ」で身に付けるべき能力（到達目標）を説明している。中長期的な目標の中でこの授業の位置づけを明らかにし、目的意識をもって学修してもらうための工夫である。

3 スモールステップ

- 第2回と第3回は、簡易な事例問題を扱い、答案構成のトレーニングを行ったうえ、第4回から第7回は、必修科目で学び終わった判例百選掲

載判例の事案を簡略化した事例問題を扱い、答案を作成させている。このように、分析させる事例問題を簡易なものから徐々にレベルアップさせ、作業内容も答案構成のトレーニングを経てから答案作成をさせるなどの工夫をしている。

- 第2回と第3回は、簡易な事例問題を扱うが、簡易な事例問題の中でも、最初は条文を適用すれば解決できるような極めて基本的な事例問題を分析させた後、類似の事例問題で少しずつ問題点を増やしたり、問題点を変化させるなどして、徐々にレベルアップさせた問題を分析させるようにしている。

4 グループ学習

- 第4回から第7回は、受講生をグループ分けし、約2週間前に出題された判例百選掲載判例の事案を簡略化した事例問題につき、事前にグループワークを行ってグループで1通の答案を作成させ、授業でも、グループ毎に他のグループの作成した答案について質問や意見を述べさせるなどしている。
- 授業評価アンケート等において、初学者にとって、ある程度勉強が進んでいる受講生等他の受講生と一緒に学修できる環境を作ってもらい有難いという趣旨のコメントをもらっている。

5 ルーブリック形成的評価

- 第2回講義終了後のレポートや第4回から第7回の実例問題の出題の際には、ルーブリックも同時に配付している。受講生が、何がどのように評価されるのかを意識しながら答案を作成でき、評価を受けた後もどの項目の評価が低かったのかが明確で改善点を把握できるので、受講生が主体的に自らの課題を意識しながら学修を進めることができる(形成的評価)。
- ルーブリックの縦軸の評価項目は、当該授業の到達目標にリンクさせ、①出題の意図の把握・問題提起(Xの主張する権利の把握とYの反論の想定、論点の発見等)、②規範定立・法解釈能力(条文・判例の理解、条文の趣旨からの検討、解釈の必要性和許容性、論理的思考力、対立利益の調整等)、③あてはめ・法適用能力(規範に当てはまる事実の適切な引用、消極的な事実と積極的な事実の整理・評価等)、④結論の指摘・問いへの回答(問いに答える姿勢、結論の妥当性への配慮等)、⑤答案構成力・文書表現力(接続詞使用の適切さを含む答案の読みやすさ、全体的な論理的構成と適切な項目分け、余事記載がないこと等)の5項目、横軸の評価基準は、S:とてもよくできている(90~100)、A:よくできている(80~90 未満)、B:一応できている(60~80 未満)、C:で

きていない（0～60 未満）の4段階とし、表の各欄には何ほどの程度できていればその評価となるかの目安も記載している（例えば、①でS評価となる基準は、「事案分析、条文・判例の引用、Xの主張する権利の把握、Yの反論の想定が概ね適切になされており、本問の論点の発見、問題提起も適切で、出題意図の把握ができています。」と記載している。）。

第3 質疑応答・意見交換

両報告に続いて行われた質疑応答・意見交換の内容は広範囲に及んだが、例えば、下記のようなやりとりが行われた。

- アクティブラーニング型授業を導入した場合、評価方法はこれまでのようなペーパーテストでは不十分なのかという質問がなされ、花本教授から、知識や知的技能の一部はペーパーテストで図ることができるが、限界があるので、医学部教育で導入されているパフォーマンステスト等の導入が検討されてよい旨の回答がなされた。
- アクティブラーニング型授業における講義とアクティブラーニングのバランスについてどの程度の割合が望ましいのかという質問がなされ、宮城教授からアクティブラーニングは学生ができるようになるための手段に過ぎないので、アクティブラーニングを何割導入しようとするより、目の前の学生ができるようになるためにどのような教育をすべきという観点から臨機応変に考えるべきではないかという回答がなされた。また、花本教授から、國學院大學法学部の中川孝博教授の取組みも紹介しながら、初学者のうちは知識を詰め込もうとしても吸収できないので、最初の段階では基本的な思考方法や考え方の修得を中心に考えるべきではないか、そうすればその後は講義中心でも学生自ら能動的に学修できるのではないかという考え方が紹介された。
- いわゆるコア・カリキュラムの見直しについても問題提起がなされ、宮城教授から未修1年次の到達目標を設定するとすれば、現在の知識を中心とした到達目標の絞り込みという発想だけでなく、基本的な法的思考や学修方法の修得に重きをおくべきではないかという見解が示され、花本教授から、教える順番が重要であり、未修1年次の中でもスモールステップで3段階くらいに分けて段階的に教えるという視点も必要ではないかという見解が示された。
- 反転授業等アクティブラーニング型授業を導入するに際して、これまでの単位認定の考え方やそれを前提とした認証評価が障害になりうるという問題提起がなされ、講義型からアクティブラーニング型授業への転換を促し、これを拡充するためには、授業内外の学修時間と単位の与え方や修了に必要な単位数等につき各大学にある程度の裁量をもたせた方がよいと

いう見解も示された。

- その他、東北大学における全学的なアクティブラーニングについての先進的な取組みも紹介された。

第2部 アクティブラーニングの理論と方法

第1章 アクティブラーニングとは何か。

アクティブラーニングの定義について、まずは、アクティブラーニングに関する最初の政策文書と言われる、2012年の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ―― 生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」(以下、「質的転換答申」という。)での定義を見てみよう。

「質的転換答申」に付属する「用語集」によれば、アクティブラーニングとは、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称」と定義されている。それに加えて、「学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブラーニングの方法である。」という説明が付されている。質的転換答申における定義と説明からは、「能動的な学修への参加」を取り入れる点で、一方通行型の講義とは異なること、また、「能動的な学修への参加」をもたらす方法はいくつもあり、アクティブラーニングはそれらの総称であること、知識だけではなく、さまざまな能力の育成を目的とするものであることが分かる。

もっとも、この定義では、「能動的な学修への参加」とはどういうことか、今一つよく分からない。そこで、教育学者で、アクティブラーニングに関する有力な論者の一人である、溝上慎一の定義を見てみよう。溝上によると、アクティブラーニングとは、「一方向的な知識伝達型講義を聴くという(受動的)学習を乗り越える意味での、あらゆる能動的な学習のこと」であり、「能動的な学習には、書く・話す・発表するなどの活動への関与と、そこで生じる認知プロセスの外化を伴う。」と定義されている³。この定義の前半部分は、質的転換答申の定義とほ

3 溝上慎一『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』(東信堂、2014年)7頁。
なお、「がくしゅう」について、質的転換答申は「学修」、溝上は「学習」をあてている。一般には、大学での学びは「学修」、高校以下での学びは「学習」とされているが、能動的な学びを「学修」、受動的な学びを「学習」とする場合もある。さらには、大学での学びでも、

ば同じであるが、後半で、「能動的な学習」の内容が示されている。すなわち、書く、話す、発表するなどの活動に関与すること、また、単に活動に関与するのではなく、その中で認知プロセスの外化を伴うような学習を「能動的学習」としている。

アクティブラーニングというと、講義を聴く以外の何らかの活動を行うイメージがあろう。確かにそのとおりではあるのだが、そのような活動自体がアクティブラーニングであるかのように捉えられがちではなかろうか。しかし、溝上によると、アクティブラーニングで行う活動で重要なことは、それが「認知プロセスの外化」を伴うからである⁴。活動それ自体はアクティブラーニングの目的ではない。後述の「2 アクティブラーニングが必要な理由」でも説明するが、講義を聴くだけでは、記憶にも残らないし、問題解決に活用可能な「活きた知識」にもならない。活きた知識として身に付けるためには、「認知プロセスの外化」が必要だとされる。「認知プロセスの外化」とは、要するに「アウトプット」であるが、「書く」、「話す」、「発表」するなど、知識の理解や頭の中で思考したことなどを表現することを指している。この点で、アクティブラーニングは、「認知プロセスの外化」を伴う活動を行うことで、深い学習に到達することを目的とする教授・学習法ということができる。

他方で、この点はときどき誤解があるようだが、アクティブラーニングは講義の意義を否定するものではない。そもそも外化の元となる知識がなければ、外化のしようがないのである。外化に対して、知識を習得することを「内化」と言う。つまりインプットであるが、内化が不十分なまま外化をしても、形だけの外化になってしまって、浅い理解にしか到達しないとされる。ここで重要なことは、内化のためのもっとも効率的な方法は「講義」だということである。したがって、アクティブラーニングを積極的に推進する立場であっても、講義の意義を軽視することはできないのである。

授業の中で講義の時間をどれくらいとるべきかは、学習目標によって異なる。場合によっては、講義の時間が多くを占める授業があってもかまわない。ただし、前述のとおり、ただ「聞く」だけでは、深い理解に到達することは困難であるから、講義であっても、というよりも、講義だからこそ、徹底的に理解にこだわる必要がある。また、講義を聴くだけでは身につかない能力もある。重要なのは、学習目標に応じて講義とアクティブラーニングとで適切な配分をすることである。

この点に関連して、アクティブラーニングとアクティブラーニング型授業の

単位取得を前提とする学びは「学修」、そうでないものは「学習」とする例もある。

4 溝上・前掲書 9～13 頁。

概念的な区別について指摘しておきたい。溝上によると、アクティブラーニングとアクティブラーニング型授業とは概念的に区別されるべきだとされる⁵。前述のとおり、講義とアクティブラーニングとは対立するものではなく、いずれも、学習目標を達成するための授業の要素に過ぎない。そこで、「アクティブラーニング」というときは、学習の一形態を表す概念として用いることとし、アクティブラーニングを取り入れた授業のことを「アクティブラーニング型授業」と呼んで区別するべきだというのである。以下、本稿ではこの区別に従う。

第2章 アクティブラーニングが必要な理由

それでは、なぜアクティブラーニングが必要なのだろうか。その理由として、ここでは、①「教えるパラダイムから学ぶパラダイムへの転換」及び②「知識の加速度的増加」の2つを取り上げよう。

認知心理学によると、「人は、新しいことを学習するとき、既有知識を足がかりにして、情報を相互に関連付けて体系的に理解しようとする傾向を持っており、人の学習は、けっして白紙にものを書き込むように、与えられた情報がそのまま蓄積されていくというものではない」とされる。このような考え方を「構成主義の学習観」という⁶。この学習観の下では、学習者は、知識を受け入れる受動的な存在ではなく、自ら知識を再構成していく能動的な存在だと捉えられている。このような学習観、学習者像からすれば、教師は、正しく教えればよいというものではなく、学習者が主体的に知識を再構成できるような学習環境を提供するべきだということになる。この点で、「教える」パラダイムから「学ぶ」パラダイムへの、「パラダイム転換」が生じていると言われている⁷。

「学ぶ」パラダイムでは、「教師が何を教えたか」ではなく、「学生が何を学んだか」が重要になる。このようなパラダイム転換に対応して、学習者主体の教育手法である「アクティブラーニング」が必要になっているのである。

アクティブラーニングが必要なもう一つの理由としては、現代における「知識の加速度的増加」があげられる。法学の分野でも、社会の発展や複雑化に伴い、

5 溝上・前掲書 14 頁

6 構成主義の学習観については、稲垣佳代子／波多野誼余夫『人はいかに学ぶか 日常的認知の世界』（中公新書、1989 年）、今井むつみ『学びとは何か —— 探求人になるために』（岩波新書、2016 年）、今井むつみ／野島久雄／岡田浩之「新 人が学ぶということ —— 認知学習論からの視点」（北樹出版、2012 年）などが分かりやすい。

7 教えるパラダイムから学ぶパラダイムへの転換については、溝上・前掲書（注 1）25～41 頁。また、久保田賢一『構成主義パラダイムと学習環境デザイン』（関西大学出版部、2000 年）も参考になる。

新たな問題が次々と生じており、それに応じて新たな立法や判例も次々と現れ、学説も多岐にわたっている。そのすべてを学校教育で伝えることはもはや不可能である。むしろ、現代において求められているのは、直面する問題の解決に必要な知識を適切に収集し、分析・整理し、問題に即した解決法を自ら考え出す能力を学ぶことであろう。この点で、アクティブラーニングでは、「学び方を学ぶ」ことが強調される。

アクティブラーニングが必要な理由はほかにも考えられるが、さしあたりは以上の2点を押さえておけば足りよう。

第3章 アクティブラーニング型授業の授業設計⁸

第1 逆向き授業設計

アクティブラーニング型授業では、学生が主体的に活動しながら学習していくことになるので、限られた授業時間の中で、必要なことを確実にかつ効率的に学習できるよう、授業全体をキチンと「設計」する必要がある。授業設計で重要なことは、①逆向き授業設計、②目標と授業と評価の一体性の2つである。これらの重要性は、必ずしもアクティブラーニング型授業に限るものではないが、アクティブラーニング型授業の効果を高めるには特に大切なことだと思われる。

1 逆向き授業設計とは何か

それでは、「逆向き授業設計」とは、どういうことであろうか？ 従来の授業設計では、まず何をどのように教えるかを考え、それに基づいて各回の授業の内容や方法を決めていき、評価は、最後に試験やレポートで行う、試験の問題やレポートの課題も授業の終わりのころになって考える、というものであった。これに対して、逆向き授業設計では、文字どおり、従来とはベクトルを「逆向きにして」授業設計を行う。すなわち、最初に、どのような学習成果（＝学習目標）を学生に求めるかを見定め、次に、その学習成果を

8 以下、授業設計の考え方と方法については、主として、稲垣忠・鈴木克明『授業設計マニュアル Ver.2 教師のためのインストラクショナルデザイン』（北大路書房、2015年）及び鈴木克明『教材作成マニュアル 独学を支援するために』（北大路書房、2002年）などによる。また、逆向き授業設計については、初等中等教育を前提とするものだが、西岡加名恵『逆向き設計で確かな学力を保障する』（明治図書、2008年）が参考になる。より詳細には、G・ウィギンズ／J・マクタイ著／西岡加名恵訳『理解をもたらすカリキュラム設計 ― 「逆向き設計」の理論と方法』（日本標準、2012年）参照。なお、同書に基づく「逆向き授業設計」のガイドブックとして、奥村好美・西岡加名恵『「逆向き設計」実践ガイドブック 『理解をもたらすカリキュラム設計』を読む・活かす・共有する』（日本標準、2020年）がある。

どのような方法と基準で評価するかを決め、それらに基づいて授業の内容と方法を考える、という手順になる。以下、逆向き授業設計の各プロセスについて少し詳しく見ていこう。

2 学習目標を明確にする

授業設計に際しては、始めに学習目標を明確化すべきとされる。その際、学習者の内側の変化を直接把握することは不可能であるから、学習目標は目に見えるものである必要がある。そのためには、学習目標を行動で示すようにすべきとされる（なお、学習目標となる行動のことを「目標行動」という）。たとえば、「無効と取消しの違いを理解している。」とか、「契約不適合責任について理解している。」ではなくて、「無効と取消しの違いについて、比喩的な例を使って説明できる。」とか、「契約不適合責任の成否が問題となる典型的な事例問題について、根拠条文と要件を示したうえで、具体的事実をあてはめ、責任の有無と内容を適切に示すことができる。」などとするのである。この目標行動の例からも分かるように、学習目標を明確化するためには、実は、テストを作成してみるのがよい方法だとされる。そのため、逆向き授業設計では、授業内容を考える前に、テストを作ることが推奨されている。

それでは、学習目標を目標行動として示すにはどうすればよいのであろうか。そのためには、学習目標となる学習成果の分類が参考になる。というのは、学習成果の種類に応じて、教え方や評価の仕方が異なるからである。表1は、学習成果と目標行動の関係をまとめたものであるが、学習成果は、表1の一番左の列の、「言語情報」、「運動技能」、「知的技能」、「認知的方略」、「態度」の5つに分類されている（なお、学習成果の分類の仕方はほかにもあるのだが、とりあえずこの分類に従う。ちなみに、第3回FDセミナーで吉永教授が紹介されたブルームのタキソノミーも、学習目標の分類法の一つである）。学習成果と目標行動との関係は表1の一番右の列のようになる。

表1 学習成果と目標行動の関係

	学習成果	具体例	目標行動
言語情報	名称や単語などの指定されたものを覚える	典型契約をすべて言える。概念定義を言える	言う、述べる、書く
運動技能	身体の一部や全体を使う動作や行動	タッチタイピングができる。自転車に乗る	行う、実演する
知的技能	ルールや原理、概念を理解して、新しい問題に適用する	要件に具体的な事実をあてはめて結論を出す	区別する、選ぶ、分類する、例を挙げる、「作り出す」
認知的方略	学び方や考え方を意識して工夫・改善する	判例の探し方。当事者関係図、時系列表、比較対照表などの作成	採用する
態度	個人の選択や行動を方向付ける気持ち	依頼者の最善の利益を第一に考える。法の役割に関心を寄せる	選ぶ、～しようとする、～しないようにする

※ 稲垣／鈴木・前掲書（注8）47頁の表4-3より転載。ただし、「具体例」を法学教育用に改変した。

まず、言語情報であるが、これは、名称や単語、概念定義など、言語の形で記憶に蓄えられている知識である。言語情報では、「覚える」ことが学習成果になる。目標行動としては、「言う」とか、「述べる」、「書く」になる。運動技能とは、身体の一部や全部を動かしたり、コントロールしたりする技能である。運動技能は、一定の動作や行動ができることが学習成果になる。目標行動としては、「行う」とか「実演する」などとなる。法律学の授業で、運動技能が学習目標となることは、「ペンによる手書きの速書き」くらいしか思いつかないが、法実務技能のなかには、法廷弁論での声の出し方や姿勢など、運動技能が学習目標となる場合もあるだろう。知的技能は、何かを区別したり、分類したり、例を挙げたりする技能である。知的技能では、ルールや原理、概念を理解して、新しい問題に適用することが学習成果になる。目標行動は、「区別する」、「選ぶ」、「分類する」、「例を挙げる」などになる。認知的方略とは、学び方そのものを使ったり、発見したりする技能である。学び方や考え方を意識して工夫したり、改善したりすることが学習成果となる。目標行動としては、「採用する」などになる。最後に、「態度」は、自分がどのように行動するかを選択したり、決断したりする技能である。態度の学習成果は、一定の選択や行動を方向付ける気持ちとして現われる。目標行動は、「選ぶ」、「～をしようとする」、「～をしないようにする」などである。

これまでの法学教育、というよりも大学教育では、学習目標を明示的に設

定して、それらを習得できるように授業の内容や方法を考えるといったことは、ほとんど行われてこなかったが、最近では、内部質保証の観点から必須になりつつある。他方で、この点について、法科大学院では、共通的到達目標が定められている。しかし、言語情報以外の学習目標についてはほとんど触れられていないのが実状である。実際のカリキュラムにおいても、とりわけ、「知的技能」としての「文章論述能力」については、法的三段論法の枠組みを短時間で教えるくらいだったのではないだろうか。もっとも、最近では、第1回FDセミナーで紹介された、神戸大学のスタートアッププログラムのような取り組みも行われるようになってきている。ただし、後述するように、知的技能では、ゼロの状態からいきなり目標に到達するのは困難なので、下位の目標から出発して、階層的に最終目標に近づくようにすることが必要である。この点で、未修者コースの始めの時期だけではなく、法律基本科目の授業においても、段階に応じた文章論述能力の習得を学習目標として掲げ、それが達成できるように授業の内容や方法を決定すべきではないかと思われる。

その一方で、認知的方略や態度は、自立的に学ぶための能力として重要であるが、こちらは、いまだに意識的には教えられていないように思われる。

3 評価の方法と基準を決める

少しわき道にそれたが、本題に戻ろう。学習目標を明確にするためのポイントは、あと2つある。その1つは、目標行動がどのような条件のもとで評価されるか、すなわち、「評価条件」を示すことである。たとえば、解答に際して参照してよい資料や使ってよい道具の有無・内容などが代表的であるが、既知の事例か未知の事例かとか、事案の複雑さなども評価条件になる。

もう一つのポイントは、どのような場合にその目標を達成したと認めるのか、すなわち、合格基準を明らかにすることである。100%完璧でなければならないのか、ある程度の間違いは許容するのか、短い制限時間内なのか、長めの制限時間内なのかなどである。これらの点からも、目標の明確化のためにはテストを作ってみるとよいことが分かるであろう。

この段階で評価条件や合格基準を定めることから分かるかと思われるが、目標と評価とは関連している。それで、学習目標を明確にしたら、次に、「評価の方法と基準」を考えることになる。後述のとおり、授業の内容と方法は、学習目標を達成することができるよう定める必要がある。そして、評価は、学習者が学習目標を達成できたか否か、どの程度、達成できたかによって行ふべきとされる。さらに、評価によって授業を見直し、改善していくことが求められる。したがって、どのような評価をするか、評価の基準をどうするかは、授業の内容と方法に影響する。そこでまず、「評価の方法と

基準」を考え、目標と評価から逆算して授業内容と方法を考えることになるのである。なお、評価を考えるうえでのポイントについては、「目標と授業と評価の一体性」のところで説明する。

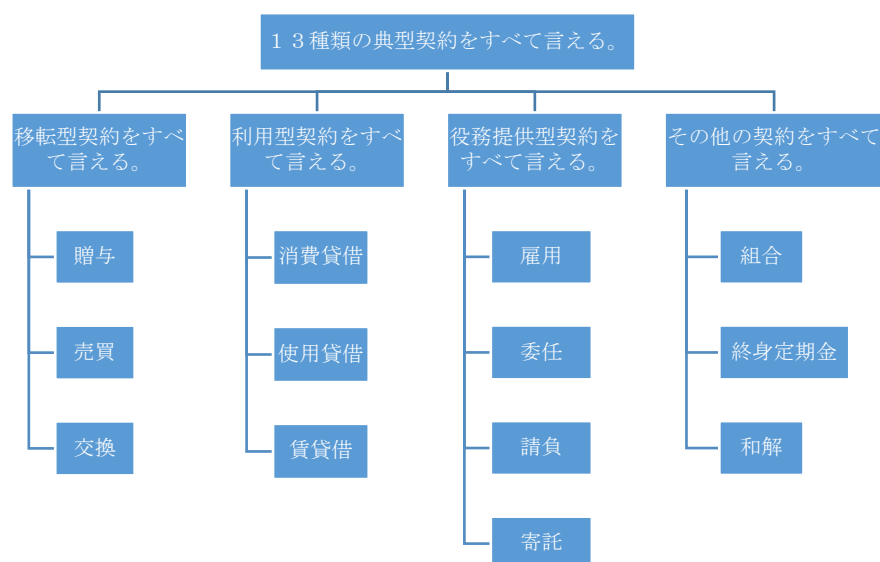
4 授業の内容と方法を決める。

学習目標を明確化し、その目標の達成度をどのようにして評価するかを決定したら、いよいよ授業の内容と方法を検討して決定することになる。授業の内容と方法は、学習目標が達成されるように選択する必要がある。そのためには、まず学習課題を分析する必要がある。課題分析の方法は、学習成果の種類に応じて異なる。

言語情報では、「覚える」ことが学習成果となる。しかし、丸暗記では効率が悪く、またすぐに忘れてしまう。そこで、関連のあるもの同士を結びつけたり、紛らわしいものを区別したりすると（これを「体制化」又は「構造化」と言う）、覚えやすく、また忘れにくくなる。そこで、学習目標に含まれている項目を洗い出し、相互の関連性によって「かたまりに分ける分析」

（クラスター分析）を行う。その際、ヒトが一度に覚えられるのは、 7 ± 2 、つまり5つから9つということが分かっている（この 7 ± 2 という数字のことを、「ミラーのマジカルナンバー」と言う）、そのくらいのかたまりにまとめるようにするとよいとされる。図1はクラスター分析の例である。

図1 言語情報： クラスター分析の例

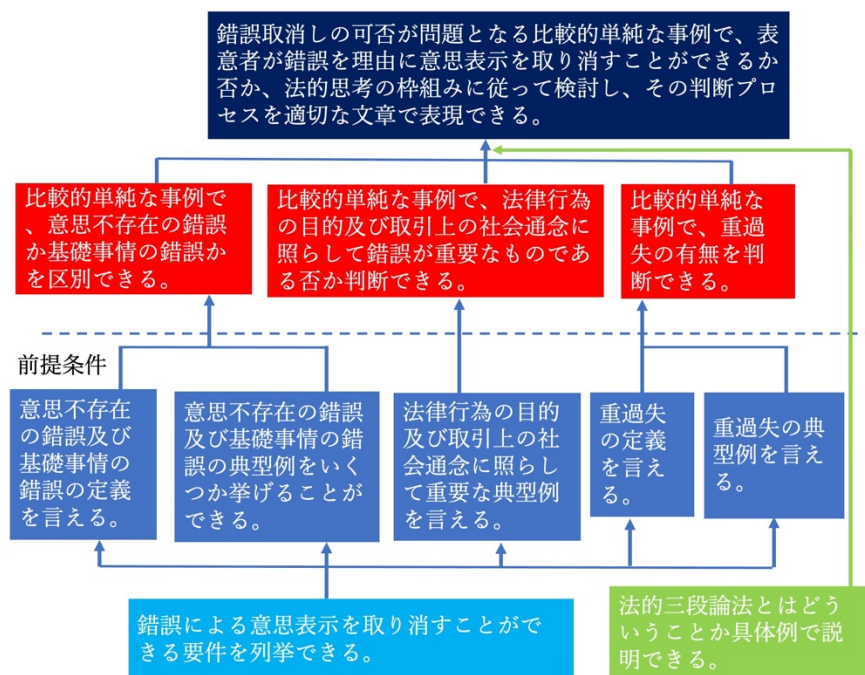


* 稲垣／鈴木・前掲書（注8）55頁の図5-1を参考にして作成。

知的技能では、ルールや原理を新しい問題に適用することが学習成果となる。しかし、応用力が必要なので、ゼロの状態からいきなり目標に到達するのは困難である。そこで、学習目標に到達するために不可欠な、より基礎的な目標は何かを問い、さらにそれを達成するための基礎的な目標は何か

を考えていく。これを「階層分析」と言う。たとえば、図2は、錯誤取消しの可否に関する比較的簡単な事例問題が解けることを学習目標とした場合の階層分析のサンプルである

図2 知的技能： 階層分析の例



* 稲垣／鈴木・前掲書（注8）57頁の図5・3を参考にして作成。

階層分析は、このようにピラミッド型の構造になる。授業では、分析のときは逆に、下の方の下位の目標から学習し、それが達成できたら、上位の目標、それができたら、さらに上位の目標というように、少しずつ目標を達成していった、最終目標に到達するようにするのである。なお、認知的方略の課題分析は、知的技能と同様に階層分析による。

知的技能では階層が重要であるが、運動技能では、まず何をして、次に何をするか、手順が重要になる。そうして分析した各々の手順（ステップ）を一つ一つできるように練習し、最後に全部の手順を通してできるように練習していくのである。

ここで、知的技能でも運動技能でも、目標を階層や手順に分割し、そうして分析・抽出した小さな目標を達成しながら、徐々に大きな目標に到達するようにしている点に注目していただきたい。この点は、後に、授業の質を高めるその他の工夫のところ、**「スモールステップの原則」**として再度取り上げる。

最後に、態度については、気持ちの問題であるだけに公式を立てにくいことから、課題分析の方法は確立していないとされる。一つの方法としては、

態度の学習成果が気持ちとして現れることから、目標とする気持ちに関連した言語情報や知的技能がどのようなものか、それがどの程度、気持ちの持ちように影響するかを分析することが考えられる。

さて、このように課題分析を進めていくと、はたして1回の授業時間で達成できる目標なのかどうか、疑問が湧いてくるであろう。筆者自身の反省と自戒を含めてであるが、教員には、特に研究者教員には、一度に多くのことを教えようとする傾向、また、一気に高い目標の達成まで求める傾向があるように思われる。この点で、学習目標を再度見直して、その授業全体、そして一つ一つの授業で取り扱う内容を再確認し、無理を少なくするためにも、是非とも課題分析を行ってみるべきだと考える。

授業内容を決定したら、次に授業の方法を考える。授業の方法も、学習成果の種類に応じて異なる。課題分析のところでも述べたように、言語情報では、学習事項を情報のカタマリごとにまとめて提示し、混同しやすいものの見分け方などを教えたりする必要がある。語呂合わせや、絵や図を使ったイメージ作りなどで新しい情報に意味をもたせることや、似たもの同士の対比をしたり、比喻を使って説明したりといったこと（精緻化）、が必要となる（そのほかに、再符号化や体制化などもあるが省略する）。もっとも、このような工夫は、多くの教員がすでに行っていることであろう。ただし、上手に教えるだけでは身につかないので、学生がすでに知っているものや覚えていたものと、そうでないもの、不確実なものとを判別し、後者について重点的に練習させることが必要になる。その際、学生同士の教え合い、学び合いが有効であり、そのためには、アクティブラーニングの手法が有用である。

知的技能でも、やはり課題分析のところでも述べたように、必要な要素技能を下位の要素から一つずつできるようにしていく。要素技能ごとに分けて、できたことを確かめながら、難易度を徐々に高め、出題の幅を徐々に広げていくのである。その際に使うルールや概念については、なるべく単純な例を使って説明する。他方で、応用できるようになることが目標なので、練習やテストでは、説明では使っていない例を使う。練習で間違えたときは、その部分だけ取り出して練習させる。運動技能でも、学習課題の特徴は異なるが、小さなステップに分けて、少しずつという点は同様である。

態度については、関連する知識や技能を学びながら、それがなぜ大切かを強調したり、よい結果に結びついた実例を紹介したり、学生に対して影響力のある人の話を聞かせたりといった方法が考えられる。

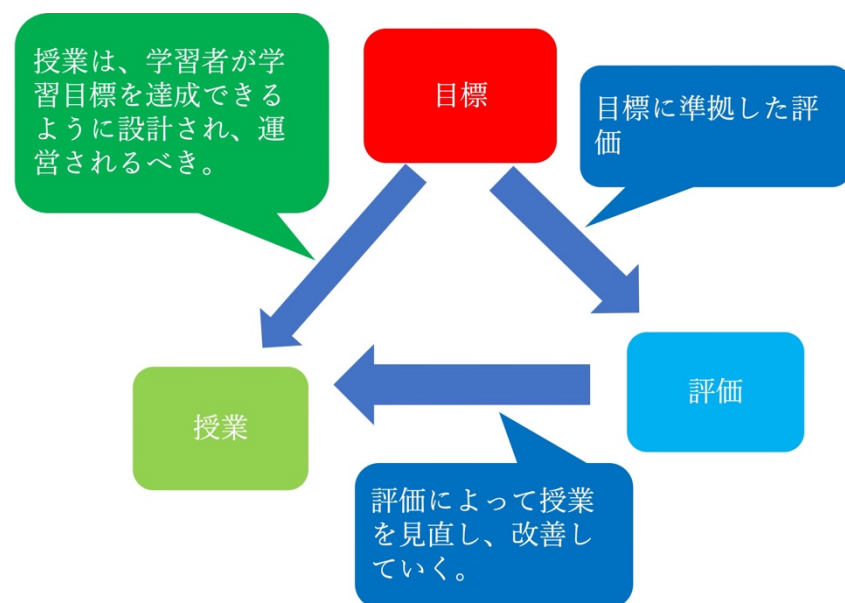
こうして授業の内容と方法を決定したら、そこで終わりではない。今度はそれを第三者に見てもらったり、試験的に授業を実施したりするなどして、

授業の評価を行い、その評価をもとに授業の改善を行うというプロセスを繰り返し、完成度がある程度に達したところで、実際の授業として実施することになる。もっとも、そうは言うものの、現実には、このプロセスを丁寧に行う余裕はほとんどないと思われる。実際には、見切り発車で実際の授業として実施し、学生による授業評価アンケートや相互授業参観などを利用しながら授業評価を行って、毎年少しずつ改善していくということにならざるをえないであろう。

第2 目標と評価と授業の一体性⁹

さて、以上のような「逆向きの授業設計」を行うのは、授業は、学習者が学習目標を達成できるように設計され、運営されるべきだからである。そして、評価は、学生の学習の評価であると同時に、教師の授業の評価でもあるので、評価によって授業を見直し、改善していくことが求められる。また、評価は、目標に準拠して行うべきである。これらの点で、目標と授業と評価は別物ではなく、一体化しているものとされる（目標と授業と評価の一体性）。図3はそのイメージ図である。

図3 目標と授業と評価の一体性



評価というと、ともすれば学習者の出来不出来を判別するためのものと考え

9 以下、教育評価の考え方と方法については、田中耕治『教育評価』（岩波書店、2008年）、田中耕治編『よくわかる教育評価〔第2版〕』（ミネルヴァ書房、2010年）などによる。また、真正な評価については、ダイアン・ハート著／田中耕治監訳『パフォーマンス評価入門「真正な評価」からの提案』（ミネルヴァ書房、2012年）参照。

えがちのように思われる。しかし、そうではなくて、評価は、学習者が学習目標を達成できたかどうか、どの程度、達成できたかを測定して、以降の学習と授業を改善するためのものである。それが「形成的評価」であり、評価は「形成的評価」を旨とするべきだとされる¹⁰。そして、学習と授業の改善が目的であるから、「形成的評価」は頻繁に行い、即時にフィードバックをする必要がある。なお、法科大学院における成績評価は、相対評価としているところが多いのではないかと思われるが、評価に関する以上の考え方からすれば、目標に準拠した評価（**criterion referenced assessment** いわゆる「絶対評価」）でなければならない。相対評価では、評価結果から、学習や授業のどこをどのように改善すればよいのか分からないからである。

形成的評価を頻繁に行う方法としては、小テストやクイズなどが考えられる。アクティブラーニングの技法には、小テストやクイズを利用するものがある。ただし、小テストやクイズの成績評価における重みづけには注意が必要である。成績評価における重みづけが大き過ぎても小さ過ぎても、学習効果に悪い影響を与えるからである。成績評価に占める小テスト等の割合は 10%～20%くらいが適切とされている。もっとも、形成的評価は、必ずしも小テストやクイズで行う必要はない。アクティブラーニングとして行われる学習者同士での教え合いや学び合いの活動も、形成的評価の要素を含んでいる。

次に、評価の方法について。評価というと、まずはペーパーテストを思い浮かべるであろう。しかし、知識とその理解、知的技能の一部は、ペーパーテストで測ることができるが、知識や技能がいくらあっても、それらが実際に使われる場面で活用できなければ意味がない。この点で、評価は、学習した知識や技能を使う活動が実際に行われる文脈にできるだけ近い形で実施するのがよいとされる。そのような評価のことを「オーセンティックな評価（真正な評価）」と呼ぶ。オーセンティックな評価の具体例としては、パフォーマンス評価やポートフォリオ評価がある。パフォーマンス評価とは、たとえば、スピーチの仕方を学習した後で、聴衆の前で実際に 3 分間のスピーチのテストをしたり、レポートの作成技法を学んだ後に、実際にレポートを作成させて提出せたりする方法である。なお、第 3 回 F D セミナーで吉永教授、第 4 回 F D セミナーで宮城教授が紹介された「ルーブリック」は、パフォーマンス評価のために開発された評価法である。また、「ポートフォリオ評価」とは、学習者が、それまでに行なった課題、レポート、作品など、学習プロセスの成果物を集めて

10 形成的評価とその重要性については、梶田叡一『教育評価〔第 2 版補訂 2 版〕』（有斐閣双書、2010 年）85～106 頁、西岡加名恵・石井英資・田中耕治編『新しい教育評価入門』（有斐閣コンパクト、2015 年）51～75 頁など。

一つの書類の束（ポートフォリオ）にして、それを全体として評価する方法である。実は、逆向き授業設計というのは、このオーセンティックな評価という文脈から出てきたものとされる。目標と評価と授業の一体性という観点から見れば、なるほどと思えるのではないだろうか。

これに対して、いわゆる「ペーパーテスト」は、オーセンティックでない評価である。ペーパーテストで出されるような問題は、現実の社会や生活の中で出てくることはほとんどないからである。したがって、ペーパーテストのようなオーセンティックでない、人工的なテストによる評価には限界がある。特に長期間にわたる学習の成果を短時間のテストで評価するには無理があると言われている。ただし、だからといって、ペーパーテストがまるで意味がないとか、一切行うべきでないということではない。知識の有無と理解の正確性を客観的に測定するには、なんといってもペーパーテストが優れているからである。どのような評価方法を用いるべきかは、授業の目標によって異なる。知識の習得が主な目標なら、ペーパーテストのウェイトが高い評価になるであろう。知識や技能の活用が目標なら、オーセンティックな評価が必要になる。いずれにせよ、「評価と言えばペーパーテスト」ではなく、ペーパーテスト以外のオーセンティックな評価を適切に取り入れた評価をする必要がある。

また、テストの出題内容や形式は、テストの前に行われる学習活動に逆波及していく。試験でどのような問題が出題されるか、形式がどのようなものであるかということが、その試験を受験する者の学習方法に影響するのである。これを「ウォッシュバック効果」と言う。テストが学習方法を変えてしまうのである。その代表例は、まさに司法試験と法科大学院教育の関係に見られる。司法試験のあり方が問われるところであるが、法科大学院生の学習方法を嘆く前に、法科大学院でのテストの出題内容や形式をオーセンティックな評価を取り入れる方向で見直してみることも必要ではないだろうか。

また、目標と授業と評価の一体化のメリットとしては、学習動機の維持・向上も挙げられる。学習目標が不明確では、学生は、いったい何のために学習しているのか分からなくなる。また、評価が不明確では、どうすれば目標を達成できるのか分からない。目標と評価と授業が一体化していないと、授業に意義を見いだせなくなる。ヒトは自分のやっていることに意義がある、効果があると感じれば、自ずと学習するようになる。教師の役割は、学生が自立的に学習できるように支援することである。そのためには、目標と評価と授業の一体化が必要であり、そのための手法として、授業を逆向きに設計することが求められるのである。

第4章 アクティブラーニング型授業の質を高めるその他の工夫

アクティブラーニング型授業の質を高めるその他の工夫としては、逆向き授業設計のほかに、「授業外学習のチェックとコントロール」、「スモールステップの原則」、「グループ学習（協同学習）」、「振り返り」が挙げられる。

第1 授業外学習のチェックとコントロール

アクティブラーニング型の授業では、能動的な学習を促すようなさまざまな活動が行われる。そのような活動を円滑に行い、学習をより深いものとするためには、十分な予習と復習が不可欠であることは言うまでもない。この点で、学生が授業外の学習時間を十分に確保しているかどうかチェックし、また十分な学習時間を確保するように適切な指導をすることも、教師の役割に含まれる。もちろん、学生に向かって、「授業外の学習時間を確保せよ」と言うだけでは、なかなかそうはならないので、一定の学習時間を確保するようにする工夫が必要になる。

まず、予復習の内容については、どのくらいの時間をかけて、何をすればよいか、どのような状態になればよいのか、何ができるようになればよいのか、想定の内時間内に終えられるように、できるだけ具体的かつ明確に指示することが考えられる。たとえば、資料の読み込みが必要な場合、単に読んでくるよう指示するだけでなく、重要と思われる文章をいくつか抜き出してくるとか、400字で要約を作ってくるとか、資料の重要部分について授業開始時に穴埋め問題やクイズを出題するので、それに80%以上正解できるくらいにしておくよう指示するとか、資料の内容に関して理解を問う設問を記載したワークシートを配布し、それに解答を記入してくるよう指示するとか、などが考えられる。

なお、授業外の学習時間について、大学設置基準21条に基づき、一般には、2単位の授業1回につき4時間の授業外学習が必要とされている。しかし、学部生はもちろん、大学院生であっても、現実問題として、多数ある授業のすべてで、授業外に毎回4時間の予復習をこなすのはなかなか厳しいことだと思われる。また、予復習以外の、自発的に自分のためにする、それこそ能動的な自習の時間も必要である。予復習の時間を設定する際には、その点にも留意する必要がある¹¹。

第2 スモールステップの原則¹²

11 なお、法学部での実践であるが、授業外学習時間を90分に制限しつつ、しっかりと確保させている事例として、中川孝博『法学部は甦る！（上）初年次教育の改革』（現代人文社、2014年）がある。

12 以下、スモールステップの原則及び「強化」については、主に、向後千春『上手な教え方の教科書 入門インストラクショナルデザイン』（技術評論社、2015年）による。

スモールステップの原則とは、いきなり高い目標を立てるのではなく、そこに至るまでのプロセスを小さな目標に細分化し、それらを段階的に達成しながら、最終目標に到達するようにするべきだという考え方を言う。ヒトは、失敗から学ぶこともあるが、失敗が重なると挫折感や恐怖感から「やる気」が削がれてしまい（それが高じると「学習性無力感」を生じることもある）、結局、上達も遅くなる。実際のところ、失敗よりも、むしろ成功から学ぶことのほうが多いのであるから、小さな成功体験を積み重ねて、「やればできる感」（自己効力感）を高めて、「やる気」（学習動機）を高めるほうが得策なのである。他方で、容易く成功できる目標では、それを達成して得られる自己効力感も小さいので、小さな目標といっても、少し頑張らないと達成できない程度に設定するのがよいとされる。

このように、スモールステップの原則では、小さな努力を積み重ねることが大事になる。しかし、それが結構難しいのは、筆者だけではなく、多くの人が経験済みであろう。そこで、教師の仕事は、いかにして小さな努力の積み重ねを学習者に続けさせるか、になる。そのためには、即時フィードバックが重要になる。すなわち、小さな目標を達成したときには、直ちに、「褒める」などのフィードバックを与えて強化するのである。フィードバックは、即時にするほうが効果的である。その際、必ずしも褒める必要はなく、それが望ましい結果であることを認めるだけでもよいとされる。むしろ、いつも褒めてばかりだと慣れてしまっていて効果がなくなるとも言われている。

「褒める」、「認める」などは、「正の強化」と言うが、これに対して、「叱る」、「罰を与える」などは、「負の強化」である。「負の強化」は、自尊感情（self estimate）を傷つけ、むしろ学習動機を低下させるという弊害がある。そこで、もっぱら「正の強化」を用いるべきだとされる。なお、この点も含めて、アメリカでも最近では、ソクラティックメソッドの教育効果の限界と弊害が指摘されており、ソクラティックメソッドに過度に依存するべきでないとも言われているところである¹³。ソクラティックメソッドを用いる場合には、学生の自尊心を傷つけるような、過度に問い詰めるやり方は避けた方がよいと思われる。

第3 グループ学習（協同学習）

アクティブラーニング型授業の質を高める工夫の最後は、グループ学習（協同学習）である。グループ学習、なかでも協同学習は、アクティブラーニングの有力な技法でもあるが、効用はそれだけにとどまらない。協同学習には、自

13 ロイ・スタッキー他著／宮澤節夫監訳「法曹教育のベスト・プラクティス —— アメリカ臨床法学教育学会の提言（3）」（中村良隆訳）神戸 70 巻 3 号（2020 年）306～324 頁。

分の意見を説明し、他人の意見を聞くことにより、メタ認知的能力を育成する効果があるとされる。メタ認知的能力については、第3回FDセミナーで吉永教授も紹介されたところであるが、要するに自己モニター能力である。自分が何を分かっている、何が分かっているのかを認識する能力など、自己の認知状態を認知する能力のことを言う。学習の質を向上させるには、自己の認知過程について批判的な吟味を行うことが必要であり、そのための能力としてメタ認知的能力が重要とされる¹⁴。アクティブラーニングの技法には、グループ活動を取り入れたものが多いのであるが、それはメタ認知的能力の育成をもねらっているからだと思われる。

第4 振り返り

授業の最後には振り返りを行うとよい。振り返りもまた、アクティブラーニングを促す仕掛けであって、アクティブラーニング型授業では不可欠のプロセスである。学生にとっては、学べたことと学べなかったこととを整理して意味づけを行い、また学習の改善点を見つけ、次の学習に生かす機会になるからである。また、そもそも「思い出す」ということ自体、記憶を強化する。

他方で、教師にとっては、学生が振り返りを記入した内容から、自らの指導を振り返り、省察するための材料となる。したがって、振り返りの時間は、しっかりと確保する必要がある。配布・回収の時間も考慮すると、10分程度は必要であろう。最近では、RESPONやGoogle Forms、Mentimeterなどのオンラインアンケートツールが普及したので、それらを利用すれば、配布・回収の時間と手間はほぼゼロになる。

振り返りの手法としては、必ずしも振り返りだけが目的ではないが、ミニツツペーパーや大福帳が有名である。ミニツツペーパー（リアクションペーパーともいう）は、教員と学生とのコミュニケーションツールの一種である。授業の終わり頃に配布し、授業に関する興味や関心、疑問点、理解度などを学生に記入させて回収するものである。教員は記入内容に目を通し、興味深い記述や気になる記述を次回授業の冒頭で紹介してコメントする。大福帳も同様のコミュニケーションツールであるが、学生の記入欄とそれに対する教員のコメント欄を授業回数分印刷したものを用意して、学生と教員とで交換日誌風にやり取りするものである。学生が「何を書こうか」と考えて授業に臨むようになることから、集中して授業を聴くようになることや、教員と学生との信頼関係の形成にも寄与することが分かっているという。その結果、授業内容の理解と定着を促進する効果もあるとされている。

14 学習におけるメタ認知能力の重要性については、さしあたり、三宮真智子『メタ認知 学習力を支える高次認知機能』（北大路書房、2008年）。

ちなみに、筆者の使用している振り返りシート（コロナ禍前は紙だったが、現在は Google Forms）では、「今日の授業を通じて学んだこと（できるようになったこと）は何か」、「今日の授業を通じて学べなかったこと（できるようにならなかったこと）は何か」、「今日の授業の自分にとっての意味」、「今日の授業を通じて得た教訓又はこれからやろうと思うこと」を記入してもらっている。

第5章 アクティブラーニングの各種技法

第4回FDセミナーでは、以上の内容のオンデマンド報告を参加者に事前に視聴していただいたうえで、その内容について、アクティブラーニングの各種技法を実際に体験しながら深めるワークショップ型のセミナーを行った。このようなセミナーの性質上、その内容を文章で説明することは困難である。そこで、ここでは、アクティブラーニングの各種技法に関する文献を紹介することで、セミナーの内容の紹介に代えることにしたい。

1 TBL (Team Based Learning)

- L. K. マイケルセン／D. X. パーマリ／K. K. マクマホン／R. E. レバイン編著／瀬尾宏美監修『TBLー医療人を育てるチーム基盤型学習：成果を上げるグループ学習の活用法』（バイオメディシスターナショナル、2009年）
- 五十嵐ゆかり／飯田真理子『トライ！ 看護にTBL：チーム基盤型学習の基礎のキソ』（医学書院、2016年）
- 関谷弘毅『TBLを文系座学科目に：チーム基盤型学習で理解を促進』（大学教育出版、2020年）

2 ピア・インストラクション

- エリック・マズール「第5章 理解か、暗記か？」松下佳代編著『ディープ・アクティブラーニング』（勁草書房、2015年）

3 協同学習

- エリザベス＝バークレイ／パトリシア＝クロス／クレア＝メジャー著／安永悟監訳『協同学習の技法 大学教育の手引き』（ナカニシヤ出版、2009年）
- ジョージ・ジェイコブス／ローワンイン／マイケル・パワー著／伏野久美子／木村春美訳／関田一彦監訳『先生のためのアイディアブック 協同学習の基本原則とテクニック』（ナカニシヤ出版、2005年）

4 反転授業

- 森朋子・溝上慎一編『アクティブラーニング型授業としての反転授業[理論編]』（ナカニシヤ出版、2017年）
- 森朋子・溝上慎一編『アクティブラーニング型授業としての反転授業[実

実践編』(ナカニシヤ出版、2017 年)

- 溝上慎一「(理論) 反転授業とは」『溝上慎一のウェブサイト』

[http://smizok.net/education/subpages/a00029\(flipped\).html](http://smizok.net/education/subpages/a00029(flipped).html)

(2022 年 3 月 7 日閲覧)

第 3 部 未修者教育に関するガイドラインの共有をめざした検討

第 1 章 総論——未修者教育の在り方に関する提言

本調査研究第一事業担当メンバーは、上記の全 4 回の FD セミナーや先行研究の成果からの学びを前提に、さらに 3 回にわたり研究会(オンライン)を実施し、未修者に対するあるべき教育に関するガイドラインの共有をめざした検討を行った。その結果、下記の内容については、おおむね共通理解が得られた。

- 法科大学院未修者コース 1 年次における教育の目標は、進級後の 2 年次以降、既修者コースの学生と同じカリキュラムの下で、司法試験合格に向けて学修を進めていける礎としての知識・理解およびその運用能力(基本的な事例に関する答案作成能力を含む)を身につけさせることにある。もっとも、1 年間という短い期間かつ学部教育の応当する授業に比して相当に少ない法科大学院未修 1 年次の授業時間によりこの目標に到達するのは、とりわけ純粋未修者を想定したとき、相当に困難である。
- そうした中で、できる限り多くの学生が上記目標に到達できるようにするためには、教員が与えられた授業時間で必要な内容を(可能な限り)講義し、それ以外の時間の自学自修については学生の自己責任とするような古典的なやり方では不十分である。むしろ、教員は、予習→(当日の)授業→復習という学修プロセス全体を、責任を持ってコーディネートする意識で、授業を設計することが求められる。
- その際、授業を、教員が知識を伝授し、学生がそれを受け取るだけの場ではなく、学生を学びの主体とみた上で、教員にはその有能な導き手としての役割を期待するアクティブラーニングの考え方は、大きな示唆を与える。そして、その具体的な方法論としての、ICT(オンデマンド予習動画やウェブ上のクイズ等)を活用した反転授業は、前提知識・理解のレベルが様々である未修学生に対し、導入的な知識・理解の伝達を効率的に行いつつ、リアルタイム授業をより主体的、能動的な学びの時間として有意義に活用することができるメソッドとして、高い有効性が期待できる。このメソッドを採り入れた授業設計のシミュレーションを行うことが望まれる。

- 反転授業を想定した授業外の予習復習のコーディネートにあたっては、具体的な所要時間を想定することも必要であるところ、それについては、大学設置基準における単位の考え方に依拠すべきである。すなわち、同基準によれば、2 単位科目における学習時間は 90 時間であり、授業時間の 30 時間（2 時間とみなされる 90 分×15 週分）を除いた授業外学習の時間は 60 時間であり、週あたり 4 時間が目安となる。日本の大学（特に文系学部）の学生の平均的な学習時間はこれを大きく下回るのが実情であるが、集中的で濃密な学修が求められる法科大学院においては、上記想定を実践に移すことが強く求められる。履修科目全体の負担としてみても、未修者コース 1 年次の必修科目全体の単位数を 30 単位¹⁵（半期で 15 単位）と想定すると、週の学修時間は、授業 11.25 時間（15 単位時間）＋授業外学習 30 時間＝41.25 時間となる。これは、選択科目や正課外の補助教員によるゼミ等と合わせると、労働基準法における週の労働時間（40 時間）を上回ることになるものの、とりわけ純粋未修者が数年間で実務法曹の卵として求められる学識を獲得し、文系最難関とされる司法試験に合格するために必要な学修量を考慮するとき、現実的な要求の範囲内ではないかと思われる。その一方で、上記想定を大幅に上回るような時間を必要とする予習復習をしなければついていけないような授業は、当該科目と他の科目の学修時間のバランスを失わせることにつながり得るし、授業・ゼミ等の予復習とは別に、自発的な関心から真に能動的に行う学びも重要であることとの関係でも、望ましくないということを、教員は意識しなければならない。
- 上記のように法科大学院のカリキュラムは学生に対して有限な時間を最大限学修に振り向けることを要求していることの自覚からしても、教員には、成果に結びつく効率的な授業設計を行うことが要求されるところ、その際には、情報の絞込みや伝え方（どの段階で何をどの程度に深く教えるか）という視点が重要である。司法試験において最終的に求められる知識・理解の範囲が広く、深いからといって、それをそのまま詰め込んだような形で伝達すれば、多くの学生は消化不良に陥ることは、これまでの経緯からも自明である¹⁶。

15 専門職大学院設置基準により、既修者については 30 単位を超えない範囲で単位認定がなされるところ、それに対応する単位数が未修 1 年次の必修科目として設定されている場合が多いという考慮に基づく。

16 そのような観点からは、（本調査研究の直接の対象からは外れるものの、）法科大学院教育の指針となるべきコア・カリキュラム自体、未修 1 年次の段階における学修上の優先度合いを盛り込む形でバージョンアップされ、共通到達度確認試験の出題もそれに依拠して

このような検討を踏まえて、本事業担当メンバーの間で、法科大学院における未修者教育の在り方に関して、下記の提言を行うべきことについて合意がなされた。そこで、以下に示すこととしたい。

未修者教育の在り方に関する提言

① 予復習プロセス全体のコーディネート

教員は、予習→（当日の）授業→復習という学修プロセス全体を、責任を持ってコーディネートする意識で、授業を設計すべきこと

② アクティブラーニングの考え方

教員が知識を伝授し、学生がそれを受け取るだけの場として授業を捉えるのではなく、学生を学びの主体とみた上で、教員にはその有能な導き手としての役割を期待するアクティブラーニングの考え方を採り入れていくべきこと

③ ICT を活用した反転授業の有用性

前提知識・理解のレベルが様々である未修学生に対し、導入的な知識・理解の伝達を効率的に行いつつ、リアルタイム授業をより主体的、能動的な学びの時間として有意義に活用できるという意味で有用性がある ICT（オンデマンド予習動画やウェブ上のクイズ等）を活用した反転授業の導入を、上記②の実現方法の1つとして検討していくべきこと

④ 予復習の具体的な所要時間の想定

上記①～③の実践にあたっては、各教員の担当科目について十分な学習効果を上げつつ、それ以外の科目についての学修時間を過度に圧迫しないことを意識して、予復習の所要時間を具体的に想定すべきであり、それについては、大学設置基準における単位の考え方に依拠して、2単位授業の授業外学修時間を週あたり4時間と想定すべきこと

⑤ スモールステップ

情報過多はそれ自体学修効果を阻害することに加えて、上記④を実践するという意味でも、「スモールステップ」という観点のもと、未修者に対する授業における情報の絞込みや伝え方（どの段階で何をどの程度に深く教えるか）をこれまで以上に吟味していくべきこと

そして、上記提言の内容を各科目の授業に実際に落とし込んでいくにあたっては、科目ごとの特性を無視することはできない。後述のように、

- 憲法においては、理論や附属法等が重要な位置づけとなり、判例について他科目以上に深く、また判決文全体を学ぶことが求められること

なされるような姿が理想的であるとも考えられるところである。本事業における各科目の教育の在り方に関する検討の場では、メンバーからそのような意見がたびたび述べられた。

○ 刑法においては、とりわけ伝統的には理論的・体系的関心に基づき、実際に生じるような事例解決に結びつかない議論が好んで行われ、それが刑法学のイメージを形成してしまっていることが、法曹実務家をめざす学修者にとっての1つの障壁となってきたこと

○ 民法においては、何と言っても学修すべき範囲が膨大であることに加え、私法の一般法として様々な問題領域への応用が求められること

などの特性を指摘することができる。これらの特性にはもとより重なり合う部分もあるが、いずれにせよ各科目の教員は、自らの担当科目の学修上の難しさの傾向分析に基づき、それを克服することをめざして、授業設計を考えなければならない。そのような理解のもとで、本事業担当メンバーである各科目の担当者が授業の方法や1回の授業をどのように構成するかを具体的に検討した結果を以下に示す。

第2章 憲法

第1 科目としての特性と未修者教育における留意点

1 「実定法科目としての憲法」の基本的な特徴

まず確認されなければならないのは、実定法科目としての憲法で習得されるべき内容は範囲としても広大で、かつ、その程度も深いものであるということである。例えば、2018年に慶應義塾大学が取りまとめた「法科大学院進学希望者に対する法科大学院と法学部の連携に関する調査研究報告書」（以下、「2018年報告書」という。）においては、「実務との架橋」を意識しつつ、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成するに際しては、①「実定法学としての憲法」は、「基礎的な社会的教養としての憲法」と内容面で相違があること¹⁷、②裁判実務で争点となり得る問題だけを扱えば事足りるわけではなく、（ア）主権や憲法制定権力、憲法史や憲法思想史といった理論的な事柄、（イ）憲法9条や天皇制といった問題、（ウ）憲法附属法なども取り扱われるべきであること、加えて、③既成の発想にとらわれることなく、創造的な解決策を示し得るだけの柔軟さをもつ法的思考力の涵養が重視されるべきことが指摘されている。この点、法科大学院協会が取りまとめている、いわゆる「コア・カリキュラム（共通的な到達目標モデル〔第二次案修正案〕）」も裁判実務で争点となり得る問題に限らず、関連する事柄も含めて幅広い事項が取り上げられており、同様の思想を読み取ることができる。

現状の司法試験に目を転じてみれば、論文式試験では、これまで、主とし

17 このような相違は、FDセミナーにおける江藤准教授の「とっつきやすさ」のわりに「応用力」を身につけるのが難しいという指摘と繋がるところもあろう。

て裁判における憲法判断の場面を念頭に、具体的な規制の合憲性について、複数の立場から検討させる問題が多く出題されてきた（なお、近年は、規制をする段階で当該規制の合憲性を検討させる問題が好んで出題されている）。このような出題傾向は、司法試験が法律実務家の登用試験であることに鑑み、如上のような「実定法学としての憲法」の範囲や程度のうち特に、（裁判）実務で争点となり得る問題について、判例や学説の知識を前提に、創造的な解決策を示す能力を見ようとするものだといえる。他方、択一式試験では理論や憲法附属法も含めた統治機構など幅広い分野から出題されていて、実務の場面で直接必要とされるもの以外の知識も重視されている。

このような司法試験の出題傾向は、たしかに、憲法分野における、法曹として「必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する」（司法試験法1条）ために適したものであるといえる。しかし、その結果として、法科大学院で学習すべき事柄は、扱い方の軽重はともかく、範囲としては、やはり如上の①～③のような広大なものになっている。

さらにFDセミナー等では、憲法の科目特性として、次のような点が指摘された。

第一に、司法試験では、憲法の条文解釈そのものにとどまらず、問題となっている規制の条文解釈や仕組みの理解、さらにはその背後にある規制目的や規制手法とその目的との関係といった点も問われ、素材とされている規制も基本的には架空の、したがって未知のものである。このような司法試験の傾向を受けて、各法科大学院でも期末試験等において同様の出題をしていることが多いものと思われる。このような傾向は、実務上憲法が問題になる場面では、憲法条文そのものの解釈ではなく、具体的な規制の特徴を踏まえつつ、憲法との関係で評価をすることが重要であるということと密接に関わる。

第二に、このような特性ゆえに、憲法の学習に際しては、判例の比重が圧倒的に高い。しかも、その判例学習の際にも、事案の事実関係のみならず、そこに適用されている法令の仕組みや解釈、さらにはその立法趣旨をも把握した上で、具体的な訴訟の中で、どのように憲法判断がなされているかを読み解くことが求められる。その結果、他の科目よりもいっそう「判例全文を丁寧に読み込む」ことが要求されることになる¹⁸。

18 この要求に応えようとする学習教材として木下昌彦編『精読憲法判例』（弘文堂）がある。この教材は、主要判例を全文掲載した上で、事案の概要やそこに適用されている法令の条文、判決文全段落の個別の解説等を付している。また、憲法の入門レベルの判例集として人気の高い上田健介ほか『憲法判例 50！』（有斐閣）も判決文の引用を可能な限り長く掲載するという編集方針が採用されている。これらの教材は、「判決文全体を丁寧に読まなければ

第三に、司法試験にせよ、法科大学院の定期試験にせよ、判例理解を踏まえつつ、架空の事案について考察し、さらには一定程度の分量と質の文章で解答することが求められるところ、「憲法の条文の解釈」→「事実の当てはめ」→「結論」といった法的三段論法をそのままに展開すれば事足りるわけではないという特徴がある。なぜなら多くの場合、先例との関係で問題となっている規制がどのように区別できるか、憲法条文や規制との関係でどのような判断枠組みを設定するかといった諸点を（可能であれば）学説にも触れた上で説得的に述べることこそが憲法論の質を左右するのであって、試験においてもそのような論述が求められているからである¹⁹。

第四に、択一式試験まで視野に入れば、憲法判例のみを学習すれば足りるわけではなく、基本書等で解説される理論や基本的な考え方、憲法附属法の基本的な内容なども学習する必要がある。

以上のことを踏まえつつ、憲法の科目特性をまとめれば、次のように整理できるものと思われる。

- ① 憲法においては、憲法典や判例のみならず、理論や附属法等をも含めた広範な範囲が学習の対象となっていること。
- ② 憲法においても、判例学習が重要であることは他の科目と異ならないが、他の科目以上に、判例を深く学習することが求められている。すなわち、事案の概要に関する深い理解、憲法判断のやり方の実際につき判決文全体を読み込むことで習得すること、判例相互の関係のみならず、（外国で問題となっているものや架空の事案も含めた）判例の射程の検討といったことも含めて学習することが求められているように思われる。
- ③ 加えて、このような学習成果を踏まえて未知の問題を検討し、事案に即して一定時間内に答案にまとめる能力が求められている。

2 法科大学院における憲法教育の基本的な考え方

1で述べたような憲法分野における広大かつ深みのある学習は、理念的にはともかく、2年ないし3年という法科大学院の全教育課程を費やしても十分に達成できるものではない。そこで、法科大学院の憲法教育の全課程において、授業として提供すべき事柄をある程度整理する必要があるものと思われる²⁰。

ば実力が付かない」という憲法の科目特性を踏まえたものといえる。

19 近年の司法試験の論文式試験では、先例や自らの立論とは異なる立場にも言及せよ、という指示が付されている。

20 この点、本報告書の検討会などでは、現在のコア・カリキュラムがあまりにも広範な内

この点、先に触れた「2018 年報告書」では、法学部と法科大学院の学習内容の振り分けを検討する文脈ではあるが、「法学部では「基礎」、法科大学院では「応用」をそれぞれ学修するという単純な区分けをしたのでは不十分であり、法学部段階・法科大学院段階それぞれに対応した履修すべき内容・水準の設定が必要」だと指摘されている。

このことは、法科大学院における憲法教育のあり方を検討する際にも基本的に当てはまるものである。しかし、それでもなお、法科大学院での学習に委ねられている事項は広く・深い。法科大学院段階の学修についても、範囲を限定したり、水準を切り下げたりすることも含めた適切な内容・水準の設定が検討されるべきである²¹。このような検討は、基本的には、各大学院、さらには各担当教員の裁量に委ねられるべき事柄であるが、FD セミナー等における議論を踏まえて、留意すべき諸点を挙げると以下の通りである。

- ① 憲法以外の関連科目も含めた各法科大学院の教育課程全体を通じて、憲法に関する法曹として必要な学識及びその応用能力が獲得できるように配慮すべきこと。

2018 年報告書も指摘するように、憲法の知識や理解は科目としての憲法の学習だけで獲得されるわけではない。例えば、基本的人権で扱われる分野のうち、人身の自由については刑事訴訟法でも一定程度扱われる。また、表現の自由についても、「情報法」や「メディア法」といった関連科目が開設されていることがあろう。さらに統治機構についても、刑・民・行の訴訟法や政治学、立法学、行政学といった分野を通じて学習することが可能である。法科大学院の憲法教育課程を考えるにあたっては、このような関連・隣接科目において何がどの程度、習得されているのかも踏まえる必要があるものと思われる。このことは、文書作成や判例をはじめとする法律文書の読解といった「技術」の習得にも当てはまる。多くの法科大学院において、法律文書の作成等を扱う授業が展開されているとのことであり、有効な方法であろう。

- ② 授業で提供することと自学自習に委ねることを厳選し、自学自習に委

容を特段の重みづけをすることなく提示している点で問題ではないか、という意見もあった。また、司法試験の出題についても、法科大学院の教育課程で到達することが期待できる標準的な水準はどこまでかという観点から、さらに検討が必要ではないかという意見があった。

21 報告書の検討会などでは、この文脈でも、司法試験やコア・カリキュラムの内容や水準を整理するとともに、未修者と既修者それぞれの標準的な学習曲線を想定した段階設定や重みづけがなされるべきだとの指摘があった。

ねる場合には、それが可能となるような十分な情報提供を行うなどの配慮をすること。

①のように考えるとしてもなお、やはり、学生の自学自習に委ねざるを得ない部分が残る。

その際、(予復習も含む) 授業を通じて提供することと、自学自習に委ねることを適切に切り分けることが求められる。切り分けに際しては各大学院・教員が一定のポリシーをもち、それを学生に説明する必要がある。例えば「授業で扱いきれなかったから、残りは自習に委ねる」といった切り分け方は、本来授業であつかうべき事柄が自習に委ねられていること(あるいは本来自習でも足りる事柄が授業で扱われようとしていたこと)を示唆する点で、避けるべきである。「ここには理論的な問題があるが、実務家として必須の知識とは言えないために割愛」、「裁判所の基本的な構成はこれを読めばわかるので自習」、「この問題は刑事訴訟法で扱うのでここでは扱わない」など、他の科目との関連、自習する場合の参考文献なども含めて示すことが理想であろう。また、「授業を通じてはこの水準までしか議論しないが、さらに検討すべき論点があり、修了時までにもそれも含めて検討しておくこと」といった教示も有効であると思われる。

③ 学生の負担に配慮すること。

周知のように法科大学院のカリキュラムは密度が濃く、授業以外の課題も含めて学生には相当の負担がかかっている。そのような中で、各科目が、予復習のほか、自学自習など授業時間外の学習を求めれば、学生には相当の負担がかかる。たとえば、標準的な科目数を履修している学生について、授業時間とシラバス記載の予復習時間を合算するだけで1日のうちの合理的な学習時間を超えてしまうような事態は健全とは言えないだろう。

3 未修者に対する憲法教育の基本的な考え方

未修者に対する憲法教育のあり方を考える際に出発点となるのは、2年次以後既に者と合流し学習することになることを踏まえ、適切な学習到達目標を設定することである。

この点、2021年に日本弁護士連合会が取りまとめた「法学未修者教育に関するシンポジウム報告書」(以下、「2021年報告書」という。)では、1年次終了段階の到達目標として、「共通到達度確認試験で一定の水準の得点を得られる程度の基礎的知識及び推論能力を修得し、かつ、当該法科大学院の既修者入学試験に合格しうる程度の学識並びに分析、構成及び論述等の能力を修得すること」が挙げられており、憲法についても、基本的にはこれが

当てはまるものと思われる。

とはいえ、このような学習到達目標はなお抽象的であり、憲法の科目特性や各大学院のカリキュラムも踏まえつつ、より具体的に設定される必要があろう。この点についても、むしろ各大学院・各教員の裁量に委ねられるべき事柄ではあるが、FD セミナーや前掲の各報告書等を踏まえれば、留意すべきポイントとして、以下の点が指摘できる。

① 未修段階でも、知識習得のほか、推論能力、論述力といった複数の能力の獲得が求められていること。

FD セミナーでは、参加者から、1年次のカリキュラム上の制約等を理由に、主として講義を通じた知識の伝達を中心に据えるという意見も示された。たしかに、論述にせよ、推論にせよ、一定の知識を前提とするものである。また、現在の共通到達度確認試験が択一式で広く知識を問う出題となっていることも踏まえると²²、とくに初学者に対する効率的な知識の提供を第一とする授業設計にも一定以上の合理性はある。

他方、先に触れた 2021 年報告書において紹介されている未修出身者の意見等を見ると、知識詰め込み型の授業ではかえってついていけず、逆に論点主義に陥るのではないかといった指摘などがあり、アウトプットを意識したインプットの重要性も強調されていたところである。また FD セミナーの講師を務めた江藤准教授からも、未修者として憲法教育を受けた自身の経験に鑑みて、知識提供のみではなく、思考力や論述力を育む必要性が強調されている。このようなことを踏まえると、未修者の教育においても、知識提供に大きな比重をかけた授業には少なからぬデメリットがあることは認識されておいて良い。

② とくに 1 年前期の授業において扱う事項は厳選し、基本的かつ重要な事項に絞り込むこと。

いうまでもなく、未修者は法律の学習を始めたばかりであり、定番の基本書や判例集でさえ一読して理解することは難しい。授業に際しては、学生の状況を踏まえて、百選の事案をさらに簡略化するとか、基本書の内容をさらに整理し直すといった工夫を施すことが求められる。このような丁寧な授業を心がける場合、少なくとも授業時間内ですべての事項を扱うことはできず、扱うべき事項を厳選せざるをえない。また、①でも述べたように、知識以外の能力も授業を通じて涵養すべき、と考える

22 なお、共通到達度確認試験について、現在のような出題内容は憲法的全領域を広くカバーすることを求めるものであり、本文で述べるような授業項目の厳選や考える力の涵養といった観点からは、見直すべきところがあるのではないか、という意見もあった。

のであればなおのこと、内容は取捨選択をしなければならない。

内容の取捨選択に際しては、(ア) 2年次以降の学習内容との接続と
(イ) 自学自習や関連科目にどの程度委ねるかの二つの観点が重要となろう。ここでは特に(ア)の観点からもう少し検討しておきたい。

未修者のための憲法教育においては、2年次以後の学習にスムーズに移行できるようにする授業設計が重要であり、より具体的には、各大学院において入学してくる既修者2年生の平均的な水準と同等の実力が身に付くように配慮することが重要である。これは、1年次の憲法教育を通じて、直ちに司法試験（や予備試験）に合格しうるほどの実力を育む必要はなく、内容的にもその水準のものが提供されなくても良いが、既修者で入学してくる者との実力差が大きくない水準まで能力を引き上げることが求められることを意味する。

「既修者で入学してくる者との実力差が大きくない水準まで能力を引き上げる」ことは、一見すると内容を取捨選択するという方針と矛盾するように見えるかもしれない。2021年報告書において、未修出身者からは、2年次で合流する際に、既修者と知識の量に違いがあり圧倒されたとの指摘もあるところであって、そうであるならば、むしろ内容を余すことなく伝えて、漏れを無くす方が良いという考え方もあろう。

しかし、先にも指摘したように、大量の知識を一度に詰め込んでも、必ずしも定着するものではなく、また、大量の知識を一方向的に詰め込むだけの学習は挫折しやすいことにも十分に留意すべきである。この点につき、FDセミナーにおいても、知識量を現実的な範囲に精選する方が、むしろ学習意欲の向上につながり、結果として知識量の増加にもつながるというよい循環が生まれる可能性が指摘されていたところである。

これらのことを踏まえると、知識の獲得は2年次以後の継続学習に委ね、獲得した基本的知識に基づいて、適切に考えられるようにすること、言い換えれば、獲得した知識の範囲においては、既習者と同等の思考力や論述力が発揮できるようにすることを目指すべきであるように思われる。

第2 反転授業の設計とそれを想定した授業1回分のプラン例

1 授業設計の前提

以下では、本章執筆者の勤務校におけるカリキュラムを念頭に置きつつ、未修者憲法教育において特に重要な人権分野について、具体的な授業設計を考えてみたい。

大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）では、憲法の必修科目として、1年次の憲法基礎1（人権・前期）、憲法基礎2（統治・後期）、2年次

の憲法応用1（前期）が開講され、その他、選択科目ないし選択必修科目として憲法応用2（3年次）、憲法発展演習（2・3年次1単位）、公法総合演習（2・3年次2単位）などが開講されている。なお、以上の憲法関連科目のほか、1年次配当の科目として、導入演習（春学期・2単位）があり、この中で判例の読み方や答案の書き方などについてもフォローすることとしている。

憲法基礎1（人権）の学習到達目標としては、憲法が定める基本的人権保障の大きな枠組みを把握するとともに、基本的人権を制約する公権力の行為の憲法適合性について、基本的な判例や学説を踏まえつつ検討し、自らの考え方を説得的に述べることとするのが妥当であろう。これは2021年報告書が掲げる「共通到達度確認試験で一定の水準の得点を得られる程度の基礎的知識及び推論能力を修得し、かつ、当該法科大学院の既修者入学試験に合格しうる程度の学識並びに分析、構成及び論述等の能力を修得すること」という1年次の学習到達目標とも整合的である。

もっとも、このような学習到達目標のもとでの授業設計にあたっては、さらに下記の事項に留意が必要である。

- ① 本学の入学者の水準に鑑みて、2年次の憲法応用1は法学部上位層のレベルを念頭に置いた授業が展開され则认为するのが妥当である。
- ② 履修者の中にはいわゆる純粹未修者がいる。彼らは、基本的に、憲法のみならず、他の実定法科目も含めて何らの知識を持たず、また判例や基本書などを読む力も十分でない。未修者に対して大量の知識を一方向的に伝授する手法は、知識の定着という面でも、学習意欲の向上という意味でも好ましくない、という指摘があることも踏まえれば、知識面は必要最小限に厳選するとともに、質疑応答を含む双方向的な手法によって、知識の定着・思考の方法・表現力を同時に涵養するような授業設計が求められる。

2 授業設計の基本方針

以上のような前提のもと、授業設計の基本方針の一例を示すと次のようなものが考えられる。

- ① 予習・授業・復習のサイクルを強く意識し、効率的でわかりやすく、身につけやすい(身についたことが実感できる)授業展開を心がけること。
予習においては授業の前提となるような知識を確認し、それを踏まえて授業において知識の理解や応用力を高め、さらに復習段階で知識の定着を図り、さらなる学習につなげることができるよう授業設計が望ましい。
- ② 予習段階では、基本書や判例の素読のような課題提示は避け、基本書や

判例を読ませる場合でも、レジュメを配布するといった工夫をすること。
その際、動画教材やWEBテストなどICTを積極的に活用すること。

- ③ 授業は、反転授業の方式を採用するなど、予習の際に確認した知識の理解を深めるよう促す工夫をすること。

例えば、判例をさらに簡略化した素材を設定し、具体的な事案との関係で、予習段階で手にした知識がどのように使われるのかを考察する方法などが考えられる。

- ④ 復習では、演習問題などの出題をし授業の知識を定着させ、自学自習ができるように導くこと。

なお、2021年報告書では、未修者が身につけるべき事柄として、「自学自習」力も挙げられていた。この自学自習力は、演習問題を通じても養うことができるだろうが、そのほか、基本書や関連判例を読み解くといった課題を出すといった方法も考えられる。

また、演習問題については、共通到達度確認試験の過去問の活用のほか、授業で取り扱わなかった判例を素材にして簡単な事例問題を出題することなどが考えられる。

- ⑤ 1年次前期に開講される導入演習など、憲法基礎1以外にも憲法の学習到達目標に資する科目を活用して、相乗効果を期待すべきこと。

通常、未修者は、1年次前期の段階では他の法分野に関する基礎的な事項についても不十分な知識しか持たない。また、繰り返し指摘しているように、憲法学習は憲法の授業のみで完結すると捉えるべきではなく、他の関連科目などを通じて学習が進むことも期待すべきである。

このような観点からは、憲法の授業で扱った事項が他の関連科目とどのように結びついているのかを積極的に明示するなどの方法も有用であろう。名誉毀損表現の規制を例に挙げれば、刑法の名誉毀損罪に関する議論や民法の不法行為、人格権に基づく差し止めといった他分野の議論と関わっていることを示すといった方法が考えられる。

- ⑥ このような一連の授業サイクルを通じて、必要な概念や理論、判例法理が最低限身につくと同時に、基本判例と事案を異にする場合の考え方や、自らの見解を表現する力が身につくようにすること。

細かな学説や判例、外国法の知識などや未知の事案の周到な分析などの能力の獲得は2年次以後の学習に委ね、細かな学説等の知識や高度な応用力の獲得といった事項は、そもそも1年次の学習到達目標として設定しない。このことは、たとえば期末試験や共通到達度確認試験など、学習の成果を測る試験を作成する際に十分に意識されなければならない。これらの試験等では出題形式として、択一式のもののほか、一行問題・

事例問題を含む論述問題がありうるが、いずれの出題形式を採るにせよ、学習到達目標との関係で出題趣旨が説明されるべきであり、とくに到達目標を超えるような難易度の出題はたとえ司法試験では出題されうる水準のものであっても慎むべきである。

3 具体的な授業のあり方（案）

以下では、2で述べた考え方に即して、憲法基礎1（人権）の第1回目の授業設計を考えてみる。

(1) 学習させる内容と到達目標

憲法基礎1（人権）の第1回では、職業選択の自由（憲法22条1項。コア・カリキュラム3-13）を中心として、行政過程の全体像（コア・カリキュラム〔行政法〕1-1）、違憲審査制の基本構造（コア・カリキュラム2-3-2）、公共の福祉（コア・カリキュラム3-4）をも併せて扱う。

（予復習を含めた）授業を通じて到達すべき目標として、①職業選択の自由の意義、保障根拠を判例に即して説明できること、②職業規制立法について、特に許可制を中心にその特徴を説明できること、③リーディング・ケース（小売市場事件（最大判昭和47年11月22日刑集26巻9号586頁）、薬事法距離制限事件（最大判昭和50年4月30日民集29巻4号572頁））の事案の概要を、行政過程の全体像を意識しつつ、そこで問題となった法令も含めて説明できること、④職業選択の自由に対する制約の合憲性判断枠組みの基本的な考え方を判例に即して説明できる。その際、公共の福祉の基本的な解釈についても説明できること、⑤リーディング・ケースとは事案を異にする場合の憲法判断の枠組みについて、適切に考察し、表現できることを掲げる。

なお、憲法基礎1の段階では、重要ではあるものの、やや細かい判例（たとえば酒類販売免許制事件（最判平成4・12・15民集46巻9号2829頁）や司法書士法事件（最判平成12・2・8刑集54巻2号1頁））や最新の判例については深入りしない。また、規制目的二分論をめぐる学説の動向についても深入りしない。

(2) 反転授業を前提とした予習課題の提示

ICTを活用した反転授業を行い、授業の効率化を図るという観点から、次のような予習課題を提示する。

- ① 授業で身につけてほしい知識（判例や学説等）について、解説動画を作成し、その視聴を義務づける。その際、動画を内容ごとに5分程度に分割する。第1回の授業との関係では、例えば下記のような動画を用意し視聴させる。なお、この段階では動画の内容に即したレジュメのみを配布し、基本書や判例集の参照は求めない。

- ア) 基本的人権規定の概要〔5 分程度〕
 - イ) 公権力の活動と法治主義〔5 分程度〕
 - ウ) 違憲審査制の基本構造〔5 分程度〕
 - エ) 職業選択の自由の保障根拠と保障内容〔5 分程度〕
 - オ) 公共の福祉と憲法判断の枠組み〔5 分程度〕
 - カ) 職業規制立法の種類〔5 分程度〕
 - キ) 小売市場判決の概要〔5 分程度〕
 - ク) 薬事法距離制限判決の概要〔5 分程度〕
- ② 各解説動画に対応したクイズを解くよう指示する（各 3 分程度×8）
 23。なお、クイズはウェブ上で実施する。
- ③ 授業時に検討するものとして以下の設例を示し、①や②で勉強した知識を前提に検討しておくよう指示する。

「ペットショップ等において生体販売がなされることにより、犬や猫等の愛玩動物が不当に投棄されている事実に鑑み、法律によって、生体販売を行うペットショップの開設につき、一律禁止する法律の合憲性を検討しなさい。」

(3) 授業

授業はレジュメを配布した上で、次のように展開する。

- ① 冒頭、予習事項の簡単な復習を行う。その際、クイズの正答率が低いものを特に厚く解説する（10 分）。
 - ② 小売市場判決と薬事法距離制限事件判決を中心に、判例の展開と学説の概要を講義する（30 分）。
 - ③ 設例について双方向方式を用いつつ、検討する。その際、次のような質問を投げかける（30 分）。
 - ア) ペットショップで生体販売をすることは憲法 22 条にいう「職業」か。
 - イ) 設例の法律は、どのような規制か（許可制か否か）。このような規制が導入される理由（＝規制目的）は何か。具体的な規制手段は規制目的とどのような関係に立つか。
 - ウ) 職業規制立法の憲法適合性の判断枠組みについて、判例に即して説明した上で、本件に適用される判断枠組みを設定しなさい。
 - エ) ウの判断枠組みに即して、本件規制の合憲性を検討しなさい。
 - ④ 最後に、②をもう一度説明する（5 分）。
- (4) 復習として、次の課題を掲げる。

23 クイズは Google フォームなどを用いて出題し、解答を義務付ける。

- ① 授業の内容を基本書・判例集で確認する。
- ② 授業で扱った設例について、答案を作成する。作成した答案は、導入演習等で添削する。
- ③ 共通到達度確認試験や司法試験の択一式試験の過去問から、学習した分野に関連する問題を選び練習する。

(5) 学習成果の測定

期末試験等でこの回の学習成果を測る場合には、①択一式の場合には、基本判例をはじめとする授業中に扱った判例（小売市場判決・薬事法距離制限判決）と基本的な学説・理論の知識を確認する出題に限定することのほか、②論述式の場合には、教室設例として検討したものを中心に、基本判例や理論をふまえれば十分に解答できる出題にするとといった点に留意すべきものと思われる。なお、論述式の出題をする場合には、どのようなフォーマットで書くべきかが授業等を通じて学生に伝わるように十分に配慮する。

第3章 刑法

第1 科目としての特性と未修者教育における留意点

学修科目としての刑法の特徴は、本報告書で憲法、民法に関して述べられているところと重なる部分も少なくないが、憲法や民法との比較においてみられる特性として、次のことを指摘できる。すなわち、実務法曹の卵として求められる事例対応能力は、基本事項についての理解を固めた上で、解釈上の論点については、判例が事案のどのような事実をどのように評価して結論を導いているかというところから帰納する形で基本的考え方をうかがい、その考え方をを用いて事例を処理する訓練により高められるという面が強いにもかかわらず、伝統的な刑法学においては、犯罪体系論における立場の相違ないしそれを反映する形での理論的対立が激しく、やや語弊がある表現をすれば、実務上問題となり得るような事例の解決に直結しないような問題をめぐる議論にエネルギーが割かれてきたということである。そうした傾向は、法科大学院制度の発足以降の刑法学においては、「実務との架橋」が意識された結果、弱まりつつあるが、伝統的な体系書等における記述はそのような刑法学における重点の変遷を学生に生き活きと感じさせるものとはなっておらず、少なくとも学生レベルでは、伝統的な刑法学のイメージはなお払拭されていないように見受けられる。そうした状況で学生が陥り得る落とし穴として、①理論上の対立の難解さにいわば途方に暮れた学生が、学習意欲を失ってしまう（その結果、司法試験予備校等の提供する「論証パターン」の丸暗記に走り、その妥当性を疑うような教員の説明に対しては聞く耳を持たなくなる）、②理論上の対立に

面白さを感じる学生が、主観的には意欲的に取り組むものの、対立にばかり目を奪われて、実際に事例を解決する上で必要な知識・理解やスキルを身につけないまま試験に臨んでしまう、といった現象もみられる。

そして、そうした科目特性ないしそれを反映した学修上の落とし穴が存在することを踏まえるならば、未修者に対する刑法教育の留意点としては、総論で述べられているところに加えて、又はその中での重点の置き方として、学修すべき内容の絞り込み及び伝える順序という観点に、特段の注意を払うべきことが重要である。この点は、本調査研究におけるFDセミナーにおける講師の報告のほか、日本弁護士連合会と法科大学院協会の共同実施プロジェクトであるヒアリング調査において、刑法担当教員（成瀬幸典東北大学教授）により強調されていた点とも重なる。具体的には、教員にとっては当たり前と思われる（教科書を読めば分かる）前提として、授業時間が足りない中でつつい十分な説明を加えないままにしてしまうような基本事項が、特に純粋未修の学生にとっては大きな気づきとしてその後の学修の礎となり得ることを自覚した上で、授業時間が足りないのであればオンデマンドの予習動画等で簡潔ながら明瞭な説明を加えるということが有効であろう。また、授業時間においては、重要判例の言わんとするところについて、いったんは自分の頭で考えた上で教員による説明（その内容は、判例について実務上妥当している理解がどのようなものかを教員自身も考え、学生と共有するようなものであることが求められる）を受けるプロセスを設けることが有用と思われ、そうしたことが可能となるよう、1年次の授業で取り上げるべき内容を考えていく必要がある。結果として、理論上ないし犯罪体系論上は重要であっても、実際に生じる事例の解決への影響力に乏しいような問題は、優先順位としては劣後することを認識した上で授業を組み立てることが必要となる。

第2 反転授業の設計とそれを前提とする授業1回分のプラン例

1 反転授業の設計

以上で指摘した留意点を踏まえて、法科大学院未修者コースにおける刑法授業を、予習教材としてオンデマンド教材を活用した学習者主体の反転授業により行おうとする場合、例えば、下記のような方法が考えられる（1回の授業の予習・復習時間として、各100～120分程度を想定する）。

- 授業の目標は、犯罪論の全体像に関する通説的理解を前提に、各項目に関して、論点以前の基本的な概念、条文、要件、定義などを把握した上で、重要論点のうち基本的ないし汎用的なものを中心に、判例の趣旨を理解し、それに依拠して、比較的単純な事例問題について十分な答案が書けるようになることに置く。授業で扱う素材は、この目標の観点から絞り込み、情報過多による消化不良に陥らないように配慮する。

- 授業は、担当教員によってコーディネートされた①予習、②当日授業、③復習（、④答案作成演習）を段階的にこなすことを通じて、上記目標を達成できるように設計する。
- ①予習として、第 1 に、事前に提供する導入用のオンデマンド予習動画（合計 30 分程度。内容のまとまりごとに 3～4 本に小分けする）の視聴を求める。予習動画では、その回に扱う内容について、全体における位置づけを確認した上で、制度の基本的なしくみやそれが適用される典型的な（解釈に争いの生じない）事例を説明し、具体的なイメージを持ってもらう。履修者全員の確実な修得を担保すべく、動画の視聴は義務づけ、さらに各動画について、その内容をおさらいするクイズをウェブ上に設定し、それに解答すること（1 本の動画に対応したクイズの所要時間は 2～3 分。合計で 10 分程度）をも義務づける。

第 2 に、事前に提供する設例・設問集（授業でとりあげる設例・設問を一覧にしたもの）を、教科書の指定頁を読んで検討すること（60～80 分程度）を求める。設例は、当該問題において典型的に想定されている事例や基本判例等の事案を簡略化した事例を中心とする。設例・設問の内容は、真に 1 年次で学んでおくべきものかという観点から絞り込み、それを道しるべとして、メリハリをつけて教科書を読んでいけるように配慮する。この予習段階では、自ら教科書を読んで一応の検討をすることに意義があり、すっきりと理解できなくても構わないことを併せて伝えておく。

- ②当日授業に臨むにあたり、教員は予習動画のおさらいクイズの正答率をチェックし、正答率の低い問題があれば、冒頭で補足説明を加える。それに続き、設例・設問をとりあげていく。重要論点に関係し、ある程度立ち入った検討を要する設例・設問については、受講者を座席の近い数名ずつのグループに分け、一定の時間をとって、グループ内で協議することを求める。このグループ協議の存在により、履修者は（グループ内で恥をかきたくないため）予習が動機づけられ、また、内容に関心を持った状態でその後の教員の説明を聴けるために吸収率が高まる効果を期待する。そして一定時間経過後に、ランダムに指名して質問し、解答を述べさせた上で、それを補う形で教員が説明を加える（いわゆるソクラテスメソッドのように、学生との問答を繰り返して理解を深めていく方法は、うまくはまれば効果が高いが、指名された学生の到達度によっては時間ばかりを浪費する。そのため、少なくとも未修段階では、学生の解答は、教員による説明の呼び水として扱えば十分と思われる）。こうした方法は講義スタイルよりは大幅に時間を使うため、あらかじめ扱う素材を絞り込み（重要な論点でも、難解であり、2 年次に詳しく扱

うものは、あえて深入りしないようにし)、また、当日とり上げる問題についても、とりあげた方は重要性に応じたメリハリをつける必要がある。

- ③授業の復習としては、設例・設問集に対する解答を自分なりにまとめ直すなどし、できる限り記憶に努めること(70～100分程度)を求める。また、授業で扱った範囲で解くことができる(ようにアレンジした)司法試験短答式や共通到達度確認試験の過去問をウェブ上のクイズとして設定し、それをこなすこと(20分程度)をも義務づける。
- さらに、当該科目内又は平行して行う別の演習科目において、④授業で扱った内容をそのまま問うような事例問題についての答案作成指導を行う機会を設けることが望まれる。これは、授業の担当教員が出題、(内容および)答案作成方法の解説、答案添削まで行うことが理想ではある。もっとも、教員の負担の面で現実的でない場合も考えられる。その場合、教員は出題およびオンデマンド動画等による解説のみを行い、添削は、補助教員(修了生弁護士等)が教員の解説動画を視聴した上で行うという方法がありうる(その場合、教員は、添削答案に目を通し、自分の授業の内容がどの程度学生に伝わっているかを把握する契機とすべきである)。答案添削は、一定の水準に達するまで反復することが理想であり、また、各回の優秀答案については、(事前に包括的同意を得ておいて)匿名化の上で共有することで、全員があるべき答案のイメージを得られることができるようにすることが望まれる。

2 反転授業を想定した授業1回分のプラン例

——正当防衛を扱う授業回を素材として——

上記のような方法による授業を展開するにあたり、重要となるのが、各項目の内容のうち、予習動画で説明する内容、設例・設問としてとりあげる内容、重要論点であっても1年次は深入りを避ける内容などをどのように振り分けるかである。それは、授業設計の目標を踏まえて、項目ごとに検討されるべきではあるが、ここでは、刑法総論の「正当防衛」を扱う授業1回分における振り分け案を示して、具体的なイメージの共有を前提とした議論の素材を提供することとしたい(2単位=90分授業×15回の授業の中で、1回分を正当防衛、別の1回分を過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛に、さらに別の1回分を緊急避難その他の違法性阻却事由にあてることを想定している)。

(1) 予習動画で扱う内容

解釈論上の争いにできる限り踏み込まない範囲で、正当防衛(・過剰防衛)制度の全体像や各要件について、それが適用される(されない)典型

事例のイメージを伴う最低限の理解を持ってもらうことを目指す。

- 刑法総論全体における正当防衛の項目の位置づけを意識させる。具体的には、構成要件該当性・違法性・有責性という犯罪論体系をごく簡単に振り返った上で、正当防衛は代表的な違法性阻却事由であること、および、正当防衛の検討に先行して、行為者の行為が何らかの犯罪（暴行罪、傷害罪、傷害致死罪、殺人罪など）の構成要件に該当しているとの判断が必要であることを確認する。
- 刑法 36 条 1 項の条文上の要件として、①「急迫不正の侵害」に対し、②「自己又は他人の権利を防衛するため」、③「やむを得ずにした」の 3 要件を示し、これを、傷害罪の構成要件に該当するが、正当防衛として違法性が阻却され、犯罪不成立となる、結論に疑義のない設例にあてはめて見せ、典型的なイメージを持ってもらう。この段階では、①②③の定義等には立ち入らず、事実のどの部分がどの要件にあてはまるのかを示せば十分である。
- その上で、そのような正当防衛制度の趣旨について、一応の理解を伝える。すなわち、法治国家において、実力行使による紛争解決は公的機関（警察や裁判所）に委ねられ、暴行、傷害等を手段とする自力救済は原則的に禁止されていることを確認しつつ、「急迫不正の侵害という緊急状態の下で公的機関による法的保護を求めることが期待できないときに、侵害を排除するための私人による対抗行為を例外的に許容した」（最決平成 29・4・26 刑集 71 巻 4 号 275 頁）のが正当防衛制度であることを示す（この判示の意味するところは理論的には微妙であるとしても、立ち入らず、一般常識の延長で納得できればさしあたり十分である）。
- そうした趣旨を踏まえて、あらためて各要件に関して、論点に立ち入らない範囲で、定義や基本的な解釈を示し、各要件が、典型的に、どのような事例を正当防衛の対象にとりこみ、どのような事例を除外しようとしているのかのイメージを持たせる。具体的には—
- ①「急迫不正の侵害」があるといえるには、違法な法益侵害が現に存在しているか、または間近に押し迫っていること（最判昭和 46・11・16 刑集 25 巻 8 号 996 頁）を要することを示す。正当防衛は、現に相手が実力行使に出てきており、自分の法益が侵害されるのを防ぐために、公的機関による法的保護を求めている余裕がない場合のための制度であるという観点から、(ア)予想されるが開始される前の侵害から身を守るための先制攻撃や、(イ) 侵害が終了した後の報復攻撃は、正当防衛から除外されることを説明した上で、それらの典型的な事例

を示す。

- ただし、(ア) との関係では、現に殴られたりしていなくても、相手が殴りかかるとする具体的なアクションを開始していれば、すでに正当防衛が可能であることも、上記定義（「間近に押し迫っている」）に含まれていることの注意喚起をする。
- また、(イ) との関係では、一発殴られた後に反撃するのはすべて侵害終了後の報復攻撃になるわけではなく、相手が攻撃的な姿勢を維持していて、さらに殴ってきたりする可能性が続いているのであれば、なお継続する（「現に存在」する）侵害への対抗行為として正当防衛たりうることにしても注意喚起する。
- 「不正」については、事例問題等で問題とされることが少ないことに鑑み、違法すなわちいわれなき侵害というくらいの説明でさしあたりは十分と思われる。
- ②「防衛するため」といえるには、判例・実務の立場では、対抗行為が防衛の意思に基づいて行われなければならないことを示す（防衛の意思の要否をめぐる理論的な対立に立ち入ることは、初学者にとってはむしろ理解の妨げとなるので、必要説で当然という前提から入る）。

ただ、この要件は、行為者が、急迫不正の侵害を認識した上で、それへの対応として対抗行為に出ている限り、反射的な反撃であって身を守るという目的を明確には自覚していなかったり、相手の行為に対して「憤激・逆上」して対抗行為に出たりしても、基本的には否定されないこと（最判昭和 46・11・16 刑集 25 巻 8 号 996 頁、最判昭和 50・11・28 刑集 29 巻 10 号 983 頁、最判昭和 60・9・12 刑集 39 巻 6 号 275 頁）を簡潔に説明し、防衛の意思が、正当防衛の認定上の大きなハードルになることは少ないというイメージを植え付ける。

その際の理由付けとしては、防衛行為が緊急状態の下で反射的、本能的に行われるもので、また、理不尽な侵害を加えてきた相手に怒りの感情を抱くのも自然であって、そうした場合を除外すれば、正当防衛制度の趣旨を全うできないというくらいの説明で十分である。

- こうして、急迫不正の侵害に対して、防衛するためにした行為であれば、正当防衛制度の趣旨が基本的にはあてはまることになるが、ただ、「やりすぎ」はやはり許容されないという観点から、③「やむを得ずにした」の内容として、反撃行為が「侵害に対する防衛手段として相当性を有する」こと（最判昭和 44・12・4 刑集 23 巻 12 号 1673 頁）が要求されることを説明する。

その具体的な判断については、授業の中で学ぶことを前提に、予習

動画では、最低限の前提をいくつか確認しておく。

第1に、正当防衛では、「正対不正」の関係が前提となり、「正は不正に屈しない」という大原則が妥当するので、仮に対抗行為に出ずに退避すれば身を守ることができるとしても、対抗行為に出ることが許される（退避義務はない）ことを確認する（併せて、害の厳密な均衡が要求されないことも、理論的に重要であり、言及する余地があるが、下記「第2」との関係がややわかりにくいこともあり、それについては設例・設問に譲ることが望ましいかもしれない）。

第2に、許される対抗行為の内容に関しては、相手の侵害行為と危険性のバランスを失しない程度の反撃行為ならば相当性が認められるのが一般的であるが、例えば、素手での殴打に対し、包丁を持ち出して相手の胸を刺して殺害するような場合は、基本的には相当性を欠くと考えられるというくらいの（ごく大雑把な）説明をする。

- このようにして防衛行為の各要件のイメージを持ってもらった上で、さらに、過剰防衛について説明する。すなわち、①「急迫不正の侵害」、②「防衛するため」の要件を充足しつつ、③相当性（「やむを得ずにした」）要件だけを充足しない場合については、正当防衛（36条1項）は成立しない（したがって犯罪が成立する）が、刑法36条2項が、「防衛の程度を超えた行為」として、「情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる」（刑の任意的減免）という効果を認めていることを説明する。ここでは、構成要件該当性を前提に、①急迫不正の侵害又は②防衛するための要件を充足しない場合→「単なる犯罪行為」、①②は充足し③相当性だけを充足しない場合→過剰防衛という図式の下、事例問題等では、犯罪の成否だけではなく、単なる犯罪行為か、過剰防衛か、正当防衛かまで答えなければならないということを常識化させる。
- その上で、過剰防衛の減免根拠については、諸説があるものの、緊急状態の下での心理的圧迫ゆえに、防衛行為が過剰に及ぶことにも無理がないという面や、過剰に及んだとしても、正当な利益の保全に役立っているという面などがありうることをごく簡単に言及する（深入りしない）。

(2) 設例・設問としてとりあげる内容

予習動画の理解を前提に、解釈論上の争いがある中で、重要判例で解決の方向性が示されているような重要論点を中心に、設例・設問を設定し、教科書の該当箇所のうち、設例・設問に関係しそうな部分を特に集中して読んでくることを求める。例えば、次のような内容を取りあげることが考

えられる。

- 「急迫」性に関し、最判平成 9・6・16 刑集 51 巻 5 号 435 頁の事案を単純化した設例を設定し、侵害の継続性の判断方法を問う。
- 行為者が侵害を予期していた場合における急迫性の有無が問題となる設例として、侵害を予期しているがその程度は弱く、また一定の合理的理由があつて侵害に臨んだような事例（例えば、前掲最判昭和 46・11・16〔くり小刀事件〕の事案を単純化したもの）と、確実に侵害が予期され、警察の援助を求めることも容易であるのに、凶器を準備して待ち構えたり、呼び出しに応じたりして、相手の侵害に応じてすかさず反撃したような事例（最決昭和 52・7・21 刑集 31 巻 4 号や最決平成 29・4・26 刑集 71 巻 4 号 275 頁の事案を単純化したもの）を設定し、侵害を予期していれば急迫性が否定されるか、どのような場合ならば否定されるかを問う。
- 防衛の意思が例外的に否定されるかが問題となる設例として、憤激逆上はしているが、攻撃的意思と防衛意思が併存しており、なお防衛の意思が肯定されると考えられる事例（例えば、最判昭和 50・11・28 刑集 29 巻 10 号 983 頁や再犯昭和 60・9・12 刑集 39 巻 6 号 275 頁を単純化したもの）と、「専ら攻撃の意思」として防衛意思が否定されるであろう事例（例えば、東京高判昭和 60・10・15 判時 1190 号 138 頁の事案を単純化したもの）を設定し、具体的判断を問う。
- 防衛行為の相当性に関しては、侵害行為に対する反撃手段としては相当な行為により、侵害者に重大な結果が生じた事例（前掲最判昭和 44・12・4 の事案を単純化したもの）、素手で執拗な暴行をしてきた相手に対し小刀で胸を一突きして殺害した事例（前掲最判昭和 46・11・16）、鉄パイプで殴打してきた相手が体勢を崩している間に 2 階手すりから 4m 下のコンクリート路上に追い落とした事例（前掲最判平成 9・6・16 を単純化したもの）、素手の相手に対し包丁を持ち出したものの威嚇のみに終始した事例（最判平成元・11・13 刑集 43 巻 10 号 823 頁）などを設例として設定し、具体的判断を問う。

(3) (1)(2)の内容の当日授業でのとりあげ方

授業は、履修者が 1・2 の予習に取り組んでいることを前提に進めるが、具体的には、各事項を次のようにとりあげることが考えられる。

- 予習動画の内容については、時間をかけて説明することはしない。論点の説明に入る前提として、記憶を喚起する程度の簡単な言及をする。また、おさらいクイズの正答率の悪いものについては、若干注意を促す説明をする。

- 侵害の継続性については、教員が、前掲最判平成 9・6・16 の判示に基づき、判断方法を説明する。

併せて、余裕があれば、侵害の「始期」が問題になる場面と、侵害の「継続性」が問題となる場面では、後者の方が緩やかに急迫性要件が肯定されることに言及しつつ、その理由として一般に言われているところを説明する。

- 侵害予期と急迫性については、裁判実務でもしばしば問題となる重要性が高い問題であることを伝えた上で、例えば、下記の点に関する判例の理解について、グループ協議を行わせる。

- 侵害の予期があっても、原則として急迫性が否定されないと解するのはなぜか
- 例外的に急迫性が否定される場合として、前掲最決昭和 52・7・21 は、どのような場合を掲げていたか
- その場合（侵害予期＋積極的加害意思がある場合）に急迫性を否定するのはなぜか
- 最近の前掲最決平成 29・4・26 は、侵害を予期していた場合の急迫性の判断について、何を述べているか。その内容と前掲最決昭和 52・7・21 の内容はどのような関係にあるか

その上で、ランダムに指名した学生に、グループ協議を経てどのような理解に至ったかを質問して答えさせつつ、それを引き継ぐかたちで、教員が説明を行う。その際には、前掲最決平成 29・4・26 が依拠すると思われる考え方および列举されている考慮事情を一定の観点から整理し、論証パターンとしての利用も可能となるようなまとまった理解、説明を与える（「判例の 1 つの理解としてさほど外れていないと思われるところをまとめれば…」といった留保は付し、教員の説明が唯一の正解という趣旨ではないことを認識させることは必要と思われるが、それは、毎回ではなく、授業全体の注意として断っておくということでもよいかもしれない）。

- 防衛の意思については、行為者が侵害を認識して反撃に出ている限り、それが否定される場合は例外的であることを確認しつつ、どのような場合であれば否定されるかを問う設例の理解について、グループ協議を行わせる。その上で、教員から一般的な理解を説明する（侵害予期と急迫性の問題よりは時間配分を少なくすべきである）。その中で、防衛の意思の定義も確認する（必ずしも統一されていないが、ニュアンスに大差はなく、学説上言われているものの 1 つが書ければ十分であると伝える）。

さらに追加情報として、学生は、急迫性を否定する「(侵害予期+)積極的加害意思」と、防衛意思を否定する「専ら攻撃の意思」を混同してしまうことも考えられるので、ランダムに当てて何が異なると思うかを質問するなどして注意を喚起しつつ、一般的理解を伝える。

- 防衛行為の相当性に関しては、まず教員から、侵害に対する防衛手段として相当性を有する行為であるかは、(ア) どのような侵害にさらされているか(致命的な重傷を負わされそうなのか、軽傷で済みそうなのか、どのくらい執拗か…)、(イ) どのような反撃をしたのか、(ウ) より危険性の低い反撃手段をとることも容易だったか、といった観点に目配りしつつ、基本的には、(ア) 侵害行為と(イ) 防衛行為の危険性のバランスがそれなりにとれていれば、相当性が認められるというイメージを持っておくと、大きくは外さない旨を伝えた上で、事前に示した設例の解決ないしその際の考え方について、グループ協議を求める。そして、ランダム指名による質問を経て、教員から次のポイントについて説明を加える。
 - あくまで防衛手段としての相当性が問題であるから、たまたま重大な結果が生じたからと言って、過剰になるものではないこと(前掲最決昭和44・12・4)
 - とはいえ、致命的なダメージを与えることに直結するような反撃行為の相当性については、厳格に判断される(過剰防衛となりやすい)こと(その例として、前掲最判昭和46・11・16、前掲最判平成9・6・16)
 - いわゆる防御防衛(「危害を避けるための防御的な行動に終始」)は、包丁等の危険な凶器を持ちだしたとしても、相当性が認められやすいこと(前掲最判平成元・11・13)

(4) 深入りを避ける内容

ア 法科大学院の必修授業においては正面からとりあげず、教科書の自習等に委ねれば足りると考えられる内容

- 正当防衛の正当化根拠に関する理論的な議論(例えば、法益保全の利益のみか、法確証の利益をも含むかといった議論)は、初学者の段階では理解することが困難である上、理解していなくても、具体的な事例の解決や説明のうえでほとんど支障をきたさない。そのため、各自の学習が進むにつれて関心を持った段階で、教科書等の該当箇所を読むことを期待するという程度で十分と考えられる(理論的な問題に立ち入る発展的な選択科目においてとりあげるということはもちろんありうる)。

- 「不正」な侵害の意義をめぐる古典的な論点としての対物防衛に関する議論は、実務的な重要性が低い上に、仮にこれを否定する場合の選択肢としての緊急避難をまだ学んでいないことから、授業では扱わず、勉強がある程度進んでから、そのような議論もあることを何らかの形で学べば十分である。公共的利益のための正当防衛が可能かといった議論も同様の位置づけである。
- 防衛の意思の要否に関する偶然防衛をめぐる議論も、実務的な重要性が著しく低く、初期段階からそうした議論を学ぶと、刑法学習の重点を誤って理解するおそれもある。そのため、あえて授業ではとりあげず(防衛意思が必要であるとの判例の立場を自明の前提として授業を進行させ)、各自の学習の進度に応じて、関心を持った段階で学んでももらえれば十分なものとして位置付けるべきである。
- 盗犯等防止法の正当防衛の特則については、判例(最決平成6・6・30刑集48巻4号21頁)によれば、相当性がより緩やかに解されることになるものの、具体的にどのように緩和されるのか必ずしも明らかではない。学生が事例問題に取り組む際に意識することが求められているとはあまりいえないという意味で、授業ではとりあげず、教科書の自習で一般論を知ってもらえれば十分である。

イ 後回に委ねる内容

- 防衛行為の対象(相手方)は、急迫不正の侵害者に限ることは、第三者が登場しない事例だけを扱う限り、問題として意識されることがないため、正当防衛回では扱わない。過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛の回で、防衛行為と第三者の問題をとりあげる際に、自明のことがらとして示すこととなる。
- 防衛行為の一体性やいわゆる量的過剰の問題は、過剰防衛・誤想防衛・誤想過剰防衛の回で別途扱うことを想定している。
- 教科書によっては、緊急行為としての正当防衛・緊急避難の異同についてまず説明した上で、正当防衛の説明に入るものもある。しかし、初学者の段階では、まだ学んでいない2つの制度を俯瞰する思考よりも、より代表的で問題となりやすい正当防衛を素材に具体的なイメージを持ってから、後に緊急避難を学ぶ際に、異同を意識するほうが頭に入りやすいように思われる。その意味では、緊急避難との異同については、緊急避難の回で、正当防衛の復習を兼ねるかたちで言及することが望ましいと考える。

ウ 2年次以降でとりあげることを前提に、未修1年次では深入りを避けるべき内容

- いわゆる自招侵害は、重要論点であり、最高裁のリーディング・ケース（最決平成 20・5・20 刑集 62 卷 6 号 1786 頁）を中心に、事例問題で出題されることをも想定した十分な理解を得る必要がある。もっとも、そこでの判例理論が、36 条の条文解釈から離れて展開されていることなど、初学者にとっては理解のハードルがかなり高い上に、重要論点として 2 年次の必修授業では必ず時間をかけて取り扱われることが想定される。そこで、1 年次の授業では、あえてとりあげないこととし、他の項目の修得のための時間を確保することが、グループ協議等を取り入れた主体的な学びを授業内で実践して学習効果を高めるという観点からは 1 つの考え方となるように思われる。

もっとも、自招侵害の判例の理解を問うことは、共通到達度確認試験等でも定番となっており、学生がこれに対応できないことを不安に思うことはありうる。そこで、単に設例・設問から外して何ら言及しないというのではなく、「自招侵害という重要論点があるが、これは現段階では難しいので他の内容を優先し、2 年次では必ずとりあげる」という予告をすることで、学習の見通しを持てるように配慮すべきである。

第 4 章 民法

第 1 科目としての特性と未修者教育における留意点

1 科目としての民法の特徴

学習対象としての民法の特徴は、何といたっても学ぶべき事項の多さにあろう。民法は 1000 条を超える大部な法律であるうえに、借地借家法や消費者契約法などの特別法も含めると、学習すべき事項はさらに多くなる。また、近年では債権法改正（2017 年）、相続法改正（2018 年）、物権法改正（2021 年）と大きな改正が立て続けに行われており、これらをフォローする必要もあるため、学習事項はさらに増加する傾向にある。そのうえ、日本の民法は諸外国に比べて条文数が少なく、その間隙を判例法が埋めている。したがって、法解釈において判例がもつ重要性も大きく、法科大学院で学ぶべき判例の数もおのずと膨大なものとなる。判例百選に登載されている民法の判例が 300 を超えるのは、このことを如実に示すものである。

さらに、民法は私法の一般法であるがゆえに、幅広い問題領域をカバーする点にも特徴がある。社会の変化に伴って新たな法的問題が生じたとき、その解決の糸口となるのはまずもって民法である。それゆえ、民法が適用される場面をあらかじめパターン化して網羅し尽くすことは不可能であって、

司法試験においても、おそらく多くの受験生が考えたことがない問題がしばしば出題されている。そこで、民法を学習するにあたって、基礎的な概念を確実に理解したうえで、それをさまざまな場面に応用することができる状態にしておく必要があるだろう。

以上を要するに、民法は、①学習すべき事項がきわめて多い点と、②適用される範囲が広くて高い応用力が求められる点に、科目としての特徴があるといえよう。

2 未修者教育における留意点

以上のような民法の科目としての特徴をふまえると、未修者に対する民法教育の課題は、①学習させる事項のボリュームをどの程度に設定するか、②基礎的な概念や知識をいかに応用可能な形で習得させるか、という点にあると考えられる。

まず、①学習事項のボリューム感に関しては、未修者がいきなり多くの内容を教えられて消化不良に陥ることがないように、十分な絞り込みを行う必要があると思われる。FD セミナーにおける吉永教授の報告でも、「特に民法は学習すべき事項が膨大であり、すべてを取り上げることは現実的ではない」という趣旨が述べられていた。また、日本弁護士連合会と法科大学院協会が共同で実施した未修者教育プロジェクトのヒアリング結果取りまとめ報告書(2021年6月21日公表)においても、「授業で取り扱う内容は、民法に関する知識のうち重要度の高い知識に重点を置き、比較的重要度の低い枝葉の知識は扱わない」(神戸大学・田中洋教授)、「教える内容は基礎基本に限定している」(北海道大学・池田清治教授)などといった方針に基づく実践が、未修者教育の好事例として紹介されている。このように、未修者に対しては教える内容を謙抑的にすべきであるという点については、おおむねコンセンサスがみられるところである(なお、注16でも示したとおり、コア・カリキュラムのスリム化や共通到達度確認試験の出題レベルの見直しもあわせて検討する必要があると考えられる)。

ただし、授業で教える事項を絞り込むことに伴い、自学自習に委ねられる事項が多くなるため、学生が有効適切な自学自習をできるようになるよう教員が指導を与えることが重要となる。吉永教授も、学生が教科書を読んで自習できるようにすることに意を用いていたし、上記報告書で挙げられた好事例においても、「学生が『自学自修』できるようになるように方向づけることが自分の役割」(田中教授)という考え方が述べられているところである。

なお、問題は、未修者に授業で教えるべき事項と教えない事項(2年次以降の学習や自学自習に委ねる事項)をどのように振り分けるかであるが、こ

れについては後述の第2において具体的なイメージを例示することにした。また、FDセミナーの質疑応答・意見交換でもみられたように、オンデマンド教材を活用することも考えられるが、これについても後述の第2で具体的な例に即して検討することとしたい。

次に、②応用力の土台となる基礎知識・概念の習得については、吉永教授の実践が示唆に富む。吉永教授は、「定義とその意義（他の概念との関係）、要件・効果、制度趣旨、典型例」を「基礎知識」と位置づけ、「1 周目」の授業でまずはこれらを大づかみに習得させたうえで、「2 周目」の授業でその知識を繰り返し学習させることによって定着を図っている。また、チェックテストの活用により、教科書に書かれている知識がその通りには問われないことを学生に認識させ、応用力の涵養への意識づけを行っている。さらには、事例問題に早い段階から取り組ませ、アウトプットの機会を与えている。これらはいずれも、教育学の知見を活かしつつ、基礎から応用への架橋を意識した試みであり、未修者教育の方法論として大いに参考となろう。また、FDセミナーで宮城教授から紹介されたように、逆向き授業設計・スモールステップ・グループ学習・ルーブリックなどといったアクティブラーニングの手法を取り入れることや、補助教員を活用することも有用であろう。

第2 反転授業の設計とそれを想定した授業1回分のプラン例

1 反転授業の設計

法科大学院未修者コースにおける民法授業を、予習教材としてオンデマンド教材を活用した学習者主体の反転授業として設計するにあたっては、第3章で刑法について述べられた方法論がほぼそのまま当てはまる。それはすなわち次のようなものである（1回の授業の予習・復習時間として、各100～120分程度を想定する）。

- 授業の目標は、まず民法の各項目に関して、定義、他の概念との関係、要件・効果、制度趣旨、典型例などを修得した上で、重要な判例についてその意義・趣旨を理解し、これらに基づいて、比較的単純な事例問題について十分な答案が書けるようになることに置く。授業で扱う素材は、この目標の観点から絞り込み、情報過多による消化不良に陥らないように配慮する。
- 授業は、担当教員によってコーディネートされた①予習、②当日授業、③復習（、④答案作成演習）を段階的にこなすことを通じて、上記目標を達成できるように設計する。
- 予習として、第1に、事前に提供する導入用のオンデマンド予習動画（合計30～40分程度）の視聴を求める。予習動画では、その回に扱う内容について、全体における位置づけを確認した上で、制度の基本的なしく

みやそれが適用される典型的な事例を説明し、具体的なイメージを持ってもらう。また、各動画について、その内容をおさらいするクイズをウェブ上に設定し、それに解答することを義務づける。

第2に、事前に提供する設例・設問集を、教科書の指定頁を読んで検討することを求める（60～80分程度）。設例・設問の内容は、真に1年次で学んでおくべきものかという観点から絞り込み、それを道しるべとして、独力で教科書を読んでいけるように配慮する。

- 授業では、事前に提示した設例・設問をとりあげていくが、重要論点に関するいくつかの設例・設問については数名ずつのグループで協議することを求める。その後、協議の結果を受講生に述べさせ、それを補う形で教員が説明を加える。
- 授業の復習としては、設例・設問集に対する解答を自分なりにまとめ直すなどし、できる限り記憶に努めること（70～100分程度）を求める。また、授業で扱った範囲で解くことができる司法試験短答式や共通到達度確認試験の過去問をウェブ上のクイズとして設定し、それをこなすこと（20分程度）を義務づける。
- さらに、当該科目内又は平行して行う別の演習科目において、授業で扱った内容を問う事例問題についての答案作成指導を行う機会を設けることが望まれる。教員の負担が過大になることを回避するため、教員は出題およびオンデマンド動画等による解説のみを行い、添削は補助教員が担当するという方法が考えられる。

2 反転授業を想定した授業1回分のプラン例

——詐欺行為取消権を扱う授業回を素材として——

以下では試みに、債権総論で取り扱われる「詐欺行為取消権」に関する回を素材として、(1)予習で学習させる内容・(2)授業で取り上げる内容・(3)2年次以降の学習や自学自習に委ねる内容の振り分けを行い、具体的なイメージを提示することとする（90分授業において、1回分を詐欺行為取消権の制度趣旨・要件に、別の1回分を詐欺行為取消権の行使方法・効果に充てることを想定し、ここではそのうち前半の回の内容を検討する）。

(1) 予習で学習させる内容

予習においては、以下の事項を学習させることが考えられる。なお、いきなり独力で教科書を読むことには困難を覚える未修者も多いため、30分程度の予習動画教材を作成してそれを視聴させることも検討されてよい。その場合、動画の視聴を任意とすると授業に臨む際の受講生の予習レベルにばらつきが生じてしまうため、視聴を義務づけることが望ましいと思われる。

- 責任財産保全の制度としての詐害行為取消権の位置づけを理解させる。あわせて、債権者代位権との共通点や機能の違いについても確認する。なお、責任財産の概念については債権者代位権の回ですでに学習済みであると思われるため、簡単な確認・記憶喚起にとどめてよい。
- まず、「A が B に対して金銭債権を有していたところ、B が無資力であるにもかかわらず唯一の財産である土地を C に贈与した」という最もシンプルな例に基づき、詐害行為取消権の基本的な構造を理解させる。あわせて、「取消債権者」「受益者」「被保全債権」などの基本的な用語を頭に入れる。
- 次いで、上記の例を転得者が現れるケースに修正し、転得者に対する詐害行為取消権の構造を理解させる。その際、取り消されるのはあくまで債務者と受益者の間の行為であることを確認する。
- 詐害行為取消権の要件にはどのようなものがあるかを、条文に即して確認する。詐害行為取消権の要件は多岐にわたり、構造が複雑なので、一覧表を示すなどの工夫も有効であると考えられる。
- 各要件につき、要件を満たす最も典型的な例を念頭におきつつ、なぜそのような要件が設けられているかを理解させる。たとえば、「債務者が他に財産を持っていればそれに強制執行すればよいから、債務者が無資力であることが要件となる」、「詐害行為が行われた後に債権を取得した者は、減少後の債務者の財産状態を前提にしているから、詐害行為取消権を行使することはできない」などといった程度の理解でさしあたりは十分であると考えられる。
- 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則（424 条の 2）、特定の債権者に対する担保の供与等の特則（424 条の 3）、過大な代物弁済等の特則（424 条の 4）については、予習段階では深入りを避け、これらの場合になぜ特則が設けられているのか（なぜ取消しの要件が厳格になっているのか）を理解させることに主眼を置く。

(2) 授業で取り上げる内容

授業では、まず、予習してきた事項を学生が正確に理解しているかについて確認を行う。その際には、吉永教授のようにチェックテストを実施することも有効であろう。また、上記の程度の基礎的な事項の確認であれば、挙手・指名によりソクラテス方式で受講生に答えさせることも可能であると考えられる。

そのうえで、授業では、詐害行為取消権の要件充足性が問題となりうる論点をいくつか重点的に取り上げ、グループ・ディスカッションやディベート方式などを活用して理解を深めていくことが考えられる。取り上げ

るべき論点としては、たとえば次のようなものが考えられる。

- 「被保全債権は金銭債権でなければならない」という要件に関連して、不動産の二重譲渡に関する最大判昭和 36・7・19 民集 15 卷 7 号 1875 頁を取り上げ、特定物債権でも被保全債権になることがありうるかについて検討させる。その際には、177 条の対抗要件制度との整合性が問われることを意識させる。また、「〔特定物〕債権も、窮極において損害賠償債権に変じうる」という判示をどのように理解すべきかについても考えさせる。なお、取消しが認められたとして、取消債権者は当該不動産の所有権移転登記を請求することができるかも次に問題となるが、それは次回の授業（詐害行為取消権の効果を取り扱う回）で学ぶことを予告しておく。
- 詐害行為取消権の消極的要件である「財産権を目的としない行為」（424 条 2 項）につき、どのような場合がこれに当たるのか、複数の判例（財産分与に関する最判昭和 58・12・19 民集 37 卷 10 号 1532 頁および最判平成 12・3・9 民集 54 卷 3 号 1013 頁、相続放棄に関する最判昭和 49・9・20 民集 28 卷 6 号 1202 頁、遺産分割協議に関する最判平成 11・6・11 民集 53 卷 5 号 898 頁など）を比較しながら検討させる。ただし、この段階で家族法の履修が済んでいない場合には、この論点に深入りすることは避けるほうが望ましいかもしれない。
- 424 条の 2～424 条の 4 の特則が問題となりうる事例につき、改正前の判例の事案（相当価格売却に関する大判大正 6・6・7 民録 23 輯 932 頁、偏頗弁済に関する最判昭和 33・9・26 民集 12 卷 13 号 3022 頁、既存債務への担保供与に関する最判昭和 32・11・1 民集 11 卷 12 号 1832 頁および最判昭和 44・12・19 民集 23 卷 12 号 2518 頁など）も用いつつ検討させる。その際、改正前の判例がどのような立場を示していたかを詳しく説明する必要はないが（これを行うと情報過多になるおそれがある）、債権法改正によって取消しの可能性が狭まったことについて言及すると、学生の理解度が高まると考えられる。

(3) 2 年次以降の学習や自学自習に委ねる内容

詐害行為取消権の要件論は上記に尽きるものではなく、法科大学院修了までにはさらに多くのことを学ぶ必要がある。しかし前述したとおり、未修者教育においては学習事項の絞り込みを行うことが肝要であり、以下の内容については 2 年次以降の学習や自学自習に委ねることが適当であると考えられる。

- 詐害行為取消権の理論的位置づけについては、これを責任財産保全の制度と理解してよいかも含めて学説上の議論がある。しかし、これは

最先端の理論的問題であり、未修者に学ばせるには高度に過ぎるように思われる。したがって、未修者教育の段階では通説的な理解に従った説明をするにとどめるのが適当であると考えられる。

- 詐欺行為取消権の性質（本質）に関しては、大連判明治 44・3・24 民録 17 輯 117 頁が折衷説を採用したことや、学説上は形成権説・請求権説・責任説・訴権説などの対立があることなどが説明されることが多い。しかし、この議論は立法論として検討するのはともかく、解釈論としてはさほど有用性がないと思われるため、未修者教育においては取り上げなくてよいと考える（なお、明治 44 年大連判は相対的取消しという考え方を示したが、これは債権法改正によって改められるに至っており、この判例を今後も学ばせる必要があるかについても一考を要するように思われる）。
- 424 条と 424 条の 2 以下の特則との関係については、改正法の立場は必ずしも明確でなく、両者の要件が重疊的に要求されるのかどうかについて学説上の議論が展開しつつあるところである（無資力と支払不能との関係、悪意と通謀との関係など）。しかし、未修者教育の段階でこの点に深入りすることは混乱を招くおそれがあるため、さしあたりは両者を独立のものとして教えるのが穏当であると思われる。ただし、この問題は司法試験レベルの詐欺行為取消権の問題に取り組む際には避けて通ることができないと考えられるため、2 年次以降のカリキュラムにおいて学習させることが望ましい。
- 詐欺行為取消権は、隣接する法分野・法領域との関係が問題となることが多く、それらについての学習をしてからでないと完全な理解を得ることは難しい。具体的には、責任財産の保全という制度趣旨を理解するためには民事執行手続の知識が必要であるし、424 条の 2 以下の特則が定めている要件の意味を十分に理解するには倒産法上の否認権に関する知識が求められる。また、会社法との関係では詐欺的会社分割という論点があるし、（要件論ではないものの）訴訟告知に関する 424 条の 7 を理解するためには民事訴訟法の判決効や多数当事者訴訟に関する知識が不可欠である。しかし、これらの隣接法分野・法領域との関係もふまえたうえで、詐欺行為取消権についての完全な理解を得るというのは 2 年次以降のカリキュラムにおいて達成すべき目標であって、未修者教育の段階では、これら隣接法分野・法領域の詳細には極力立ち入らないようにするのが穏当であると考えられる。

第二事業

法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究

第1 アンケートの実施と分析

1 アンケートの趣旨及び目的

サンプル教材の試作に向け、法科大学院協会会員校に協力を依頼し、以下の情報提供を求めるべく、アンケートを実施した（以下「会員校向けアンケート」という。）。

- ① 各校で実施されている未修入学予定者向け導入教育の実態。
- ② 第10期中教審において酒井圭委員及び山野目章夫委員から審議会へ提出し議論されたサンプル動画（以下「中教審サンプル動画」と表記する。）に対する意見等。
- ③ 試作を予定している導入教材の骨子に対する意見等。

この会員校向けアンケートは、幅広く会員校における導入教育の実態を把握し、効果的な未修者向け導入教材の在り方を模索する貴重な情報源とすることを目的として実施したものである。さらに、教材の試作に向け、導入教材に関するより具体的な意見や改善提案を得ることを企図し、中教審サンプル動画を提供した上、その視聴を前提とした回答を募ることとした。

2 アンケートの概要（資料1-1）

会員校向けアンケートの概要は以下のとおりである。

(1) 各校で実施されている未修入学予定者向け導入教育の実態（上記1①関連）

会員校向けアンケートでは、未修者入学予定者に対して実施している導入教育について、科目横断的なもの、憲法、民法、刑法及びその他の科目に分類し、それぞれの実施状況の回答を求めた。

具体的な質問内は、使用している教材、担当教員の別（研究者教員か実務家教員か等。）、動画教材を利用しているか、小テストの機会を設けているか等である。

(2) 中教審サンプル動画に対する意見（上記1②関連）

中教審サンプル動画の URL を添付した上で回答者に視聴を求め、取り上げている項目の適否、事例の難易度、改善点等について自由に意見を求めた。

(3) 試作を予定している導入教材に対する意見（上記1②関連）

以下の試作を予定している動画教材の項目概要を示した上、取り上げている項目の適否（加えるべき項目、削除すべき項目等）、項目の分け方、それぞれの項目でどんなことに触れるべきか、ベースとする科目、予定時

間等について自由に意見を求めた。

＜項目概要＞

- 1 時間目 事例問題を考えてみよう（実体法編）（20分予定）
- 2 時間目 事例問題を考えてみよう（手続法編）（20分予定）
- 3 時間目 条文の読み方を身に付けよう（20分予定）
- 4 時間目 判例の読み方を身に付けよう（20分予定）

3 会員校からの回答及びアンケートの分析（資料1-2）

(1) 実施期間

2021年9月21日から同年10月11日まで。

(2) 回答数

32校

(3) 回答の概要を踏まえたアンケートの分析

ア 上記2（1）各校で実施されている未修入学予定者向け導入教育の実体について

実施方法としては科目横断的な導入講義、憲法、民法、刑法、その他の科目とも解説講義の実施が最も高い割合を占めた。また、コロナ禍の影響とも思料されるが、講義動画の配信によって実施しているケースも一定割合あった。一方で、教材紹介や教材の配布に止まるケースも相当数見られた。導入講義の在り方については、法科大学院ごとに手法も比重も様々であり、必ずしも導入講座の開講が一般的とまではいえない状況にあることが伺えた。

科目横断的な導入講義の内容として、法律文書の作成方法、法的思考の基礎、法的三段論法、法律の学習方法などを挙げている回答が複数見られた。また、個別の科目の導入講義において、判例の読み方や条文の読み方を取り扱っているとの回答もあった。これらの回答は、導入講義において、取り扱うべきと考えられている共通項を見出す一助となる有益な情報であり、導入教材を作成するにあたり考慮すべきものであった。

また、解説講義を録画し動画配信しているとの回答もあり、学生の利便性を重視して動画教材を活用しているケースとして参考に値するものであった。また、社会人としての職務と学業の両立をテーマとする動画を配信しているとの回答もあり、時間の制約が多い社会人入学予定者に対し、視聴しやすい動画教材を利用して導入講義を配信している一例と思料される。動画教材の繰り返し視聴可能であるという特性や、対象となる学生の属性に合わせ柔軟なテーマ選択が可能であるというメリットを示唆する好例であった。

イ 上記２（２）中教審サンプル動画に対する意見について

内容、レベル感、事案の難易度いずれについても適切という意見が相当数あり、講義で取り扱うことが困難な導入部分であるため、有用性を感じるとの回答もあった。一方、建設的な改善点を指摘する回答も多く得られたため、以下に要旨を紹介する。

- 純粹未修者向けとしては、使用する用語が難しく難易度が高いのではないかと（同趣旨の回答として、法律用語の解説から始めた方がよい、というものもあった。）
- 「法的三段論法」という言葉が唐突に出てくるので、その位置づけをより明確に指摘した方がよい。
- 「実体法」及び「手続法」を題材としているが、内容はほぼ民法と民事訴訟法であるため、刑事系の教材も作成すべきではないか。
- 画一的な内容であり、社会人に特化した導入教材としては不適切（同種の意見として、法律の学習経験のある学生にとっては平易に過ぎるのではないかという意見もあった。）

以上の指摘から、まず、純粹未修者向けの動画教材としてより平易な用語を用いること、法的思考の基礎としての「法的三段論法」の位置づけをより明確に発信すべきことなどが改善点として把握された。また、民事系を基礎とする教材だけでなく、刑事系を基礎とする教材の必要性を改めて認識した。末尾の意見は、未修者といえども、その属性は様々であり、個別の属性に合わせて導入教材の在り方が模索されるべきであるという今後の課題を示唆するものであった。

ウ 上記２（３）

提示した項目概要については、概ね肯定的な意見が寄せられた。留意事項の指摘や内容の提案もあったため、以下に概要を紹介する。

- 条文の読み方や判例の読み方は、項目単体で取り扱うのではなく、事例問題の中で解説すべき。
- 条文の読み方や判例の読み方は法分野によってポイントが異なるため、一般的な事項から個別的な法分野ごとのポイントを指摘する形が望ましい。
- 条文の読み方や判例の読み方については、科目ごとに別コンテンツを作成すべき。
- 法科大学院での学習方法（授業の受け方、ノートの取り方、基本書の読み方等）についてもテーマとしてほしい。
- 法曹へのモチベーションを維持する観点から「ゆるい」動画があってもよいのではないかと。

- 刑事模擬裁判用の公判演習教材が欲しい。

以上から、項目概要に即した導入教材について、一定の意義があるものとして共通理解が得られる見通しが立った。一方で、条文の読み方や判例の読み方については、様々な見解があり、これらのテーマについては個別的に検討し適した動画を提案すべき状況にあると思料した。また、項目概要を越え、様々なテーマについて動画教材のニーズがあることもうかがえた。

第2 導入教育における留意点について

1 導入教育において作成する教材に関する留意点

会員校向けアンケートの結果を踏まえ、法科大学院では、一定の割合で独自教材を配布している例も見られた一方、科目ごとに、入学前までの基本書の通読を求めたり、市販の法学入門的なテキストの通読を求めたりするなど、法学初学者のための導入教育を能動的に行っているわけではない例もみられた。

加えて、入学前の未修者に対し、入学までに準備すべき項目を、各科目の担当教員がそれぞれ独自に策定している例もみられたが、法学初学者が導入として学ぶべき内容としては、各科目の独自の項目ばかりでなく、共通する項目も多いものと思われ、それらを効率的に学習させる教材を作成する必要があるものと思料された。他方で、各科目のそれぞれの特性や法律の分類について、学習初期の段階で整理をさせる必要があるものと思料された。

2 導入教材作成の視点の検討

これらのアンケート結果を踏まえ、導入的教育手法の在り方につき、第二事業の担当者間で3回程度打合せを重ねた結果、以下の視点が示された。

- 法学未修者といっても、入学する学生ごとに、入学時点の学力が異なることから、いくつかの短編の教材を作成し、入学予定者が自身のニーズに合わせて利用できるようにすることが望ましい。
- 入学予定者の中で、特に法学初学者を念頭において作成する。
- 法学初学者を念頭においた場合、作成する教材としては、視聴しやすい動画教材がよいと考えられる。
- 各科目独自の項目ではなく、共通となるテーマを扱った導入教材を作成することで、各法科大学院が利用しやすいコンテンツを作成するべきではないか。
- まずは試験科目のうち、民事法と刑事法、それぞれについての実体法と手続法の全体像を概観しておくことが、その後の学修の前提として、有用なのではないか。
- 全体像の概観をするのに加えて、そもそも民事法と刑事法がどのような

関係に立ち、同じ事実の中で、民事法と刑事法がそれぞれどのように作用するのか、というところではつまずく者もいるので、それらをフォローする教材が作れないか。

第3 導入教材（サンプル動画）の作成

1 検討結果を踏まえた導入教材の在り方について

以上の検討を踏まえ、導入教材の動画としては、以下の要領で作成するのがよいのではないかとされた。

- (1) 入学予定者が、空き時間などに簡単に視聴することができる短編動画の形式（5分から10分程度）で、法学未修者に知っておいてほしい用語の解説や、基本的な学力についての解説動画を作成する。

＜テーマの例＞

- ・条文の読み方（編、章、節…、条、項、号…、枝番など。）
- ・「解釈」の種類
- ・判例の読み方／判例集の読み方
- ・基本書の使い方

など

- (2) (1)よりも若干長編（15分から20分程度）で、民事法、刑事法、それぞれについての実体法と手続法の関係について解説する動画（以下、民事系を「導入講座（民事系サンプル動画）」、刑事系を「導入講座（刑事系サンプル動画）」、双方を併せて「導入講座」と表記する。）を作成する。

このうち、(2)については、通常の講義形式での動画とするが、(1)については、法学初学者が空き時間などに簡単に、かつ気軽に思料することができるという制作コンセプトを踏まえ、アニメーションを用いた動画とすることがよいのではないかとされた。

2 本年度委託事業での対応

本年度の委託事業では、時間的制約と費用の関係から、(2)の動画2本に加え、(1)の1つとして、第2の2(6)で触れた、同じ事実の中で民事法と刑事法がそれぞれどのように作用するかを把握させる動画を作成することになった。

＜今回作成した動画＞

- ・ 導入講座（民事系サンプル動画）

法科大学院を修了した実務家（弁護士）を講師とし、民事法を学ぶにあたっての全体的概略（地図）を解説する。

- ・ 導入講座（刑事系サンプル動画）

法科大学院を修了した実務家（弁護士）を講師とし、刑事法を学ぶにあたっての全体的概略（地図）を解説する。

- ・ 個別動画 1（刑事系と民事系）

法科大学院を修了した実務家（弁護士）を講師とし、具体的な紛争事例を基に、「民事」の観点からどのような点が問題になるのか、「刑事」の観点からどのような点が問題になるのか、それぞれの解説を行いつつ、それぞれの世界観の違いを理解できるよう、解説する。

なお、個別動画 1 はアニメーション形式の短編動画とすることとした。

3 動画作成に当たっての留意点

(1) 導入講座

導入講座の制作に当たっては、以下の点に留意した。

ア 使用する事例について

導入講座（民事系サンプル動画）では、中教審サンプル動画を基礎とし、同じ事例を利用することとした。中教審サンプル動画では、主として実体法分野の収録をしたが、今回は実体法に加え、手続法分野についての講義案を作成し、これを盛り込むこととした。

また、導入講座（刑事系サンプル動画）においても、視聴する学生のわかりやすさ、また、同じ事例において、民事法と刑事法の振り分けを意識させることを企図し、上記の中教審サンプル動画と同じ事例を用いた説明をすることとした。

イ カバーする範囲及び動画の構成について

民事系、刑事系共に、実体法と手続法を 1 本の動画として収録した場合、長編になってしまう懸念から、実体法と手続法を分け、合計で 4 本作成する案も検討されたが、前述のとおり、民事法、刑事法、それぞれについての実体法と手続法の関係を概観し、解説するという動画作成の目的を踏まえ、民事法編、刑事法編それぞれ 1 本ずつにまとめることとして、細かい分野、論点については説明を省略するなどし、長編にならないように配慮することとした。

また、公法分野についての導入講座の作成も検討されたが、諸般の事情から、本委託事業においては、民事系及び刑事系の、の 2 編を作成することとした。

ウ 動画の形式について

可能な限り視覚的に記憶に残るよう、パワーポイントで、図や表を多く使用した構成にするよう努めた。また、難解な法律用語を避け、初学者にわかりやすくなるよう努めた。

エ 実際の導入講座の映像等

- 導入講座（民事系サンプル動画） 資料 2-1 参照

○ 導入講座（刑事系サンプル動画） 資料 2-2 参照

(2) 個別動画 1（刑事法と民事法）

個別動画 1（刑事法と民事法）の制作に当たっては、以下の点に留意した。

ア 使用する事例について

民事法と刑事法の双方を題材にする場合、交通事故の不法行為の事例を利用することなども検討されたが、民法について、財産法、殊に、物権法、債権法に応用しやすい事例にした方がその後の学習の基礎になるものと考え、単純な売買の事例とした。また、事例のようなごく簡易な現実売買において、民法の売買の規定がそのまま適用されるか、などといった学習が進んでから触れられる論点については、極力触れないよう努めた。

イ 動画の形式について

初学者にもわかりやすく、かつ視聴しやすい動画を作成するという観点から、アニメーションを用いることにした。また、実際に初学者向け授業を提供している教室の雰囲気を出して、視聴しやすい雰囲気を出すために、教員役と学生役それぞれのキャラクターを設定して、模擬的な対話形式の授業をする形式とした。

ウ 動画に盛り込む範囲について

短編動画については、空き時間に気軽に視聴できることを企図して作成することにしたため、短編にすることに注力することとした。本動画では、あくまでも「民事」の世界と「刑事」の世界の違いを浮き彫りにする、という目的のみ抽出する内容とし、他のテーマは、別の動画を見るよう促す形にした。

エ 実際の個別動画 1（刑事法と民事法）の映像 資料 2-3 参照

4 モニター視聴及びアンケートの実施

(1) モニター視聴の概要

ア 実施概要

上記 2 に記載したとおり、本委託事業では未修者向け導入教材として 3 本の動画教材を試作した。法科大学院協会会員校に協力を求め、これらの動画全てを対象として、モニター視聴及びアンケート（以下「モニターアンケート」と表記する。）を実施することとした。

イ モニター対象者

モニター視聴の実施にあたっては、未修コース入学予定者及び未修コース在籍者を中心して視聴を求めることとしたが、ある程度学習が進んでいる学生を対象とすることで、初学者として経験した躓きや「当時あ

ったらよかった教材」という観点からの意見聴取が可能となると考え、既修コースの在籍者や法学部法曹コースの在籍者も対象とすることとした。

ウ 実施時期

2022年2月10日から2022年2月28日

エ 回答者数

77名

(2) モニターアンケートの内容 資料3 参照

モニターアンケートでは、未修者向け導入講座(民事系サンプル動画)、未修者向け導入講座(刑事系サンプル動画)、個別動画(民事系と刑事系)それぞれについて、事案の難易、講義の理解しやすさ、理解しにくい個所についてはその詳細、講義時間の妥当性、講義形式の妥当性等を質問内容とした。各導入講座と個別動画との形式を比較し、いずれが理解しやすいかについても回答を求めた。

ア 回答者の属性

回答者に占める法科大学院未修コース入学予定者の割合は、法学部以外の文系学部卒業または卒業予定の者、理系学部卒業を卒業または卒業予定の者、法学部を卒業または卒業予定の者を合わせて50パーセントであった。

また、回答者に占める未修コース在籍者の割合は、1年次在籍者から3年次在籍者を合わせて39.2パーセントであった。

その他の回答者は、法曹コース在籍者や法科大学院の教員などであった。

イ 未修者向け導入講座(民事系サンプル動画)について

講義時間については、「ちょうどよかった」との回答が約7割であり、「やや長かった」が2割でそれに続いた。

講義のテーマ設定については、9割近くの回答者が「ちょうどよかった」と回答した。講義のテーマが「多かった」または「やや多かった」と回答した者からは、テーマが多すぎる、手続法は不要であるなどの指摘があった。

取り扱った事例の難易度については、約7割が「ちょうどよかった」と回答し、「やや平易だった」との回答が2割でそれに続いた。講義内容については、約8割が「理解しやすかった」との回答であった。理解しにくい部分があったとの回答の中では、第2項の「Xは権利をどのように実現するのか」の部分を挙げる回答が多く、その理由としては用語の難しさや説明の難しさが挙げられた。「その他」として学習経験があ

るものにとってはわかりやすいが初学者には難しいのではないかと、という指摘もあった。

未修者向け導入講座（民事系サンプル動画）をよりよいものとする観点から意見または感想を求める質問に対しては、具体的な回答が複数寄せられたので、以下に紹介する。

- 三段論法についてより詳細な解説をすべき。
- 講義内で紹介されている個別動画のURLを講義内で紹介し、利便性を高めてほしい。
- 使用されている用語について丁寧な解説が欲しかった。
- 講義の設問に対する回答を明示すべき。

このほかにも、改善提案があり、いずれも傾聴に値するものであった。

ウ 未修者向け導入講座（刑事系サンプル動画）について

講義時間については、「ちょうどよかった」との回答が75パーセントを越え、「やや長かった」が2割でそれに続いた。

講義のテーマ設定については、9割以上の回答者が「ちょうどよかった」と回答した。講義内容が「多かった」または「やや多かった」と回答した者からは、手続法は不要である、手続法の解説がやや長いなどの意見があった。講義内容が「少なかった」または「やや少なかった」と回答した者から、主に事例を深く検討する時間を設けてほしかった旨の感想が寄せられた。

取り扱った事例の難易度については、63パーセントが「ちょうどよかった」と回答する一方で、「やや平易だった」と「やや複雑だった」との回答いずれも約15パーセントあり、回答が分かれた。

講義内容については、「理解しやすかった」が7割を超えた。理解しにくかった個所としては、手続法部分を指摘する回答が多数であった。その理由としては、用語の難しさや扱っている内容が高度で入門に適していないとの回答が主であった。

未修者向け導入講座（刑事系サンプル動画）をよりよいものとする観点から意見または感想を求める質問に対しては、具体的な回答が複数寄せられたので、以下に概要を紹介する。

- 刑法だけでなく、刑事訴訟法の手続にも触れられておりわかりやすかった。
- 復習用にレジュメをアップロードしてほしい。
- 用語の解説を充実させてほしい（「故意」など）。
- 「1項詐欺」などの用語を未修者に唐突に用いるべきではない。
- 刑事訴訟法の手続きの流れをよりシンプルにした方が初学者に分

かりやすいのではないか。

- 手続きの流れの解説にビジュアルを活用した方がより分かりやすいのではないか。

- 入学前の段階の教材としては難易度が高いのではないか。

このほかにも、改善提案があり、いずれも傾聴に値するものであった。

エ 個別動画 1（民事法と刑事法）について

講義の内容が法学を学ぶ初期に適切なものであったかという質問に対する回答が、「とても有益な内容だった」と「有益な内容だった」合わせて 85 パーセントを超えた。また、講義に興味深く（面白いと感じながら）視聴できたかという質問に対しては、「全体に興味深く視聴できた」が約 44 パーセント、興味深く視聴できた個所があったが約 40 パーセントであった。講義時間、事例の難易度についても適当であったとの回答が多数であり、講義の理解しやすさについては、「理解しやすかった」との回答が 8 割を超えた。理解しにくい個所があったとの回答の詳細としては、スライドの情報量が少ないため、補足レジュメが欲しいという声や、スライドの情報量をもう少し増やしてほしいという趣旨の意見があった。

未修者向け導入講座と個別動画とを比較しいずれが視聴しやすかったかという質問に対しては、「どちらも同じくらい視聴しやすかった。」と「個別動画の方が視聴しやすかった」がいずれも約 4 割で並び、未修者向け導入講座の方が視聴しやすかったとの回答は約 2 割であった。個別動画の方が視聴しやすかったとした理由について、以下概要を紹介する。

- 純粋未修者を対象とするのであれば個別動画の方が入りやすい。
- アニメーションによる勉強動画は初めてだったが面白かった。一方導入講座（民事系）は話し方が淡々としていて面白みに欠けた。
- 未修者向け導入講座は専門用語が飛び交っており難しい。
- アニメーションが使われていて、TED-ed²⁵のような手軽さを感じた。
- 個別動画は一つの事例から民事法、刑事法の大まかな全体像をシンプルに説明できており、スライドもビジュアルが多用されていて、飽きずに視聴できる。
- 未修者が混乱しがちな箇所を端的に整理している。

次に、導入講座の方が視聴しやすかったとした理由についても、以下概要を紹介する。

²⁵ <https://ed.ted.com/>（最終視聴：2022 年 3 月 5 日）

- 司法試験に合格するために最終的に身に着けるべき知識や技能をわかりやすく示していたのは未修者向け導入講座の方であったため。
- 導入講座の方が内容が深く、あらかじめ知っておくべきことが詰め込まれていたため。
- 導入講座は、講義している人が見られたため、集中して講義を受けられた。対して個別動画は、アニメ形式だったため YouTube のいわゆる解説系動画を見ているようで、余り真面目に視聴できなかった。

最後に、個別動画の形式で視聴してみたいテーマについて回答を求めたところ、以下のような要望が得られたため概要を紹介しておく。

- 条文の読み方。
- 判例の読み方。
- 法的三段論法のトレーニング。
- 物権・債権、対抗、及び・並びに、又は・若しくはなど法律を学ぶ上で理解しておかなければならない用語や概念についての解説動画。
- アウトプットの重要性を伝える動画。
- 未修者向け学習方法。
- 法律文書の書き方。

(3) モニターアンケートの分析

ア 回答者の属性

概ね当初想定した対象者からの回答を得ることができた。

イ 未修者向け導入講座（民事系サンプル動画）について

テーマ設定、講義時間、難易度とも概ね肯定的な評価が得られたといわれてよい回答状況であった。今後、未修者向け動画教材を制作するにあたり、1つのサンプルとして活用し得る素材と思料する。

一方で、使用している用語の難しさを指摘する意見や三段論法についてより厚い解説をすべきとの指摘もあった。用語については、丁寧に解説することで講義が長時間に及び視聴者の集中力が保てなくなる懸念があるため、検討を要する課題である。三段論法についても、同じく、1つの講義動画の中に織り込もうとすると全体の講義時間が長くなるという弊害が懸念される。

以上のような改善提案に対し、どのような解決方法があり得るか、重要な課題を示唆する回答状況であった。

ウ 未修者向け導入講座（刑事系サンプル動画）について

未修者向け導入講座（民事系サンプル動画）と同じく、テーマ設定、講義時間、難易度とも肯定的な評価が得られており、未修者向けに一定の教育効果を肯定できる教材と評価できる。

一方で、手続法部分がそもそも不要という指摘や、手続の流れについてよりわかりやすい解説を求める指摘が散見され、手続法部分の内容の課題を示唆する回答状況であった。また、民事系と同じく、使用する用語の解説の必要性についても指摘があった。

以上のような指摘がある一方で、刑法と刑事訴訟の両方が扱われていて理解が深まった旨の肯定的な意見もあり、刑事訴訟法を取り扱いテーマから除外することは早計であると思料する。今後、未修者にとってハードルが高いと思われる手続法部分の解説を以下にわかりやすいものとするかが、課題として検出された。

エ 個別動画 1（民事法と刑事法）について

内容及び理解しやすさともに高評価であった。さらに、興味を持って視聴できたという回答も多数に及び、アニメーションを活用した教材の作成という試みは、一定の成果を得られたといつてよい回答状況であった。

導入講座との比較では、個別動画の視聴しやすさが上回るという回答状況であり、その理由としても、やはりアニメーションを用いた「手軽さ」が評価されていた。一方、導入講座の方が視聴しやすかったという意見もあり、その理由としては、講義形式の方が集中できたという意見や、司法試験に向けての意義を感じるためというものもあった。これらの回答から、講義の形式については、視聴する個人の嗜好によるところも大きいと、扱う内容に即した形式を選択するなど、1つの形式に捉われるべきではないことを示唆する回答状況であった。

第4 導入教育教材（動画）に関する課題と提言

1 課題

(1) 視聴対象の設定

モニターアンケートを見ると、特に導入講座について、概ね難易度やテーマ設定について肯定的な回答が多数を占めたものの、一定数未修者向けには難易度が高すぎるとする意見もあった。

そもそも「未修者」の属性は様々であり、またその属性の中でも個人の適性や理解力、経歴などによって講義に求められるレベル設定が異なるというのが実情であろう。このような多様な視聴者層を想定する未修者向け導入教材を作成するにあたっては、その視聴者層をどのように設定するかを慎重に検討しなければならない。

今回の動画教材の制作にあたっては、「純粋未修者」をターゲットにしたが、モニターアンケートによって、純粋未修者として想定される層にも様々な層があることを改めて認識するに至った。今後はターゲットをより慎重に検討・想定し、教材のテーマや難易度を設定することが課題の1つとして検出された。

(2) 難易度の設定

上記(1)と関連し、モニターアンケートでは、導入講座の難易度が高いと感じる原因の1つに講義で使用する法律用語の難しさを挙げる意見が散見された。講義動画の難易度を下げる観点から、より平易な用語を使用したり、用語の解説を加えることが対策として考えられる。一方で、このような対策をすることで必然的に講義時間が長くなり、未修者の導入時期をターゲットにした教材としては視聴が負担となりかねない懸念がある。

動画教材としての適切な講義時間を維持しながら、視聴者層に合わせた難易度を設定することの困難さが、課題の1つとして検出された。

(3) 動画教材の講義形式

未修者向け導入講座は、教場での対面講義と近い形を想定した講義形式を採用し、個別動画ではアニメーションを使用した試みを行った。

モニターアンケートの結果、導入講座と個別動画を視聴しやすさの観点から比較すると、個別動画の方が視聴しやすいと感じたモニターが多いという結果となった。ともすれば、教材という概念から離れる形式ではあるものの、法学未修者を対象とする場合まずはその関心を引き付けるという意義は大きい。未修者向け動画教材として、今後もこのような短編アニメーション形式を活用することを肯定し得る根拠となる意見として重視すべきであろう。

一方で、いずれも視聴しやすかったという回答も一定数を占め、さらに導入講座形式の有用性を指摘する声もあった。

今後の動画教材制作にあたっては、講義のテーマや目的に即し、最も効果的な形式を模索することを、課題の1つとして提示しておきたい。また、形式は今回用いた講義形式とアニメーション形式に限らず、様々な形式を検討対象とすべきであることを指摘しておく。

(4) 学習効果の定着

モニターアンケートの結果から、動画教材の発信が、一定の学習機会の提供に繋がることは肯定してよいものと思料する。一方で、動画教材を視聴するだけではその学習がどの程度定着しているかを推し量ることが困難であり、「見っ放し」で終わってしまうというリスクも否定できない。

モニターアンケートの中には、講義レジュメの提供を求める要望もあり、視聴者の中にも復習用の素材を必要とする声があったものと理解している。

動画教材の発信と併せて、学習効果の定着が図れるようなサブ教材を提供できればより効果的な学習機会となるものと考えられる。

以上の観点から、学習効果の定着を図る観点から、確認テストや復習レジュメ等のサブ教材の在り方の検討を、課題の1つとして挙げておきたい。

2 提言

(1) 講義形式による中～長編動画とアニメーション形式等による短編動画の併用 ——多様な視聴者層をカバーする教材の展開——

導入講座では、民事系及び刑事系それぞれの大枠を俯瞰してもらうことをテーマとして講義形式に近い形での動画を制作した。このようなテーマの場合、ある程度踏み込んだ解説を体系的に行うことが必要となるため、一貫して解説を行う講義形式が適していると思われる。一方、このようなスタイルの場合、取り扱うテーマが必然的に広くなることは避けられず、講義にも相応の時間を要する。このような中で法律用語の解説や、三段論法の掘り下げなどを盛り込んでいくと、さらに講義を伸長せざるを得ず、視聴者の集中力維持の観点から現実的ではない。また、テーマの性質上、あらゆる層の未修者を同時にターゲットとすることになるため、視聴者層を細分化して、属性に合わせた講義を発信することは難しい。

このような講義形式の動画のみでは、使用する用語についての理解が不十分な視聴者に消化不良観が残ったり、掘り下げたい部分について不足を感じる視聴者が出てくるであろうことは否めない。また、そもそも、法学部出身の未修者など、視聴者の学習歴によっては、掘り下げたい部分についてのみ視聴したいというニーズもあることが予想される。

そこで、個別動画に用いたアニメーション形式や、その他の形式による短編動画教材を並行して制作し、有用と思われる様々なテーマについて、短編動画を発信することを提案したい。短編動画の位置づけとしては、短時間で手軽に視聴でき、視聴者の関心分野を自由に選択できるコンテンツとすべきであろう。条文の読み方、判例の読み方、三段論法の掘り下げなど、モニターアンケートでもニーズがあったものに加え、社会人学生向けに特化したコンテンツも制作可能であろう。

視聴者は、導入講座をベースとし、それぞれのニーズに応じて短編動画を視聴し学習を深めていくことで、それぞれの属性にあった導入学習を進めることが可能になると思料する。

(2) 動画教材の使用方法的提案

動画教材は、様々な場面での使用が可能であることにもその特性がある。入学予定者や未修コース在籍者の自学自習の観点から視聴を勧めてもよいし、正規カリキュラムの予復習の際のサブ教材として指定することも考えられる。

いずれの場面で使用する場合にも、視聴者に視聴しやすい形で配信されることが重要である。導入講座（民事系サンプル動画）では、仮想の個別動画を複数想定し、講師から講義のテーマに関連する個別動画の視聴を促すメッセージを挿入した。これに対し、モニターからは、紹介があった個別動画の URL を講義内で提供することでアクセスの利便性が高まるとの意見があった。この意見からも明らかとおおり、視聴者に、一定の誘導をするなど、適切な動画にアクセスできる形で情報発信をすることが重要である。

例えば、以下のような形で Google プラットフォームなどを利用し、視聴の順序に流れを持たせ、動画を紹介することが考えられる。担当者間では、個別動画 1（刑事系と民事系）を視聴した後に、導入講座（民事系サンプル動画）と導入講座（刑事系サンプル動画）のいずれかを視聴者の関心に従って選択してもらい視聴し、その後にもう一方の導入講座を視聴するというイメージをもって各動画を制作した。以下の発信例はこれに基づくものである（資料 4 参照）。

(3) 動画教材プラットフォームの構築

上記（2）に提案した通り、法系別の導入講座をベースとして複数の短編動画教材を配信する場合、視聴者やこれを利用したいと考える教員が自由に動画教材にアクセスできる体制を構築することが肝要である。

導入講座は、基本的に内容は画一的なものになるだろうが、法改正の反映や判例の更新などによる修正が必要であろうし、内容そのものの教育手法の進化によるアップデートが求められる。短編動画は、視聴者のニーズに応じて制作を続け、新しいコンテンツを発信し続けることで、未修者に対し学習意欲を高める刺激となる効果も期待できよう。

以上から、インターネット上に動画教材のプラットフォームを構築し、一定の要件を満たす利用者はこれに自由にアクセスできる体制を実現することが望ましい。

動画教材の制作主体や予算付け、著作権の処理など、プラットフォームの構築に当たってはクリアすべき課題は多数あるだろうが、1つの有用な可能性として提案するものである。

第三事業

補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究

第1 補助教員に関する先行する調査及び研究について

1 平成30年度委託事業「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」（日弁連法務研究財団）における補助教員の活用についての言及

日弁連法務研究財団による調査研究においては、法学未修者教育の改善方策として、法科大学院を修了した若手弁護士等による補助教員の積極的な活用が図られるべきとの言及がある。補助教員に求められる役割は、ゼミの実施、質問対応等の学習内容面での学生のフォロー、学習方法、生活面、精神面でのフォロー、また学生と法科大学院の橋渡し等であると指摘されており、またその活用に際しては法科大学院執行部との間での緊密な連携を取ることが極めて重要との指摘もあった。

2 文部科学省「令和3年度法科大学院関係状況調査」における補助教員の活用についての言及

文部科学省による法学未修者教育に関する調査では、調査対象とされたほぼすべての大学において、教育課程外の体制の充実として補助教員による支援が行われており、教育課程内においても、約2割の大学において補助教員を活用した科目が開設されているとの結果が示された。

3 本委託事業について

これらの先行する調査及び研究を踏まえ、本委託事業においては、補助教員による学習支援の組織的・機能的な活用に関する好事例等について調査を行い、また今後の課題を探った。なお、補助教員の名称は法科大学院によって様々であるが、本報告においては「補助教員」と統一して記載する。

第2 法科大学院に対する補助教員の活用状況等についてのアンケート

1 調査方法等（資料5-1参照）

法科大学院協会所属の大学39校を対象に調査を行い、32校から回答を得た。調査にあたっては、会員校に対し、アンケート回答用紙をメールにて送付し、同方法により回答用紙を回収した。

2 調査結果の概要（資料5-2参照）

補助教員の学内における立場について、過半数が独自の立場で雇用している一方で、非常勤講師と同じ立場で雇用している大学が9校あった。また、報酬体系については、業務ごとの単位制が最も多く、次点が業務にかかわらない時間制と続いた。補助教員とのコミュニケーションについて、補助教員

組織又は補助教員全員との定期会議を行っている大学が合計13校あり、他校とのネットワークについては9校が必要であると感じていた。

補助教員の指導内容としては多岐にわたり、授業の補講的講義や答案添削など具体的な指導に関するものが多く行われる傾向にあった。また、学習相談のような学習に関する悩みを広く対象とするような指導も行われているが、その方法は、予約等不要とし補助教員が待機するものや、担当補助教員が担当する学生の学習進捗管理を行うものまで、多岐にわたった。各指導について学生参加率を見ると参加率に課題も見えたが、大学側から全員参加を促す等して参加率の向上を図る例も見受けられた。

また、相当の時間を要する等の理由から補助教員の教育能力の養成等、大学側が依頼を望むもののこれを実現できない事例もあったが、他方で、補助教員の取りまとめ役・取りまとめのための組織と適宜協議しながら実現に努めているとの意見もあった。

最後に補助教員の活用について、特に未修者コースの学生の教育において必須であると考え、研究者教員では目が行き渡らない、合格者ならではの着眼点について指導を依頼したい一方で、財源確保が課題となっている、との意見があった。

3 法科大学院における補助教員の活用状況の整理

補助教員制度は多くの大学で採用され、授業内外における学修指導のみならず、学習方法の指導等その内容は多岐にわたっている。他方、個々の講座については参加率に課題を抱えている部分もあり、大学と補助教員との連携や大学による積極的な参加の促しが重要と考えられた。教育能力の養成等、大学側が求めるものの依頼しにくい事項については他校とのネットワークの構築等によって補助教員間で補うことも考えられた。

第3 法科大学院における補助教員の活用事例についてのヒアリング

1 調査方法等

各法科大学院へのアンケート結果を踏まえ、8校の法科大学院に対し、さらに補助教員の活用状況等についてのヒアリングを行った。ヒアリング対象校選定に際しては、特徴的な運営方法が認められそうな法科大学院に加え、未修者合格率、また法科大学院の規模（在籍学生総数また合格者数）や法科大学院の所在地、国立私立の別などにも配慮して決定した。併せて、現在法科大学院において補助教員を務める法科大学院出身の弁護士からのヒアリングも行い、補助教員から見た現状、課題についても調査している。

2 ヒアリング対象各校における補助教員の活用状況等

(1) A大学

法科大学院第1期の修了生が自主的に始めたゼミが拡大し、現在組織

的に補助教員によるゼミが活用されている。修了生である補助教員がゼミの割り振りなどの運営を任せ、修了生から合格者に声をかける他、修了生MLでの公募により、現在20名程度が登録されている。法科大学院とは年に1回3月に協議会があるが、ゼミの運営、指導内容は完全に各補助教員に任されている。

補助教員の指導としては、補助教員が複数名で担当する法律文書作成ゼミ（授業の進度に合わせて5科目について答案を書いてみるという内容）のほか、未修1年後期から実施される補助教員によるゼミがある。補助教員によるゼミは正課との連携はなく、また補助教員間での資料やノウハウの引継ぎは特になされておらず、各補助教員が適宜シラバスを確認するなどして独自に問題作成をしている。ゼミは、月1回程度、司法試験の過去問を素材にして、添削解説をしていることが多い。

未修者は、年によってばらつきがあるものの9割近くが参加し、全体だと半数程度がゼミに参加している。

(2) B大学

もともと未修者への正課外のサポートを目的として、散発的になされていたものが大学により整理され、補助教員の制度は相当程度確立している。補助教員として活動しているのは、修了生の弁護士、司法試験合格発表前までの修了生及び在学生であるが、いずれも大学側が選抜をしている。

補助教員が行っている特徴的な指導としては、未修者に対する入学前説明会、事前学習会、が挙げられる。また未修1年前期期末試験前には補助教員による法律文書作成演習、また夏期集中学修ゼミが開催され、未修1年後期以降にはチューターゼミが組織される。既修者と合流した2年から始まるゼミは、その後2年補助教員及び学生が固定される。このゼミは、大学側が補助教員及び学生の特性・レベルなどを勘案し、班構成を決定している。一方でゼミの内容については学生自治に任せ、学生が補助教員と話し合って決めることになっており、大学側は関与しない。また学生には1回の指導につき1,000円を負担させている。補助教員と教員とは、交流会において意見交換をするほか、補助教員が作成する学生の学習態度や能力についてのメモを、ML等で教員が把握して授業に臨んでいる。教員側から補助教員に対し、指導に必要な範囲で、学生に関する情報提供がされることもある。

なお、補助教員ではないが、未修者入学直後には未修3年在学生による勉強方法情報提供会及び以降TAとしての相談体制も整えられている。

(3) C大学

過去、学生面談において未修者から「わからない単語の意味を調べることに時間がかかり予習復習の時間がない」という訴えがあり、また未修者の退学者・留年者が多かったという問題もあり、2015年に補助教員制度を導入した。学内に設置された法律事務所に勤務する修了生2名が継続的に補助教員をしている。

未修1年目の学修支援が補助教員活用の第一の目的であり、2年目以降については学生側に余裕がないという理由で現在ゼミ等を行っていない。まずは未修1年前期の中間試験までに答案作成の作法などを指導している。その後は各定期テスト対策や、大学側と補助教員が協議して選定した問題集を使用し、答案作成、添削、解説ゼミを週1回開催している。指導内容について、教員側は関与しない。

大学側も研究科長と学生の面談などで個々の学生の学修状況を把握しており、各教員が学生の成績を含めて補助教員と密に連絡を取り、この学生にはこう対応して欲しいというような依頼をすることも可能。一方、教員側が補助教員からのフィードバックを受けて授業に生かすということはない。

なお、補助教員ではないが、1年生に対しては在学2年生をTAとして配置しており（1科目2名）、このTAが1年生の課題を添削しているほか、学生間の自主ゼミにおいても答案の添削がされている。

(4) D大学

修了生弁護士による学習支援を受けたいという学生の希望があり、一方で指導意欲のある弁護士もいたものの、うまくマッチングする形で供給ができていなかった。そこで、2012年早稲田大学法科大学院の補助教員制度を参考にして、各教員の授業と直接または間接的にリンクした形での補助教員制度を取り入れた。現在補助教員として10名程度が稼働しており、7、8割が当該法科大学院出身者である。大学が各教員からのリクエストを集め、弁護士会の支援委員会に提出すると、候補者が選定され大学に通知されるというシステム。教員が自ら内諾を得た弁護士を指名することもできる。

法律基本科目の学修支援を目的とし、授業参加型と、自習支援型の活用方法がある。授業参加型は授業で扱う内容の予習ゼミを開催、自習支援型は授業内容に関連する定期試験の問題、司法試験の問題などを取り扱う。指導内容は教員と補助教員との協議で定め、指導内容や学生の理解度については補助教員から提出される報告書により教員側も把握できる。その他メール等でのやりとりもあり、教員側も補助教員からのフィードバックを授業に生かすこともある。

今後は、さらに入学から修了まで担当者を決めてサポートする体制、科目に関わらず何でも質問ができる補助教員制度など、弁護士会と検討している。

(5) E 大学

法科大学院立ち上げ当初から、学部の法職課程で指導していた弁護士に声をかけ、学生の自学自習を支援する相談ブースを設置した。加えて1期修了生が合格した後は、修了生が補助教員となり、ゼミや講座を実施するようになった。現在は、在学生の学修支援をする補助教員のほか、各種クリニックの補助教員など弁護士の補助教員だけで90人ほどが登録している。

修了生に対し公募を行い、選考は教務主任のほか、取りまとめ役の補助教員も同席し、在学中の成績のほか、選択科目や未修出身かどうか、また複数回受験かどうかなども見て採否を決めている。新規補助教員に対する研修等は特段ないものの、補助教員の手引きやマニュアルなどが用意されている。

学年に応じて様々な講座、説明会、ゼミなどが用意されているが、入学前にも導入講義が未修・既修のそれぞれに分けて実施され、未修者の導入講義は上3法と会社法についての勉強の仕方を伝えている。未修1年生のスタートアップゼミは春学期に12回用意され、上3法+会社法の授業のフォロー及び定期試験対策をしている。秋学期にはステップアップゼミが12回用意され、民訴・刑訴をフォローする。これら未修者のゼミについては授業の進度に合わせて進められている。3月末から4月にかけては、会社法・行政法のレビュー講座がある。また、未修者にはパートナー制度も用意されており、担当の補助教員が月に1回面談してサポートする体制が取られている。

2年、3年次にもそれぞれ春秋学期に各10回サポートゼミが用意されているほか、定期試験過去問ゼミなど単発のゼミも複数開催されている。

補助教員は各期に1人の取りまとめ役により取り纏められており、1か月に1度3時間ほど、教務主任とゼミの企画・運営についての検討、実施状況・準備等についての情報共有、次年度に向けた新ゼミの設置等について会議を行っている。

各ゼミの企画自体は学校側に実施の可否を判断する権限があるが、具体的な内容については細かい指示はなく、担当教員と担当補助教員で直接やりとりをしている。

(6) F 大学

もともと、正規の授業でついていけない未修者のために、正課外の補講

として補助教員によるゼミを立ち上げた。学部にあった司法試験受験支援組織を OB 会がバックアップしており、それを法科大学院も取り入れたもの。補助教員の人選を依頼すると OB 会から推薦され、現在 30 人弱が補助教員として稼働している。未修担当者はこれまで 5、6 人だったが、2022 年度から倍増している。

未修 1 年目は科目ごとの担当者を決めず、4 人以内のゼミになるよう大学側が自動的に割り振りをする。入学直後から週に 1 回 1 コマ(90 分)実施され、取り扱う内容はゼミ構成員により、基礎をしっかりとやることから問題演習に取り組むものもある。また勉強に対する相談などもできる。

2 年以降は、5 月ころから、7 科目の必修科目にそれぞれ補助教員を配置し、補講をするイメージ。学生からの法律文書作成機会が欲しいという要望により、事例問題を扱う。取り扱う素材は、演習本、授業の教材、過去の定期試験、司法試験の問題など。補助教員による指導内容は大学側も把握しており、授業の進捗度合いを見つつ指導してもらうようになっていく。

また補助教員全員が集まり自分のゼミ内容を披露する場が年に 1 回設けられている。受験指導であるとの指摘を受けないように内容を確認するという趣旨もある。

(7) G 大学

法科大学院開設前から法職課程の学生向けに OB 会組織が中心となって弁護士が指導する枠組みがあり、開設の段階から当然の前提として補助教員制度が考えられていた。OB 会組織が補助教員の推薦名簿を大学側に提出し、大学側が決定する。現在 40 名程度が登録をし、実働しているのは 15 名ほど。

補助教員がかかわるのは、学習相談、授業の補講的な講義、論文答練などであり、未修 1 年は入学直後から毎週土曜日に授業内容の復習講義を受けることになる。補助教員は課外ゼミにおいて扱う問題を事前に教員に送付するなどして、正課授業の進度を確認しながら進めている。2 年次以降の課外ゼミは、正課の授業で扱った民事判例について質疑応答をしながら理解の定着を図るものが多く、学生のそれぞれの理解度を把握しながら指導内容を決定している。補助教員は、入学時より、一学年につき複数名配置され、学生の修了まで同じ補助教員が担当するため、いつでも相談できる体制を整えている。

教員と補助教員が参加する会議が 1.5 か月に 1 度開催されており、補修の内容はそこで話し合われる。基本的には補助教員が内容を決めるが、

教員から要望が出されることもある。補助教員間でもやりとりがあり、指導内容については話し合うほか、歴代補助教員の指導内容も引き継がれている。一方で教員が補助教員からのフィードバックを授業に生かすことはあまりない。

(8) H大学

2つのタイプの補助教員制度を設けている。1つは、合格から間もない弁護士を助教（専任教員）として採用し、補助教員として学生の学修支援をしてもらう制度であり、2011年に3名体制で始まった（現在まで3名～4名程度）。また、2012年には、もう1つのタイプとして、自校法科大学院出身の弁護士（非常勤講師と同じ立場）による課外ゼミでの学修支援制度も開設された（現在まで3名～5名程度）。

それぞれの採用手続については、前者は大学の助教採用基準に従い、後者は、本人の意思、所属事務所の状況、学生の希望、在学中の成績、得意科目、人間性などを総合考慮してお願いしている。

前者は、学部では正課の授業を持ちつつ、大学院では正課外の指導にあたる。具体的には、随時行われる学習相談に加え、月数回の課外ゼミ、夏期合宿における講義、学生から提出された答案の添削等が行われている。ゼミの内容は、学生と話し合って決定されており、特定の科目を対象とすることもあれば、科目横断的に実施することもある。これに対し、後者の補助教員による課外課題ゼミは、大学側が学生からの要望を聞き、これを補助教員に伝えて開設する。全体では3割程度、未修1年は6割ほどが参加している。

以上のほか、学部出身弁護士が指導にあたる課外講座が設けられており、そこに参加する法科大学院生もいる。

正課外のゼミ指導は、正課と連動していないものの、補助教員は授業レジュメやシラバスを見ることができ、また法科大学院における教授会にもオブザーバーとして参加をするため、成績優秀者や成績不良者の情報は把握している。

3 ヒアリング対象各校における補助教員の肩書・待遇また財源等

(1) 肩書・待遇等

各大学によって様々な名称の補助教員がいるが、外部に表示した際に有用と思われる肩書を与えている大学があるほか、特に肩書は用意せず、また今後も用意することを考えていないという大学もあった。

待遇に関しては、肩書に寄らず非常勤講師と同待遇という大学が複数あり、また報酬は、ゼミ等の拘束時間のみに対する対価が支払われ、指導の準備時間、学生の答案添削の時間等に対しての支払いがある大学はご

く少数であった。

(2) 補助教員への報酬の財源

財源は大学予算のみという大学が多い。その他、OB 組織に補助教員の活用のための基金がある、法科大学院支援のために弁護士会が特別会費を徴収し積立てがあるという大学もあった。その他、弁護士会が費用を負担して弁護士を派遣している事例もあった。

4 法科大学院の規模による特徴

(1) 小規模校の特徴

学生数が少ない法科大学院については、大学側が個々の学生の学修進度やゼミの利用の有無などを把握していることが多く、中には大学側が補助教員と学生双方の特性（未修者かどうか、学修進度など）を踏まえゼミを構成しているところもあり、大学側の負担は相当大きいが効果的な活用方法であると思われた。

また補助教員の採用に関しても、在校生時代の成績や人間性などを教員側が把握しているため、選抜して声をかけている例が多かった。

(2) 大規模校の特徴

学生数が多い法科大学院においては、学生が補助教員の指導を受けているかどうかの把握をしていない（できない）という傾向にあり、採用も公募制を取っているところが多い。

但し、未修者についてはゼミを必須としている大学もあり、また補助教員を公募する場合にも応募する修了生は補助教員の指導を受けていた者が多く、補助教員から請われて応募するという修了生が多いという事情からすれば、学修支援において問題があるというわけではないと思われた。

(3) 規模による差異がない点

補助教員によるゼミ等の運営主体が大学か、OB 団体など修了生かという点、また大学側（教員側）と補助教員で指導内容をどのように（どちらが主として）決めるか、学生の学修進度や成績などの程度双方が情報共有するかという、というような連携の程度といった点については、規模による差異ではなく、各校の事情に応じているものと考えられた。

5 国立大学か私立大学かによる差異

調査前は、財源等の点で差異があるかと思われたが、国立大学においてもOB 団体や弁護士会からの寄付等も予算にできる場合があり、一方で私立大学においてそのような大学予算外の予算がないという大学も多かった。

補助教員の肩書については、国立大学においては正課の授業を担当しない以上、正式な地位を与えることが難しいというところがほとんどであっ

た。一方私立大学においては「助教」という肩書を付して、待遇は非常勤講師と同等というところが複数あった。

6 学生の参加率等

(1) 補助教員によるゼミ等の内容による参加率の差異

定期テスト対策のゼミへの参加率は高いものの、その他のゼミの参加率は低いという大学があった。

(2) 時期による参加率の差異

未修 1 年次前期には多くの学生が参加するものの、授業時間数が増える 1 年後期から参加者が大幅に減るという大学があった。

(3) 補助教員の指導を受けない学生の傾向

補助教員によるゼミ等に参加しない学生からは、授業で手一杯で参加できない（余裕がない、自分の勉強時間を確保したい）、完璧にインプットしてから書きたい、補助教員の参考答案が素晴らしすぎて自分には書けない（気軽に相談できない）という声が寄せられているようである。

また、予備校を利用している学生もいるほか、特に社会人学生は可処分時間が少なく、補助教員の指導にまで手が回らない学生も少なくない。

(4) その他（コロナ禍による指導のオンライン化の影響）

もともと合格者座談会や、在校生から補助教員のゼミが学修に効果的であるとの話を聞いた学生が積極的に参加してくれていたところ、コロナ禍で授業をオンライン化したことにより学生間の情報共有が阻害され、参加者が減ったという大学が複数あった。

一方で、オンラインでゼミを実施したところ、ハードルが下がったということか申し込みが増えた、また社会人が参加するようになったという大学も複数あった。

第 4 補助教員の活用による教育効果

1 成績向上等の効果

ヒアリング対象のいずれの大学からも、正課の授業では行えない部分を補助教員が担っており、補助教員の活用による効果は高く、補助教員の活用は重要である旨の意見があった。また、答案の書き方を知らない学生も多くいるところ、補助教員の指導により答案内容が大きく向上するとの旨の意見や、特に未修者教育において補助教員の活用は重要であるとの旨の意見も多くあった。

その他、各大学からは、例えば、以下のような要旨の意見があった。

- 未修 1 年生の春夏頃には答案の形式・お作法を知らない学生も多いが、補助教員による指導を経て秋冬頃には答案が相当まとまってくる印象がある。講義では行えない部分を補助教員にかなり補ってもらっている。

特に、未修の学生の状況は一人一人異なるので補助教員による個別指導の効果は高い。学生の状況によっては、教員が学生との面談の際に、補助教員のゼミをとることを強く勧めることもある。

- 未修者は入学当初、答案の書き方を知らない学生が多いが、補助教員の指導により未修1年目の学生も秋学期には答案内容が充実してくる、留年者の成績も上がったとの報告がある。
- 学習効果は絶大にある。成績には非常に差が出ている。自分は出来ていると思っている学生も、書いて初めて自分が出来ないということに気が付く。補助教員の指導により、インプットとアウトプットの差が埋まっていく。2年生の演習授業に入るときにアウトプットの仕方を分かった状態で入れるので、司法試験にも効果が出ていると考えている。
- 補助教員導入により、2年前期の間試験において、未修者と既修者の差が一目瞭然という印象はなくなった。留年者が大幅に減った。
- 正課授業における理解度に改善が見られる。法的三段論法をより意識した理解になる。特に未修者は、どこが分からないかも把握できていないことが多いが、これが解消されている。学生に応じた個別の指導は効果が高いと感じている。学生も補助教員には質問しやすい。補助教員による指導を受けている学生の方が成績の伸びが良い。伸び悩む学生は、補習に参加していないことがよくある。
- 特に未修1年の講義科目においては、不足しがちな答案作成の自習支援型ゼミの効果が大きい。中位層の学生については、補助教員の指導を受けるかどうかで成績に差がついてくると感じる。

加えて、補助教員からのヒアリングにおいても、正課授業では対策できない点がある、教員よりも学生に近い存在であり相談しやすい、補助教員と個人的な関係性が作れた学生は時間がかかっても合格する傾向にあるなどの意見があった。

2 モチベーション向上等の効果

いずれの大学においても、補助教員の活用は、モチベーション向上等の効果があるとの意見であった。

その他、各大学からは、例えば、以下のような要旨の意見があった。

- モチベーションの点も非常に重要なものと考えている。補助教員によるきめ細やかな面談・フォローがありがたく、特に弁護士登録1年目～3年目の新鮮な感覚が学生に伝わり、その点でも学生のモチベーション維持に繋がっているように感じられる。
- 補助教員によるモチベーション効果は非常にある。講演会などもお願いしているが、指導を通じて日頃の業務の実態を知りロールモデルとなる。

補助教員から、上手くいったことだけではなく悩みの克服などについても聞くことで、法曹が現実に関連できる目標だと認識でき、やる気に繋がる。

- 修習や実務家としての仕事内容を知ることによって、学習意欲の向上につながっている。
- 年齢に近い補助教員はロールモデルとなる。自分も合格できるのではとのモチベーション向上効果がある。また、指導後に飲みに行くなど、勉強を超えたつながりができた場合のモチベーション向上効果は非常に大きいと感じる。

加えて、補助教員ヒアリングにおいても、補助教員のフォローにより学生が挫折せずに勉強することが出来る傾向があるとの意見があった。

3 特に未修者の学修に効果的と思われる補助教員の活用事例

(1) 入学前学修支援

補助教員による入学前の学習支援をしている法科大学院はごく少数であったが、「勉強の仕方」と銘打ち、修了生による入学前講座を設けている法科大学院があったほか、入学前ゼミを実施している大学もあった。未修者にとっては、入学後の学修の指針やヒントが得られる点で非常に効果が高いものと思われる。

(2) 未修者入学直後の学修支援

未修 1 年目の遅くとも前期期末試験には最低限の法律文書が書けることを目標とし、補助教員による正課外の補習やゼミを実施している法科大学院が複数あった。指導内容は、法律文書の書き方、作法を教えるもののほか、定期試験の過去問を書かせてみるというものがほとんどである。

現在未修 1 年目の導入時期について補助教員を活用していない大学からも、授業と密接に関連するサポート体制が必要と考えている、との意見が寄せられており、入学直後からの学修支援は重要であると思われる。

(3) 継続的な支援

未修者が、入学直後からいつでも専任教員ではなく、補助教員に学修相談等を行うことができるという態勢を整えている法科大学院が複数あった。入学時に担当を決め、学生が修了するまで同じ補助教員が支援を続けるという仕組みを採用する大学もある。

学修相談に対応するのが補助教員であるメリットとしては、修了生かつ年齢が近いと学生が相談しやすいようだという意見が見受けられた。また補助教員と触れることで学生のモチベーション維持に繋がっているという意見は多数であった。

(4) 未修者の学修支援に携わる補助教員の特性

未修者の学修支援に当たる補助教員には未修者を当てるという工夫をしている法科大学院があった。

第5 補助教員の活用に関する法科大学院における課題

補助教員の教育効果は高く、補助教員の活用はより継続的・安定的・発展的に行われていく必要があるところ、構造的な課題としては以下のようなものが考えられる。

1 補助教員の負担に関する問題

補助教員を安定的・継続的に活用していくためには、補助教員の負担と補助教員が得られるメリットとのバランスがとれている必要がある。しかし、多くの大学において、主に報酬を始めとする補助教員の得られるメリットに比して、補助教員の負担は大きなものとなっている傾向がみられた。

各大学からは、例えば、以下のような要旨の意見があった。

- 基本は、薄謝の状態で長時間にわたり指導をしてもらっている。補助教員は、自分がお世話になったので、後輩に還元したいという思いが強い。
- 負担は大きく、歯を食いしばってやっただいている。先輩から受けた指導を後輩にもすべく頑張っている。
- 答案添削は実質ボランティアになっているが、多くの時間がかかっているはず。善意に基づいて運営されており持続性がないと感じている。
- 大学予算でやっているものは、安すぎると思う。

加えて、補助教員ヒアリングでも、答案添削業務はボランティアくらいの報酬しか出ておらず、卒業生の善意に頼っている面があるとの指摘があった。

2 予算的な制約の問題

複数の大学で予算的制約があるために、本来は行いたいと考えている個別的な指導が行えてないとの意見があった。また、上記以外の大学においても、予算がさらに確保できた場合には、さらに充実した個別的な指導ができる体制を作っていきたいとの意見があった。

各大学からは、例えば、以下のような要旨の意見があった。

- 多くの補助教員により各学年について満遍なく個別添削ができればよいと思うが予算的に難しい。国による制度的な支援があればありがたい。
- 予算的に可能であれば、未修者に対するフォローをお願いしたい。純粋未修と隠れ未修が混ざっているが、それぞれどのような教育をすればよいかわかりにくい。特に、純粋未修者がついていけるようにフォローができればよいと思う。
- 予算の関係で開設を諦めるゼミがある。

- 実際には難しいと思うが、補助教員から選択科目の指導もしてもらえるとさらに良い。
- 予算的に可能であれば、未修者教育の最初の春夏頃の時期においてもっと補助教員を活用できればより良いと考えられる。例えば、条文の読み方、基本書の読み方、それらを会得するタイミングを早くする必要があるところ、それらはアドバイザーが正課と連動して行うというのが必要ではないか。また、書くだけでなく、質問にも密に答えてあげられるゼミも有用と考えられる。
- 予算的制約がないのであれば、未修者だけでなく、2・3年生向けにも少人数制のゼミを作りたい。もっとも、人材の確保も難しい。

加えて、補助教員ヒアリングにおいても、補助教員への報酬を出すのはとても大事である、仕事として報酬を出して指導のレベルを上げる必要があるとの意見があった。

3 地方大学における補助教員の人材供給の問題

都心部の大学においては、同窓会組織との連携等を始めとする各大学の自助努力により、補助教員の人材供給は一定程度行えているもようである。一方、地方の小規模大学においては、新たな補助教員の確保に困難を伴う大学もあり、持続可能性の観点で問題がある。

新たな補助教員の確保が難しい理由としては、当該大学の修了生で地元就職する弁護士の絶対数が少ない中、地元就職した弁護士についても業務に追われて後輩の指導をする余裕がないことなどが挙げられる。

もっとも、上述のように、弁護士会との連携により補助教員を確保している地方の小規模大学もあり、こうした取り組みが解決策の一つとなる可能性がある。

4 補助教員のキャリア等への配慮の有無

現状、補助教員の報酬は必ずしも十分ではない傾向にあると考えられる中、善意や愛校心等を主なモチベーションとして業務を行っている補助教員も多くいるように推測される。もっとも、継続性の観点からは、補助教員に負担に見合うだけのメリットがあることが望ましい。また、将来の法曹養成の担い手を確保するという観点からは、法科大学院教育を経験した実務家が、法科大学院教育に継続して携わっていくことも重要である。こうした観点から、報酬以外にも、補助教員を務めていることがキャリアとして対外的に有意義といえるか、法曹養成・法科大学院教育に関心を有する補助教員にとって教育に継続的に関与するためのキャリアパスとして意味があるか、等に関してヒアリングを行った。

この点、いずれの大学においても、補助教員が自らの事務所のホームペー

ジ等において補助教員であることを肩書と共に公表することを禁止していないとのことであった。また、複数の大学において、補助教員の名称が外部からの信用性が高いと思われる名称となっていることでメリットを感じていると補助教員より聞いているとの旨の意見があった。

さらに、各大学からは、キャリアパスについて、例えば、以下のような要旨の意見があった。

- 補助教員になることによって、大学の授業にさらに関わっていただく契機となる、ということは大学としても望ましいと考えている。
- 補助教員をすることは、教員職への就職に有利になるのではないか。
- 留学の際に、補助教員をしていたことが有利になったという人がある。
- 任期付きの教員を採用する際には、補助教員の実績を考慮するなどの制度的な工夫は必要と考えているし、実際に補助教員の経験は活きると思われる。
- 今後、非常勤講師の採用に当たって補助教員の経歴があることは考慮要素となる可能性がある。
- 補助教員として学生を指導し、弁護士として実務経験を積み、場合によっては博士後期課程で研究生を送り、将来、教員として法曹養成に関わっていくという仕組みに取り組んでいる。
- 補助教員は、法学部では正課を持っており、専任教員と同じ立場としている。補助教員がロースクールの准教授、教授になった例もある。
- 補助教員制度を継続的な大学教員確保のための制度と位置付けてはいるが、現時点では具体化されていない。
- 今のところ補助教員からの登用はないが、法科大学院で学んだ方に非常勤講師になってもらいたいという思いはあり、補助教員をやっていれば大学側も情報が入りやすいと思う。

加えて、補助教員ヒアリングにおいても、補助教員の肩書を外部に公表することは弁護士としての業務を行う上で有用であること、補助教員の経験から教員へという道があるのであれば魅力的であること等の意見があった。

5 全国的な補助教員ネットワークの可能性（情報共有の可否・範囲）

いずれの大学においても、いかなる内容のネットワークであるかによって、参加の有無は変わってくるとの意見であった。

各大学からは、例えば、以下のような要旨の意見があった。

- 補助教員が自発的に参加することに問題はない。もっとも、大学として積極的に参加を促すのは補助教員の負担を増やすことになるため抵抗がある。
- ネットワークに参加をすることは可能だが、最終的には個々の補助教員

の意向による。

- 特段の必要性は感じておらず、参加する場合の事務負担等が懸念される。各補助教員の自発的な参加は守秘義務に反しない限り構わない。
- ネットワークのイメージが具体化すれば検討できる。内容に応じて、窓口を検討する。小さいロースクールでも実現可能なものとするべきである。
- 指導ノウハウや体験談などを共有することは有益と考える。ただし、各ロースクールによる特質もあると思われる。また、指導ノウハウの資産面も無視できない可能性もあり、未知数と考えている。さらに、補助教員にこれ以上の負担をかけることはできない。成功例・失敗例の情報共有は意味があるが、補助教員レベルではなく専任教員側でやるべきではないか。加えて、補助教員にネットワークに参加してもらった場合の報酬をどうするかという問題もあり得るのかもしれない。
- 一般化できる範囲であれば他大学の補助教員と情報共有することには問題はない。
- 参加することが望ましいと考えている。情報の共有等、差し支えるものは、特になくと考えている。
- 授業と連携した補助教員の在り方について情報を共有できればありがたいと考えている。大学として補助教員からの情報の共有について特に差し支えるものはない。

一方、補助教員ヒアリングにおいては、全ての補助教員がネットワークに参加したいと回答した。

また、各補助教員からは、例えば、以下のような要旨の意見があった。

- 参加したい。在学中受験も始まり、正規の授業で実務的なことができなくなることが予想され、実務を織り込んだゼミなどできないか、意見交換してみたい。これまで他の補助教員が何をやっているのか、学内でも年1回の協議会ではわからなかった。補助教員は熱量も、興味も様々であり、もう少し横に繋がってもよいと思う。
- ぜひ参加したい。法曹養成制度についての知識は弁護士会の委員会での報告などで得ている状況。教育手法などの情報は書籍を手にとることもあるが、試行錯誤して自分流にゼミを運営している。現状、他大学との交流はないところ、交流により特に都心部のLSの情報が得られるとありがたい。
- そのような場があれば参加したい。法曹養成課程に関する情報は、弁護士会の法科大学院支援委員会、日弁連法科大学院センターからの情報のほか、法科大学院との協議会等によって法科大学院からも得られる。他大の学修支援の制度など、どうしているかは全く知らない。課外や修了

生対象の制度などがなく、今後の課題だと思った。全国ネットワークがあれば貴重な場になると思う。

- 参加したい。情報収集にもなり、面白そうなので興味がある。
- 補助教員の交流もしたいが、むしろ指導方法の共有をしたい。仕事で使っていない科目を教えるのは難しく、広く情報は得たい。
- 裁量の少ない立場なので情報を得ても活かせないかも知れないが、実務家の関与の仕方について問題意識はあるため、情報が得られたら嬉しい。

第6 補助教員の活用に関する提言

1 安定的・継続的・発展的活用のための課題

補助教員の活用による教育効果は、多くの法科大学院において総じて高く評価されているところ、特に未修者教育において効果が高いと思われる。特に、今後、在学中受験が実施される中で未修者教育への手当ては急務であり、補助教員の活用はそのための有用な手段となり得る。また、法科大学院側においても、補助教員を安定的かつ継続的に活用し、また更に発展的な補助教員による教育を実施したいとのニーズも高い

一方、補助教員への負担は大きい傾向にあると思われ、特に、補助教員への予算が十分でない状況にある法科大学院においては、補助教員自身の意欲や善意にある程度依存した状況となっており、安定性・継続性を欠くと言わざるを得ない。特に、地方大学などからは、補助教員の人材確保が難しいとの指摘がなされる状況にある。

そのため、広く補助教員を活用するためには、その費用面も含めた、補助教員が継続的に法科大学院教育へ関与する仕組みを確立することが必要である。

また、予算以外の点でも、例えば、補助教員から更に法科大学院等における教員としてのキャリアパスを示すなどにより、継続的な法科大学院教育・法曹養成の担い手を確保することも重要である。

2 情報共有とネットワーク構築の必要性について

補助教員の活用については、各法科大学院において創意工夫をし、また修了生を巻き込みつつ独自の制度を置いているところも多く、各法科大学院の事情に応じた特有の進化に至っている。教育力の高い独自の取組を実施している例もある。

一方で、一部の大学間を除いては、他大学の取り組みは必ずしも共有されているとはいえない。

そのため、法科大学院を超えた意見交換・情報共有がなされることにより、より良い内容に高められる可能性がある。

この点、意見交換・情報共有を行うことについて、各法科大学院における

教育ノウハウが流失するのではないかとの懸念も指摘されていたところ、ヒアリングの対象となった法科大学院からはこのような懸念を理由として否定的な見解を示す法科大学院はなかった。いくつかの法科大学院では、意見交換・情報共有が補助教員の負担を生じるのではないかとの指摘があったものの、補助教員に対するヒアリングでは、いずれも積極的に他大学の補助教員との交流・意見交換を行いたいとの意見であった。

上記各意見からすれば、いかなるネットワークを構築し、いかなる交流・意見交換を行っていくかさらに具体的に検討が必要であるものの、補助教員の活用の重要性や情報共有による更なる発展の可能性等、ネットワーク構築の必要性は高い一方で、ネットワーク構築にあたっての障害は大きいとまでは言えず、今後、取り組みとして進めていく価値はあるものと考えられる。ネットワークの構築のための例として、

- 法科大学院協会等の法科大学院間での協働を可能とする団体において、法科大学院における補助教員活用についての各大学の取組内容を共有して意見交換を可能とする、継続的な議論の場を設けること
 - 全国の補助教員が参加するメーリングリストなどにおいて、教育手法や教材などの情報交換をし、また教育上の課題などについて質疑・意見交換をするための仕組みを構築すること
 - 補助教員の研鑽及びより優れた取組を研究するために、教育方法の研修やFDの機会を提供すること
- などが検討に値するものと考えられる。

以上

【別紙 第二事業 アンケート】

法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究
法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究【第二事業】について

＜アンケートへのご回答にあたって＞

現在、当法人では、法科大学院入学前の導入的教育に、共通して使用できる動画教材の製作を検討しております。つきましては、当法人で製作する動画教材に関連し、以下の点をご教示ください。

※ ご回答いただける範囲でご回答ください。

※ 法科大学院としての統一的なご回答をお願いするものではございません。特に入学前の導入的教育や未修者教育に関与しているご担当の先生においてご回答ください。

※ アンケート結果は、委託事業の報告書の中で触れさせていただく他、法科大学院名を伏した形で公表させていただくことがございますのでお含みおきください。

※ 貴校として実施しておられるものに限らず、正課外、また、卒業生団体や貴校の関連団体が提供しておられるものも含めお伺いするものです。可能な範囲でご回答ください。

※ ご提供いただける資料等は、ぜひ別紙等として添付をしていただければ幸いです。

回答校：_____ 回答者：_____

1 法科大学院入学時の導入的教育として貴校の入学予定者に対して提供されている内容をご教示ください（実施時期については入学前後を問いません。）。

（1）科目横断的な初学者向け法律学の学び方について（該当するものに○）

ア 解説教材の配布（貴校独自）→ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介（教材名：_____）

ウ 解説動画の配信

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容 A：条文の読み方 B：判例の読み方 C：六法の構造

D：その他（内容：_____）

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の長さの動画

エ 解説講義

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容 A：条文の読み方 B：判例の読み方 C：六法の構造

D：その他（内容：_____）

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト（択一式）

・ 回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度

キ その他（自由記載）

（2）憲法について（該当するものに○）

ア 解説教材の配布（貴校独自）→ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介（教材名：_____）

ウ 解説動画の配信

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容：_____

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の長さの動画

エ 解説講義

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容：_____

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト（択一式）

・ 回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度

キ その他（自由記載）

（3）民法について（該当するものに○）

ア 解説教材の配布（貴校独自）→ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介（教材名：_____）

ウ 解説動画の配信

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容：_____

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の長さの動画

エ 解説講義

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容：_____

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト（択一式）

・ 回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度

キ その他（自由記載）

(4) 刑法について（該当するものに○）

ア 解説教材の配布（貴校独自）→ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介（教材名：_____）

ウ 解説動画の配信

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容：_____

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の長さの動画

エ 解説講義

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容：_____

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト（択一式）

・ 回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度

キ その他（自由記載）

(5) その他の科目について（該当するものに○） 科目名：_____

ア 解説教材の配布（貴校独自）→ご提供可能な場合は添付してご送付ください。

イ 教材の紹介（教材名：_____）

ウ 解説動画の配信

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容：_____

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の長さの動画

エ 解説講義

（ア）担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

（イ）内容：_____

（ウ）回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度_____分程度の講義

オ 質問対応

・ 担当教員 A：研究者教員 B：実務家教員 C：修了生弁護士等のAA等

カ 小テスト（択一式）

・ 回数／頻度等：合計_____回 月_____回程度

キ その他（自由記載）

2 当法人では、まずは、初学者向けの法律学の学び方に関する科目横断的な導入的動画教材の作成を目指しています。

(1) 当法人のメンバーでもある、酒井圭弁護士を中心に、導入的動画教材のサンプル動画を作成し、以下の会議で公開したことをご存じですか？

＜会議名称＞中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第99回）

日時：令和2年10月22日（木）15：00～17：00

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/041/siryo/1421098_00005.htm

https://www.mext.go.jp/content/20201021-senmon02-1421098_00005_01.pdf

ア はい イ いいえ

(2) サンプル動画はこちらです。 ※ パスワードは「XXXXXXXXXX」です。

サンプル動画の制作にあたっては、民事系科目を基礎として、①全科目に共通する法的思考の流れ、②条文の読み方、③判例・学説を学ぶ意義・判例の基本的な読み方、④民事紛争解決の流れ、⑤民事系科目を学ぶ意義等を全4回程度の動画に収録することをイメージし、そのうち①・④・⑤の一部をサンプルとして収録しました。

ご覧いただき、取り上げている項目の適否、事例の難易度、改善点等自由にご意見をお寄せください。（自由記載）

3 本調査研究では、上記2（2）のサンプル動画をベースとして科目横断的な初学者向けの法律学の学び方に関する導入的な動画教材の製作を予定しており、その内容として、以下の4項目を予定しています。

- ・ 1時間目 事例問題を考えてみよう（実体法編）（20分予定）
- ・ 2時間目 事例問題を考えてみよう（手続法編）（20分予定）
- ・ 3時間目 条文の読み方を身に付けよう（20分予定）
- ・ 4時間目 判例の読み方を身に付けよう（20分予定）

これら④に加えて取り上げるべき項目・取り上げるべきでない項目など、

取り上げている項目の適否（加えるべき項目、削除すべき項目等）、項目の分け方、それぞれの項目でどんなことに触れるべきか、ベースとする科目、予定時間等、内容につきご意見をお寄せください。（自由記載）

- 4 ご提供いただける範囲で結構ですので、貴校、関連団体等で提供している導入的教育につき、入学時に入学予定者に配布している案内文書等があれば、ご提供ください。
- 5 科目横断的な初学者向けの法律学の学び方に関する導入的な動画教材の他、今後、当法人が中心となって作成すべき教材等のご希望をお聞かせください。（自由記載）

ご協力ありがとうございました。

■第二事業アンケート集計

1 法律学

(1) 法律学

	独自教材配布	教材紹介	動画配信	解説講義	質問対応	小テスト	その他	合計
総数	6	5	6	18	10	1	5	51
割合	11.76	9.80	11.76	35.29	19.61	1.96	9.80	100.00



※独自教材の添付 1校

法律学：教材紹介（具体的教材名）

- ・『条文の読み方』法制執務用語研究会／著
- ・『法律を読む技術・学ぶ技術（第3版）』吉田利彦
- ・学生向けの六法を購入するよう指示している ・添付参照
- ・『ブレップ法学を学ぶ前に』道垣内弘人（弘文堂）・『学生生活の法学入門』山下純司・深町晋也・高橋信行（弘文堂）

法律学：動画配信（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
4	2	1	7

法律学：動画配信（内容）

条文の読み方	判例の読み方	六法の構造	その他	合計
3	3	3	5	14



法律学：動画配信（その他・具体的内容）

- ・教科書の読み方、法解釈の手法。 ・学習方法全般。
- ・社会人としての職務と学習の両立のさせ方、勉強の仕方等について。
- ・法とは？司法試験制度について、法的三段論法について、基本的法律用語についてなど。

法律学：動画配信（合計回数）

5回以下	6
6～10回	0
11回以上	0

法律学：動画配信（月の回数）

1回	0
2～5回	1
6回以上	0

法律学：動画配信（1本分の長さ）

30分未満	0
30～60分	1
61～90分	2
91分以上	3

法律学：解説講義（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
11	10	2	23

法律学：解説講義（内容）

条文の読み方	判例の読み方	六法の構造	その他	合計
4	7	2	10	23



法律学：解説講義（その他・具体的内容）

- ・法律文書の書き方。 ・憲・民・刑につき、入学前に行うことの説明。 ・法的なものの考え方。 ・学習の仕方。
- ・法情報調査の方法。 ・法律学習に大切なこと。
- ・法とは？司法試験制度について、法的三段論法について、基本的法律用語についてなど。
- ・法的思考や法文書作成の仕方等。

法律学：解説講義（合計回数）

5回以下	14
6～10回	1
11回以上	1

法律学：解説講義（頻度）

・ 合計 2 回 9 0 又は 1 2 0 分程度の講義。
・ 9 月と 2 ・ 3 月に各 1 回の講義を実施している。

法律学：解説講義（月の回数）

1回	0
～5回	3
6回以上	0

法律学：解説講義（1 本分の長さ）

30分未満	0
30～60分	3
61～90分	5
91分以上	3

法律学：質問対応（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
6	6	3	15

法律学：小テスト（回数）

5回以下	0
6～10回	0
11回以上	0

法律学：小テスト（月の回数）

1回	0
2～5回	0
6回以上	0

法律学：その他（自由記載）5

・ 入学予定者に、実務家教員が、10月・3月の2回、各120分の入学前ガイダンスを実施している。法学学習方法を含め、司法試験・法曹へのロードマップ等の解説が行われる。
・ 正規履修科目として開講予定のため、詳細未定。 ・ 毎回、2時間の動画視聴の後、1時間の解説と質疑応答。
・ 未修者に対して入学後に正規科目として実施している。 ・ 対面式で講義を行い、それを録画してオンデマンド配信。

(2) 憲法

	独自教材配布	教材紹介	動画配信	解説講義	質問対応	小テスト	その他	合計
総数	10	7	7	19	12	3	9	67
割合	14.93	10.45	10.45	28.36	17.91	4.48	13.43	100.00



※独自教材の添付	0 校
----------	-----

憲法：教材紹介（具体的教材名）

・ 『いちばんやさしい憲法入門(第4 版補訂版)』 初宿・高橋・米沢・棟居、『憲法主義：条文には書かれていない本質』 内山奈月・南野森。 ・ 『基礎力確認テスト』 TKC。
・ 教科書、参考書等を紹介している。 ・ 『憲法』 芦部、『憲法判例百選』。
・ 『憲法への招待〔新版〕』 渋谷秀樹（岩波新書）、『憲法の本〔改訂版〕』 浦部法穂（共栄書房）。

憲法：動画配信（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
7	0	0	7

憲法：動画配信（内容）

6

- ・(1)の科目横断的な解説動画の中に組み込まれている。 ・違憲審査制の概要・合憲性の判断枠組みなど。
- ・概要と学習法。 ・各法の特徴と勉強の仕方について説明。 ・判例の読み方。 ・憲法全般の入門的講義。

憲法：動画配信（合計回数）

5回以下	5
6～10回	0
11回以上	0

憲法：動画配信（月の回数）

1回	0
2～5回	1
6回以上	0

憲法：動画配信（1本分の長さ）

30分未満	0
30～60分	2
61～90分	1
91分以上	2

憲法：解説講義（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
15	2	2	19

憲法：解説講義（内容）

15

- ・法科大学院専任教員が法学部で開講している講義（人権・統治機構）を聴講。
- ・法の分類、制定法相互間の効力関係、裁判手続きなど。 ・憲法入門。 ・事前課題をもとに講義を行う。
- ・憲法を学ぶにあたって基礎となる事柄についての講義及びカリキュラムの説明。
- ・判例の読み方・憲法への招待・憲法事例演習。 ・法政執務の概要、統治機構総論。 ・概要の解説。
- ・公法系科目について（憲法・行政法）。 ・入学前の学習のあり方。
- ・法科大学院での授業・試験を念頭に置き、入学までの自発的な授業準備を促す。
- ・判例の読み方。 ・憲法の勉強の仕方。

憲法：解説講義（合計回数）

5回以下	15
6～10回	0
11回以上	2

※ 9月と2・3月に各1回の講義を実施している大学あり。

憲法：解説講義（月の回数）

1回	2
2～5回	3
6回以上	0

憲法：解説講義（1本分の長さ）

30分未満	1
30～60分	4
61～90分	7
91分以上	4

憲法：質問対応（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
8	2	2	12

憲法：小テスト（回数）

5回以下	1
6～10回	0
11回以上	0

憲法：小テスト（月の回数）

1回	0
2～5回	0
6回以上	0

憲法：その他（自由記載）

9

・未修者（法学部卒業生を含む）を対象とする導入的教育は、基本的な知識の体系的な習得を主眼として行ったほうがよいと思われる。後の一行問題や事例問題を踏まえた起案演習などで、体系的に習得した基本的な知識を、どのように活用（運用）するかに、より重点を置いた指導が行いやすいからである。

・入学手続き完了者に、必読書（芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法[第7版]』（岩波書店、2019年））の案内をする。上記小テストは、入学時に必読書に対応して行っている。開講時期より2週間以上前（3月中）に、授業の教材を提供している。

・任意起案添削。・毎回、2時間の動画視聴の後、1時間の解説と質疑応答。

・法科大学院とは別の組織において、憲法・民法・刑法について入学予定者への入門講座（課外講座）を実施している。ただし、これは法科大学院としての取り組みではない。

・(1)基本6法それぞれについて読んでおく文献を記した文書の送付。(2)基本6法科目それぞれについて12月～1月の期間中に1回、授業参観を認める日時を指定。(3)（1年後の到達点を認識するために）第1年次科目の前年度の定期試験問題と解説資料を参考課題として掲示。・対面式で講義を行い、録画してオンデマンド配信。

・上記動画は1回30～60分程度であり、全5回分をラーニングマネジメントシステム（LMS）にアップしておき、入学前に視聴してもらうようにしている。質問がある場合もLMSを通して個別に回答する。入学後の個人面談において、視聴が十分ではない学生については理由等に関して聞き取りと指導を行っている。

・入学前導入教育プログラムにおいて、導入講義（体験授業）を実施（2月）授業見学を実施（①9月下旬から10月上旬、②11月下旬）。

（3）民法

	独自教材配布	教材紹介	動画配信	解説講義	質問対応	小テスト	その他	合計
総数	7	8	8	19	11	3	10	66
割合	10.61	12.12	12.12	28.79	16.67	4.55	15.15	100.00



※独自教材の添付 0校

民法：教材紹介（具体的教材名）

・『民法(全)(第2版)』潮見佳男（有斐閣）。・『基礎力確認テスト』TKC。

・教科書、参考書等を紹介している。

・『民事法入門第8版(有斐閣アルマ)』野村豊弘（有斐閣、2019年）。

・『民法がわかる民法総則(第4版)』滝沢昌彦（有斐閣）、『コンパクト民法Ⅰ民法総則・物権法総論（第2版）』角紀代恵（新世社）。・『民法Ⅰ』～『民法Ⅲ』内田貴（東京大学出版会）。

民法：動画配信（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
8	0	0	8

民法：動画配信（内容）

7

・民法の財産法について基本テキストに基づき講義形式で解説。・任意起案解説、論述方法など。・民法全体の入門・概観等導入的な講義内容。・概要と学習法。・各法の特徴と勉強の仕方について説明。

・判例を題材にした事例問題の検討。・民法全般の原理および契約法の基礎に関する入門的講義。

民法：動画配信（合計回数）

5回以下	4
6～10回	1
11回以上	0

民法：動画配信（月の回数）

1回	1
2～5回	1
6回以上	0

民法：動画配信（1本分の長さ）

30分未満	0
30～60分	2
61～90分	2
91分以上	1

民法：解説講義（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
14	4	4	22

民法：解説講義（内容）15

・条文の読み方、判例の調べ方、条文の解釈と適用の方法など。 ・民法学習ガイダンス。 ・民法の入門的講義。 ・事前課題をもとに講義を行う。 ・民法を学ぶにあたって基礎となる事柄についての講義及びカリキュラムの説明。 ・民法の基本的な判例及び改正内容の解説。 ・民法への招待・民法事例演習（判例の読み方を含む）。 ・民事法全体（商法を含む）の入門・民法判例の読み方入門・文書起案。 ・概要の解説。 ・民事系科目について（民法・商法・民事訴訟法）。 ・入学前の学習のあり方。 ・法科大学院での授業・試験を念頭に置き、入学までの自発的な授業準備を促す。 ・判例を題材にした事例問題の検討。 ・民法入門。 ・民法の勉強の仕方。
--

民法：解説講義（合計回数）

5回以下	14
6～10回	0
11回以上	1

※9月と2・3月に各1回の講義を実施している大学あり。

民法：解説講義（月の回数）

1回	2
2～5回	1
6回以上	1

民法：解説講義（1本分の長さ）

30分未満	1
30～60分	5
61～90分	4
91分以上	4

民法：質問対応（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
7	3	3	13

民法：小テスト（回数）

5回以下	2
6～10回	0
11回以上	0

民法：小テスト（月の回数）

1回	0
～5回	0
6回以上	0

民法：その他（自由記載） 10

- ・入学手続き完了者に、必読書(潮見佳男著『民法（全）第2版』（有斐閣、2019年3月刊）)の案内をする。上記小テストは、入学時に必読書に対応して行っている。開講時期より2週間以上前(3月中)に、授業の教材を提供している。
- ・任意起案添削。 ・教科書等（指定なし）を各自で読んでおくことの指示。
- ・小テストは課さないが視聴したことの確認レポートを入学後提出を求めている。
- ・毎回、2時間の動画視聴の後、1時間の解説と質疑応答。
- ・法科大学院とは別の組織において、憲法・民法・刑法について入学予定者への入門講座（課外講座）を実施している。ただし、これは法科大学院としての取り組みではない。
- ・(1)基本6法それぞれについて読んでおく文献を記した文書の送付。(2)基本6法科目それぞれについて12月～1月の期間中に1回、授業参観を認める日時を指定。(3)（1年後の到達点を認識するために）第1年次科目の前年度の定期試験問題と解説資料を参考課題として掲示。
- ・対面式で講義を行い、録画してオンデマンド配信。
- ・上記動画は1回45分程度であり、全14回分をラーニングマネジメントシステム（LMS）にアップしておき、入学前に視聴してもらうようにしている。質問がある場合もLMSを通して個別に回答する。入学後の個人面談において、視聴が十分ではない学生については理由等に関して聞き取りと指導を行っている。
- ・入学前導入教育プログラムにおいて、導入講義（体験授業）を実施（2月）授業見学を実施（①9月下旬から10月上旬、②11月下旬）。

（4）刑法

	独自教材配布	教材紹介	動画配信	解説講義	質問対応	小テスト	その他	合計
総数	8	9	7	17	12	2	9	64
割合	12.50	14.06	10.94	26.56	18.75	3.13	14.06	100.00



※独自教材の添付 0校

刑法：教材紹介（具体的教材名）

- ・有斐閣ストゥディア『刑法総論』内田幸隆、杉本一敏。
- ・『基礎から学ぶ刑事法 第6版』井田良。
- ・『刑法（第3版）』山口厚、『刑法基本講義 総論・各論（第3版）』佐久間修ほか。
- ・TKC「基礎力確認テスト」。 ・教科書、参考書等を紹介している。 ・『入門刑法学各論』井田良。
- ・『入門刑法学総論〔第2版〕』井田良（2018年）。
- ・『刑法事例演習－メソッドから学ぶ』十河太郎（2021年）。

刑法：動画配信（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
7	0	0	7

刑法：動画配信（内容） 5

- ・刑法全体の入門・司法試験の問題の解き方の導入講義。 ・概要と学習法。 ・各法の特徴と勉強の仕方について説明。
- ・犯罪の成立の流れなど。 ・刑法総論全般・各論の一部についての入門的講義。

刑法：動画配信（合計回数）

5回以下	5
6～10回	0
11回以上	0

刑法：動画配信（月の回数）

1回	1
2～5回	1
6回以上	0

刑法：動画配信（1本分の長さ）

30分未満	0
30～60分	3
61～90分	0
91分以上	2

刑法：解説講義（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
11	5	4	20

刑法：解説講義（内容）

13

- ・刑法学習ガイダンス。 ・刑法の入門的講義。 ・事前課題をもとに講義を行う。
- ・刑法を学ぶにあたって基礎となる事柄についての講義及びカリキュラムの説明。
- ・判例の読み方・刑法への招待・刑法演習。 ・刑法判例の読み方、文書起案。 ・概要の解説。
- ・刑事科目についての説明（刑法・刑事訴訟法）。 ・入学前の学習のあり方。
- ・法科大学院での授業・試験を念頭に置き、入学までの自発的な授業準備を促す。 ・犯罪の成立の流れなど。
- ・刑法入門。 ・刑法の勉強の仕方。

刑法：解説講義（合計回数）

5回以下	14
6～10回	0
11回以上	1

※ 9月と2・3月に各1回の講義を実施している大学あり。

刑法：解説講義（月の回数）

1回	2
2～5回	2
6回以上	0

刑法：解説講義（1本分の長さ）

30分未満	1
30～60分	5
61～90分	5
91分以上	3

刑法：質問対応（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
8	3	3	14

刑法：小テスト（回数）

5回以下	1
6～10回	0
11回以上	0

刑法：小テスト（月の回数）

1回	0
2～5回	0
6回以上	0

刑法：その他（自由記載）

9

- ・入学手続き完了者に、必読書(大塚裕史・塩谷毅ほか著『基本刑法Ⅰ総論（第3版）』（日本評論社、2019年）*すでに刑法総論・刑法各論の書籍を持っている者は購入不要の案内をする。上記小テストは、入学時に必読書に対応して行っている。開講時期より2週間以上前(3月中)に、授業の教材を提供している。
- ・任意起案添削。
- ・教科書等（指定なし）を各自で読んでおくことの指示。 ・毎回、2時間の動画視聴の後、1時間の解説と質疑応答。
- ・法科大学院とは別の組織において、憲法・民法・刑法について入学予定者への入門講座（課外講座）を実施している。ただし、これは法科大学院としての取り組みではない。
- ・(1)基本6法それぞれについて読んでおく文献を記した文書の送付。(2)基本6法科目それぞれについて12月～1月の期間中に1回、授業参観を認める日時を指定。(3)（1年後の到達点を認識するために）第1年次科目の前年度の定期試験問題と解説資料を参考課題として掲示。
- ・対面式で講義を行い、録画してオンデマンド配信。
- ・上記動画は1回60分程度であり、全5回分をラーニングマネジメントシステム（LMS）にアップしておき、入学前に視聴してもらうようにしている。質問がある場合もLMSを通して個別に回答する。入学後の個人面談において、視聴が十分ではない学生については理由等に関して聞き取りと指導を行っている。
- ・入学前導入教育プログラムにおいて、導入講義（体験授業）を実施（2月）授業見学を実施（①9月下旬から10月上旬、②11月下旬）。

(5) その他科目

	独自教材配布	教材紹介	動画配信	解説講義	質問対応	小テスト	その他	合計
総数	6	5	3	7	5	1	6	33
割合	18.18	15.15	9.09	21.21	15.15	3.03	18.18	100.00



※独自教材の添付	0校
----------	----

その他：教材紹介（具体的教材名）

・『基礎から学べる会社法』（第4版）近藤光男・志谷匡史・石田眞得・釜田薫子。
・教科書、参考書等を紹介している。
・『行政法入門〔第7版〕藤田由靖（有斐閣、2016年）、
「スタンダード行政法」法学教室463号（2019年）～（連載中）村上裕章。

その他科目(科目名)

商法	10
民訴	10
刑訴	10
行政法	8
会社法	1

その他：動画配信（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
3	1	0	4

その他：動画配信（内容） 3

・全体の概略。 ・概要と学習法。 ・各法の特徴と勉強の仕方について説明。

その他：動画配信（合計回数）

5回以下	1
6～10回	1
11回以上	0

その他：動画配信（月の回数）

1回	0
2～5回	0
6回以上	0

その他：動画配信（1本分の長さ）

30分未満	0
30～60分	1
61～90分	0
91分以上	1

その他：解説講義（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
5	3	1	9

その他：解説講義（内容） 5

・資料をもとに講義を行う。 ・全体の概略。 ・入学前の学習のあり方、刑事訴訟法のみ実務家教員も担当している。
・法科大学院での授業・試験を念頭に置き、入学までの自発的な授業準備を促す。 ・勉強の仕方。

その他：解説講義（合計回数）

5回以下	5
6～10回	1
11回以上	0

その他：解説講義（月の回数）

1回	1
2～5回	1
6回以上	0

解説講義（頻度）

・実施回数は民訴刑訴各1回、講義時間は90分または90分×2コマとした。
・9月と2・3月に各1回の講義を実施している。

その他：解説講義（1本分の長さ）

30分未満	0
30～60分	3
61～90分	3
91分以上	0

その他：質問対応（担当教員）

研究者	実務家	修了生弁護士	合計
3	1	1	5

その他：小テスト（回数）

5回以下	0
6～10回	0
11回以上	0

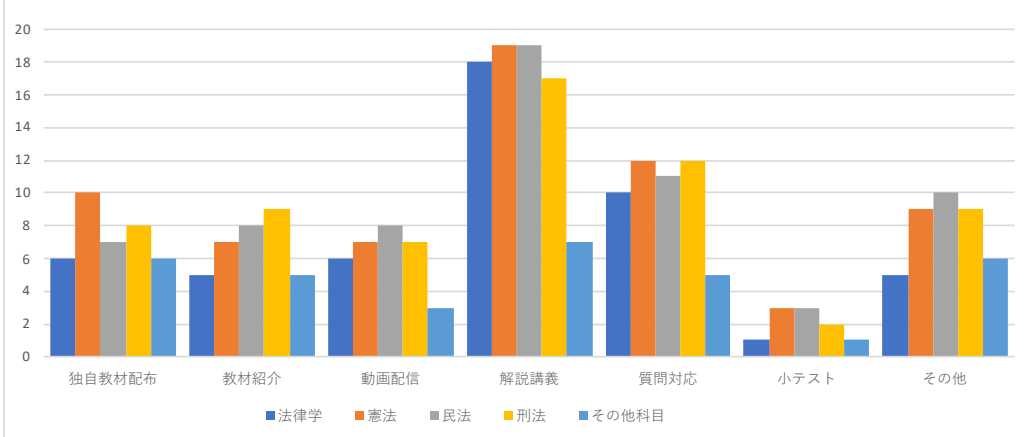
その他：小テスト（月の回数）

1回	0
2～5回	0
6回以上	0

その他：その他（自由記載）6

・任意起案添削。 ・教科書等（指定なし）を各自で読んでおくことの指示。
・毎回、2時間の動画視聴の後、1時間の解説と質疑応答。
・刑事訴訟法のみ実務家教員も担当している。9月と2・3月に各1回の講義を実施している。
・(1)基本6法それぞれについて読んでおく文献を記した文書の送付。(2)基本6法科目それぞれについて12月～1月の期間中に1回、授業参観を認める日時を指定。(3)（1年後の到達点を認識するために）第1年次科目の前年度の定期試験問題と解説資料を参考課題として掲示。
・2021年度は以下の科目について授業見学を実施（①9月下旬から10月上旬、②11月下旬（予定））行政救済法、家族法、会社法、民事訴訟法、ジェンダーと法、知的財産法、民事執行・保全法。

入学予定者に提供している内容（科目別比較）



2 導入的動画教材

（1）中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会で公開したことをご存知ですか

はい	12
いいえ	18

(2) サンプル動画に対する意見

11

・シンプルな具体例に基づいて、法的な考え方のプロセスや基本的な枠組みを平易に解説する教材となっており、いわゆる純粋未修者を念頭に置くものとして適切である。

・現在は未修1年生の導入授業を担当していないが、学部授業等で最初に話す内容が、サンプル動画の内容とほぼ同じ方向性のものだった。私の設例は「貸したお金を借主が期限になっても返済してくれない。貸主はどうすれば良いか。」という消費貸借です。紛争が生じた場合の解決可能性、民事訴訟手続と民事執行手続の意味、民事実体法の規定のあり方（要件と効果）、民事訴訟における裁判官の判断のあり方（自由心証主義）、それに伴う当事者の主張のあり方（主張立証責任）、個別執行としての民事執行法における権利実現のあり方、包括執行としての破産法・民事再生法・会社更生法における権利実現のあり方、法務における民事実体法の意味（評価規範から行為規範、予防法学）などへと話を展開させるが、後半部分は法務に関わる箇所であるため別として、初学者に対して民事法を説明するにあたって、民事訴訟における裁判官の判断と当事者の主張のあり方あたりまでは、前提知識としてご理解いただく必要があるかと思っていた。とても洗練された内容だった。

・今後、本学でも作成された動画を共有させていただきたい。

・サンプル動画は全く法律を勉強したことのない純粋未修の学生の導入授業としては意味があると思われるが、法学部で法律を勉強したことのある未修者や既修者の導入授業としては、内容がかなり物足りないのではないと思う。

・内容が平易で、視覚的にも分かりやすく整理されていて有用だった。問いかけの際にもう少し受講者が考える時間があるとよい。

・未修者向けの教材動画としては、やや生硬かなという印象を受けた。身近に見えて、実は難しいことを、難しい言葉を使ってそのまま講義されている。語り口は柔らかいので一見してソフトな印象を受けるが、未修者である学生を前提とすると、何度か繰り返して視聴しないと咀嚼して頭の中に落とし込んでいくことが困難なのではないか。未修者は高校を出たばかりの法学部1年生と、法的な知識や考え方のうえではそれほど違わないことを前提として話をしなければならないところ、答えや全体像を知っている「大人」が、紙芝居のように見せている印象を受けた。わかったつもりになるのは簡単だが、本当にわかったといえるには、さらにかなりの情報を補う必要があるのではと感じた（情報を圧縮しすぎて説明が足りない）。

・サンプル動画を作成するのであれば、これらの項目、事例等で結構だと思う。しかし、パワーポイントを使った動画では受け身になり、結局は時間の無駄になる。ホワイトボード等に同時に書き進めていくことで受け身ではない視聴ができるのではないか。そもそもこれらの内容はすでに本学で行っているガイダンスの内容とも一部重複しており、新規に導入する必要性は感じない。むしろ、社会人という特性に合わない画一的な教材とを感じる（仕事を続けながら学ぶ社会人と、仕事を辞めた社会人経験者が昼間に学修するというのとは大きく異なっている）。未修者の抱える最大の問題点は国語力がないために条文が読めないことであり、入学前に焦って民事法のイメージを把握させる意義はない。ほとんどの社会人の学生が（民事とは限らず）法を用いた紛争解決に関するイメージを持っている。

・内容やレベルは適切であると考えます。

・第1回講義につき、いきなり事例で、解決方針をどう組み立てればよいのかを説明するのは、純粋未修者にはハードルが高いのではないかと感じる。まず法律の体系や思考を示し、私人間のルールが民法に適用されることを示してから、事例に入った方がよいように思われる（三段論法の整理も遅いように感じる）。

・未修者向けの第1回なら法律用語（要件、効果など）について説明をした方がよいのではないかと考えたが、事例は適切であったし、説明もわかりやすかった。

・第1回講義の動画について：講義で取り上げることが難しいレベルの解説であり、まったくの初学者のための法学入門としては有益なものと感じた。難易度もおおむね適切と思われる。ただ、説明の大半は民法を題材にしている一方で、最後は「実体法を学ぶ意義」として刑法も含めたまとめになっているが、初学者にとっては刑法に関する思考の実演もあったほうが有益ではないか。また、動画の最終盤で「法的三段論法」ということばがやや唐突に出てくるが、「この動画で解説していた内容こそが（よくいわれる）法的三段論法なのだ」という趣旨の説明は必要ではないかと思われる。

第2回講義の動画について：これも、初学者にとってはなじみがなくてわかりにくいものの、未修者の入学直後の講義では取り上げることが難しい内容であり、有益なものと感じた。ただ、この動画を視聴させるタイミングにもよるが、民事訴訟法の手続的な細かい規定は、少なくとも民法の学修を開始する当初の段階では必ずしも必要ない知識ではないか。「実体法は訴訟実務でどのように役立つのか」という観点であれば、むしろ請求の趣旨・原因の意義や主張立証責任について例を挙げて説明したほうがよいように思われる。また、この動画でも「手続法を学ぶ意義」というまとめがされているが、刑事訴訟法については何も触れなくてよいのかも気になる場所である。さらにいえば、動画の最終盤で弁護士と手続法とのかかわりについて特に時間を割いているが、これにはあまり有益性を感じなかった。

3 今後の導入的動画教材

9

作成についての意見

- ・1時間目 事例問題を考えてみよう（実体法編）（20分予定）
- ・2時間目 事例問題を考えてみよう（手続法編）（20分予定）
- ・3時間目 条文の読み方を身に付けよう（20分予定）
- ・4時間目 判例の読み方を身に付けよう（20分予定）

・基本的にはこれで過不足ないものと思うが、いわゆる基本書を読む意味や、読み方、使い方についての説明があってもよいかもしれない。特に、1～4時間目の理解を踏まえて、もう一歩進み、条文の解釈が分かれる問題ないし確立した判例が存在しない問題について、基本書で学んだ内容をもとに、適切な利益較量的判断をしたり、自己に有利な主張を組み立てたりする法的思考の基本を示すことができるとよいのではないか（3・4時間目にすでに含まれているのかもしれない）。

・サンプル動画を拝見して、初学者教育の導入として、とても良い内容かと思う。

・上記4項目は、法学部1年生、または全く法律を勉強したことのない純粋未修者を対象とする、最初の導入授業としては意味があると思われる。予定時間も短めの時間で行った方が、集中できると共に、1項目が終わったという達成感を感じられるので、良いと思う。

・これらの項目に分けることが有益かどうか、疑問を感じる。事例問題を挙げるのであれば、それに関わる条文や判例は、同時に検討すべきではないか。もし区別するのだとしても、条文の読み方や判例の読み方は、それ自体単体で取り上げるのではなく、やはり簡単な事例問題を前提に扱うべきだと考える。なお、回答者自身は、導入授業において、そのようにしている。

・大学の未修者導入教育プログラムにおいても、概ね上記項目を中心としており（ただし、手続法は含まれていない）、概ね妥当と考える。もっとも、条文の読み方、判例の読み方については、法分野により異なる面があることから、判例一般⇒各科目における読み方のポイント、という内容にした方がより理解しやすいように思う。本学ではそのように実施している。

・法科大学院での授業の受け方、ノートの取り方、発言の仕方、基本書。教科書の読み方なども触れた方がよいのではないか。

・事例ではなく、体系や法的思考の粗々を先に教えた方が、わかりやすくないだろうか。

・法律の勉強方法、教科書・体系書、演習本の使用方法等に関する解説をするのはいかがか。

・「判例の読み方」は特に大事だと思うので、2回シリーズでもいいように思う。

・項目の選択・分け方については違和感はなく、これでよいように感じた。ベースとする科目は民法・民訴法ということにはなるが、刑法・刑訴法ではまた異なる考慮が必要となるので（罪刑法定主義など）、その点についての目配りは必要になると思われる。

4 案内文の提供

あり	9
----	---

5 今後作成すべき教材に

6

ついて

・判例の読み方や理解の仕方は、研究者教員によっても説明の仕方は異なるはずであり、また、民法における判例のとらえ方が刑法と同じであると即断することは危険。「判例の読み方」や「条文の読み方」という教材を作るのであれば、せめて憲民刑三科目それぞれのコンテンツを作成するべきであり、科目を問わず一貫的に「判例の読み方」「条文の読み方」といった単一教材を作るのは、初学者にとって不必要な先入観を植え付けるだけであり、百害あって一利なしであると考えます。

・わかりやすく興味を持てる動画教材を作成するよう努めてもらいたい。

・未修者が初めて法律学習に臨むにあたり、実際の学習に必要な・有用な書籍等（六法、基本書、判例集、参考書、法律学事典類など）の説明や実際に学習するにあたりそれらをどのように活用するかをシュミレーション的に示す動画教材があるとよい。

・初学者向けの対応については従来大きな課題の一つであり、本学においても継続的に検討が続けられていると認識している。入学後については授業、オフィスアワー、試験後のフォロー等によって様々な取組が行われているが、入学前は上記の通り課外講座しかなく、ご提案いただいている内容が実施、充実するようであれば、法学未修者教育に大きく貢献する可能性が高い。

・法曹へのモチベーションを高める、維持させる、ゆるい動画などもよいのでは。

・刑事模擬裁判用の公判演習教材を作ってもらえると嬉しい。

未修者向け導入講座（民事）【設例】

《事例 1》

2020年1月3日、Xは父の財産を相続した。Xの父は、趣味で鉄道模型を飾っていたが、Xは特に興味がないので、誰かに売却しようと考えた。そこで、同年4月5日、自分が公開しているブログ上で、読者に売却することにした。ブログには次の記載があった。

- この鉄道模型は、ドイツの鉄道模型メーカーであるM社が製作したもののようです。売却価格は20万円です。
- 動作確認済み
- 代金は、鉄道模型が到着した後1週間以内に指定口座まで送金して下さい。指定口座は購入者の方宛のメールでお知らせします。

同月8日、Xの投稿を見たYは、ぜひ購入したいと思い、鉄道模型の購入を希望する旨のメールをXに送信した。

このメールを受けたXは、この鉄道模型をYに売却することにした。そこで、同月10日、Xは、Yに対し、Yに売却する旨と代金の振込先を記載したメールを返信し、指定住所に当該鉄道模型を送った。しかし、同月17日になってもYから代金の支払がなく、Yのメール宛に請求の連絡をしても一切返信がなかった。

問題 1 XはYに対し、どのような請求ができるか。法的根拠を示して論じなさい。

- (1) Xであれば、どのような請求をしたいと考えるか。(XはYにどうしてほしいのか。)
- (2) それを法的に構成するとどうなるか。(Xが(1)のように請求できるのは、どういう法律(条文)で認められているのか。)
- (3) その条文の効果をを得るためには、どのような事実が必要か。((2)の条文の要件は何か)

《事例 2》

Xは、2週間経過してもYからの送金もメールの返信もないため、Yの携帯電話に連絡し、代金の支払を求めたところ、Yは、次のように応答した。

「代金は既に指定口座に送金しましたよ。」

問題 2-1 X の請求に対し、Y はどのような反論ができるか。法的根拠を示して論じなさい。

- (1) Y の反論は、法的にはどのような意味となるか。
- (2) その反論の根拠条文は何か。
- (3) その条文の効果をj得るためには、どのような事実が必要か。((2) の条文の要件は何か。)

問題 2-2 Y の応答が次のようなものであった場合は、どうか。

「著名なドイツの鉄道模型メーカーであるM社の製作であれば20万円の価値があると思い購入を決めたが、実際届いてみたらM社製などでは全くない。模型の裏に、国内のR社のロゴがある。R社は質の悪い模倣品を販売していることで有名な会社でとても20万円は出せない。」

- (1) Y の反論は、法的にはどのような意味となるか。
- (2) その反論の根拠条文は何か。その要件は何か。
- (3) 本件事実において、その条文の要件を満たすか。条文の要件が一義的に明らかでない場合にはどうすれば良いか。

導入講座（民事系サンプル動画） キャプチャ画像

011

【第二巻】本巻資料付導入講座（民事）

011-01



第1
事例問題を考えてみよう
（実体法）

講義の内容

- 第1 事例問題を考えてみようーXの請求・Yの反論ー
- 1 問題1を考えてみよう（Xの主張）
 - 2 問題2を考えてみよう（Yの反論）
- 第2 事例問題を考えてみようーXは権利をどのように実現するのかー
- 1 Xから依頼を受けた弁護士になったつもりで考えてみよう
 - 2 裁判の流れを見てみよう
 - 3 弁護士は裁判の中で請求や反論をどのように展開するのか？
- 第3 「実体法」と「手続法」を学ぶ意義

011

【第二巻】本巻資料付導入講座（民事）

011-02



第1
事例問題を考えてみよう
（実体法）

（2）（1）の法的根拠は何か（Xが（1）のように請求できるのは、
どういう法律（条文）で認められているのか。）。)

その請求の「法的根拠」を示すためには何をすればよいのか？



法律の条文を探す！！

→どの法律を探せばよいのか？



この問題は、人と人との取引の話。
「人」と「人」の一般の取引に関するルールを定め
ているのは**民法**。

011

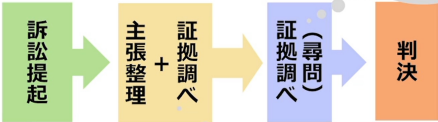
【第二巻】本巻資料付導入講座（民事）

011-03



第2
事例問題を考えてみよう
（手続法）

2 裁判（民事）の流れを見てみよう



原告（請求する側）が**訴状**という書面を裁判所に出す。

・原告と被告（請求される側）が**準備書面**を出し合って、主張・反論をぶつけ合う。
・裁判官が文書等の証拠を調べる。

主張整理をして、事件の争点を絞った上で、判決を出すために必要な「人」の証拠（原告・被告本人や証人）を調べる。

未修者向け導入講座（刑事）【設例】

《事例1》

2020年1月3日、Xは父の財産を相続した。Xの父は、趣味で鉄道模型を飾っていたが、Xは特に興味がないので、誰かに売却しようと考え、同年4月5日、自分が公開しているブログ上で、読者に売却することにした。ブログには鉄道模型の写真に加えて、次の記載があった。

- 売却価格は20万円です。
- 動作確認済み。
- 代金は、鉄道模型が到着した後1週間以内に指定口座まで送金して下さい。指定口座は購入者の方のメールでお知らせします。

同月8日、Xの投稿を見たYは、写真を見て購入を希望する旨のメールをXに送信した。

このメールを受けたXは、Yに売却することにし、同月10日、Xは、Yの指定住所に当該鉄道模型を送り、Yは代金を支払った。しかし、実際に鉄道模型を手にしたYが実際に動かそうとしたところ、鉄道模型のモーターは抜かれており、一切動作しなかった。

問題1 YはXに対し、どのような不満を持ち、それをどのように解消したいと考えるか。

- (1) YがXに対して支払った代金についての不満は、どのように解消されるか。
- (2) Xの行為は、刑事の実体法のどの条文に抵触するか。
- (3) (2)の条文が適用されるための要件は何か。

問題2 Yの行為が刑事の実体法に抵触するとして、その行為について国が処罰をしようとする場合、どのような手続によることになるか。

導入講座（刑事系サンプル動画） キャプチャ画像

011

【第二巻】本巻内容の導入講座（第1）

01:00:25

第1
事例問題を考えてみよう
— 刑法を中心に —

講義の内容

- 第1 事例問題を考えてみよう—刑法を中心に—
- ＜問題1＞
- XはYとの関係で、どのような刑罰法令に該当する行為をしたといえるだろうか。
- (1) YはXの行為に対してどのような不満を持っているか？あなたがYだったら？
- (2) Yの(1)の不満と「国」が、「人」(X)が悪いことをしたと判断することの関係は？
- (3) 「国」が「人」(X)のある行為が悪いこと（処罰の対象）だと示す方法は？
- 第2 事例問題を考えてみよう—刑事訴訟法を中心に—
- ＜問題2＞
- Xの行為が、1項詐欺罪の構成要件に該当し、処罰すべきものとして、Xはどのような手続により処罰されることになるか。
- (1) 手続の端緒＝捜査
- (2) 起訴
- (3) 起訴後の流れ
- まとめ

011

【第二巻】本巻内容の導入講座（第1）

01:00:25

第1
事例問題を考えてみよう
— 刑法を中心に —

- 問題1 XはYとの関係で、どのような刑罰法令に該当する行為をしたといえるだろうか。
- (1) YはXの行為に対してどのような不満を持っているか？あなたがYだったら？



「動作確認済み」と言っていたのにモーターが抜かれていて動かない！

作為的にモーターを抜いたとしたか思えない。詐欺だ！金返せ！

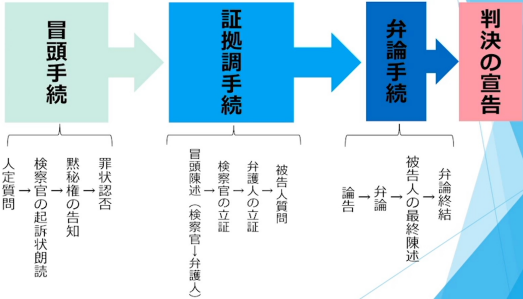
011

【第二巻】本巻内容の導入講座（第2）

01:00:25

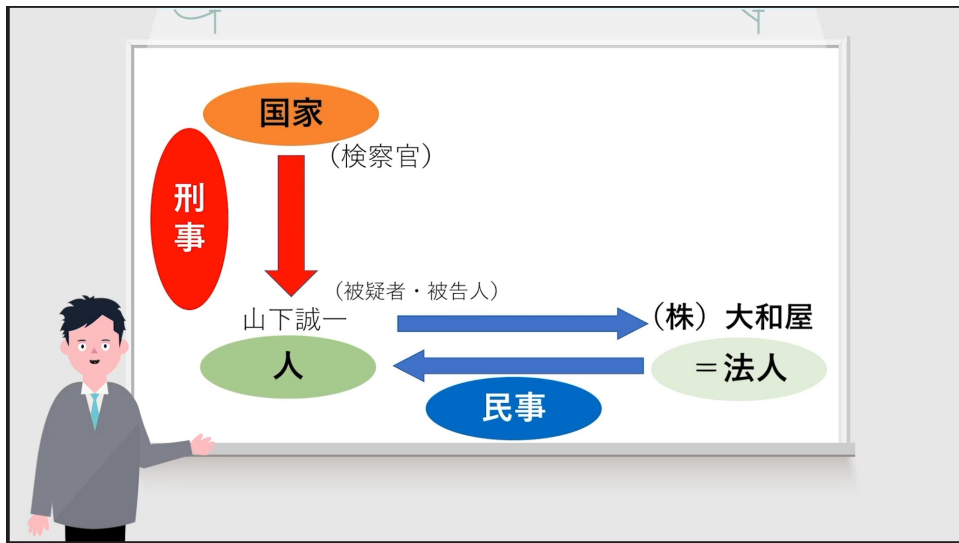
第2
事例問題を考えてみよう
— 刑事訴訟法を中心に —

(3) 起訴後の流れ



個別動画 1（刑事系と民事系） キャプチャ画像





【資料 4】

第二事業 サンプル動画 モニターアンケート設問

1 回答者の属性について

1-1 回答者の属性または所属を選択してください。 *

- ・法科大学院（未修コース）1年生
- ・法科大学院（未修コース）2年生
- ・法科大学院（未修コース）3年生
- ・法科大学院（既修コース）2年生
- ・法科大学院（既修コース）3年生
- ・法科大学院入学予定（未修コース）・法学部以外の文系学部卒業又は卒業予定
- ・法科大学院入学予定（未修コース）・理系学部卒業又は卒業予定
- ・法科大学院入学予定（未修コース）・法学部卒業又は卒業予定
- ・その他:

1-2 1-1 で「その他」を選択した方は、ご自身の所属・属性について以下に記入してください。

1-3 社会人経験（2年以上）の有無について回答してください。 *

- ・社会人経験がある。
- ・社会人経験がない。

2 未修者向け導入講座（民事系サンプル動画）について

2-1 全体の講義時間についてどのように感じましたか？ *

- ・長かった。
- ・やや長かった。
- ・ちょうどよかった。
- ・やや短かった。
- ・短かった。
- ・その他:

2-2 その他と選択した方は、以下に回答を記入してください。

2-3 講義のテーマを「第1 事例問題を考えてみようーXの請求・Yの反論ー」「第2 事例問題を考えてみようーXは権利をどのように実現するのかー」「第3 「実体法」「手続法」を学ぶ意義」の3つに設定したことについて、感想を回答してください。

- ・講義内容が多かった。
- ・講義内容がやや多かった。
- ・ちょうどよかった。
- ・講義内容がやや少なかった。
- ・講義内容が少なかった。
- ・その他:

2-4-1 「その他」と選択した方は、以下に回答を記述してください。

2-4-2 2-3で「講義内容が多かった」「講義内容がやや多かった」と回答した方に質問です。どのような修正をすると、学びやすい内容に近づくと思いますか？（例）第1・第2・第3を別の動画にする / 第1のみにする。等。

2-4-3 2-3で「講義内容がやや少なかった」「講義内容が少なかった」と回答した方に質問です。具体的に、このような内容についても含まれているとよかった、というものがあれば以下に記入してください。

2-5-1 扱った事例の難易度について、回答してください。 *

- ・複雑だった。
- ・やや複雑だった。
- ・ちょうどよかった。
- ・やや平易だった。
- ・平易だった。
- ・その他:

2-5-2 2-5-1で「その他」を選択した方は、以下に回答を記入して下さい。

2-6 講義内容は理解しやすいものでしたか。 *

- ・理解しやすかった。
- ・どちらでもない。
- ・理解しにくいところがあった。
- ・理解しにくかった。
- ・その他

2-7-1 2-6で「その他」を選択した方は、以下に回答を記入して下さい。

2-7-2 2-6で「理解しにくいところがあった」「理解しにくかった」と回答した方に質問です。

特にどの部分が理解しにくいと感じましたか（複数回答可）

- ・「第1事例問題を考えてみようーXの請求・Yの反論ー」
- ・「第2事例問題を考えてみようーXは権利をどのように実現するのかー」
- ・「第3「実体法」と「手続法」を学ぶ講義」

2-7-3 2-6で「理解しにくいところがあった」「理解しにくかった」と回答した方に質問です。

そのように感じた原因はどこにあると思いますか（複数回答可）

- ・使用する用語が難しい。
- ・話すスピードが速い。
- ・扱っている内容が高度で入門に適していない。
- ・その他

2-8 未修向け導入講座（民事系サンプル動画）について、よりよい内容とする観点から、ご意見・ご感想があれば以下に記入して下さい。

3 未修者向け導入講座（刑事系サンプル動画）について

3-1 全体の講義時間についてどのように感じましたか？ *

- ・長かった。
- ・やや長かった。
- ・ちょうどよかった。
- ・やや短かった。
- ・短かった。
- ・その他:

3-2 3-1で「その他」と選択した方は、以下に回答を記入して下さい。

3-3 講義のテーマを「第1 事例問題を考えてみようー刑法を中心にー」「第2 事例問題を考えてみようー刑事訴訟法を中心にー」「まとめ」の3つに設定したことについて、感想を回答して下さい。 *

- ・講義内容が多かった。
- ・講義内容がやや多かった。
- ・ちょうどよかった。
- ・講義内容がやや少なかった。
- ・講義内容が少なかった。
- ・その他:

3-4-1 3-3で「その他」と選択した方は、以下に回答を記入して下さい。

3-4-2 3-3で「講義内容が多かった」「講義内容がやや多かった」と回答した方に質問です。どのような修正をすると、学びやすい内容に近づくと思いますか？（例）第1・第2・まとめを別の動画にする / 第1のみにする。等。

3-4-3 3-3で「講義内容がやや少なかった」「講義内容が少なかった」と回答した方に質問です。具体的に、このような内容についても含まれていると良かった、というものがあれば以下に記入して下さい。

3-5-1 扱った事例の難易度について、回答してください。 *

- ・複雑だった。
- ・やや複雑だった。
- ・ちょうどよかった。
- ・やや平易だった。
- ・平易だった。
- ・その他:

3-5-2 「その他」を選択した方は、以下に回答を記入して下さい。

3-6 講義内容は理解しやすいものでしたか。 *

- ・理解しやすかった。
- ・どちらでもない。
- ・理解しにくいところがあった。
- ・理解しにくかった。
- ・その他

3-7-1 その他を選択した方は、以下に回答を記入して下さい。

3-7-2 3-6 で「理解しにくいところがあった」「理解しにくかった」と回答した方に質問です。

特にどの部分が理解しにくいと感じましたか（複数回答可）。

- ・「第1 事例問題を考えてみようー刑法を中心にー」
- ・「第2 事例問題を考えてみようー刑事訴訟法を中心にー」
- ・まとめ

3-7-3 3-6 で「理解しにくいところがあった」「理解しにくかった」と回答した方に質問です。

そのように感じた原因はどこにあると思いますか（複数回答可）

- ・使用する用語が難しい。
- ・話すスピードが早い。
- ・扱っている内容が高度で入門に適していない。
- ・説明が不十分。
- ・その他

3-8 未修者向け導入講座（刑事系サンプル動画）について、よりよい内容とする観点から、ご意見・ご感想があれば以下に記入して下さい。

4 「個別動画1 民事法と刑事法」について

4-1 講義の内容が法学を学ぶ初期に有益なものであったか回答してください。 *

- ・とても有益な内容だった。
- ・有益な内容だった。
- ・どちらともいえない。
- ・有益な内容とは感じられなかった。
- ・その他:

4-2-1 4-1 で「その他」を選択した方は、以下に回答をしてください。

4-2-2 4-1 で「有益な内容とは感じられなかった」を選択した方は、その理由があれば以下に記入して下さい。また、このような内容の講座であれば受講してみたい、というテーマがあれば併せて記入して下さい。

4-3-1 講義を興味深く（面白いと感じながら）視聴できたか、回答してください。

- ・全体に興味深く視聴できた。
- ・興味深く視聴できた箇所があった。
- ・どちらでもない。
- ・興味を持ってない箇所があった。
- ・全体に興味を持てなかった。

4-3-2 4-3-1 で「興味を持ってない箇所があった」を選択した方は、具体的に興味を持てなかった箇所はどの部分か、以下に記入して下さい。

4-4 全体の講義時間についてどのように感じましたか？ *

- ・長かった。
- ・やや長かった。
- ・ちょうどよかった。
- ・やや短かった。
- ・短かった。
- ・その他:

4-5-1 扱った事例の難易度について、回答してください。 *

- ・複雑だった。
- ・やや複雑だった。
- ・ちょうどよかった。
- ・やや平易だった。
- ・平易だった。
- ・その他:

4-5-2 4-5-1 で「その他」を選択した方は、以下に回答を記入して下さい。

4-6 講義内容は理解しやすいものでしたか。 *

- ・理解しやすかった。
- ・どちらでもない。
- ・理解しにくいところがあった。
- ・理解しにくかった。
- ・その他

4-7-1 4-6 で「その他」を選択した方は、以下に回答を記入して下さい。

4-7-2 4-6 で「理解しにくいところがあった」「理解しにくかった。」を選択した方に質問です。
具体的にどの部分が理解しにくかったと感じたか、その理由も併せて、以下に記入して下さい。

4-8-1 「未修者向け導入講座」と「個別動画 1 民事法と刑事法」とを比較して、どちらの形式が視聴しやすいと感じましたか。

- ・未修者向け導入講座の方が視聴しやすかった。
- ・どちらも同じくらい視聴しやすかった。
- ・個別動画の方が視聴しやすかった。
- ・どちらも視聴しにくかった。

4-8-2 4-8-1 のそれぞれの選択について、特に理由があれば以下に記入して下さい。

4-9 「個別動画 1 民事法と刑事法」と同じ形式の講義動画として、このようなテーマのものがあるとよい、というものがあれば以下に記入してください（例：条文の読み方、判例の読み方、三段論法のトレーニング）。

ご協力ありがとうございました。

【資料 4】 動画教材活用例

無題のフォーム

☆

変更内容すべてドライブに保存しました

🔍

🔒

🔄

📤

送信

質問

回答

設定

未修者向け導入講座

法科大学院未修コースに入学予定の方に向けて導入講座を配信します。

導入講座1 民事法と刑事法

個別動画1

刑事法と民事法

岡 理寿弁護士

導入講座1 民事法と刑事法の説明

山下誠一さん（16歳）が牛丼屋さんと皿盛りを食べたのに、代金380円を支払いませんでした。法的にはどんな問題が起きるのでしょうか。

警察に捕まる・・・？代金をもう代わりにお支払いをする・・・？

刑事法と民事法、両方の視点からこの事案を見てみましょう。

刑事法と民事法の振り分けについて、その入り口を学んでもらうための動画です。

[illegible]

無題のフォーム ☆ 変更内容をすべてドライブに保存しました

評価 回答 設定

第1 事例問題を考えてみよう
— 簡法を中心に —

【第1章】事例問題を考えるための「簡法」

第1 事例問題を考えるための「簡法」

第2 事例問題を考えるための「簡法」

第3 事例問題を考えるための「簡法」

まとめ

導入講座3 民事系導入講座

講義の内容

第1 事例問題を考えてみよう—Xの請求・Yの反論—

1 問題1を考えてみよう (Xの主張)

2 問題2を考えてみよう (Yの反論)

第2 事例問題を考えてみよう—Xは権利をどのように実現するのか—

1 Xから依頼を受けた弁護士になったつもりで考えてみよう

2 裁判の流れを見てみよう

3 弁護士は裁判の中で請求や反論をどのように展開するのか？

第3 「実体法」と「手続法」を学ぶ意義

【第2章】実務者向け導入講座 (民事)

【別紙 第三事業 アンケート】

法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究
補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究【第三事業】について

＜アンケートへのご回答にあたって＞

現在、当法人では、各法科大学院の補助教員等の組織的・機能的な活用に向けた事業として、補助教員メーリングリストの作成、各法科大学院の補助教員間の情報交換プラットフォームの構築等を検討しております。つきましては、補助教員等の活動に関連し、以下の点をご教示ください。

- ※ 本事業は、法学未修者に限らず、広く法科大学院教育の充実を目的とするものです。
- ※ 本事業において、「補助教員等」とは、学生の授業のフォローやゼミ等課外学習の促進、学生の学修・生活相談対応等を実施している者を指し、チューター、アカデミック・アドバイザー、教育補助講師、メンター、ティーチング・アシスタントなどの名称で呼称される立場の方を広く含みます（助教等の身分の有無は問いませんが、教授・准教授などの教員及び学生は除きます）。
- ※ ご回答いただける範囲でご回答ください。
- ※ 法科大学院としての統一的なご回答をお願いするものではありません。貴校の補助教員に関する取組みを担当しておられる先生、又は、貴校において補助教員に関する組織体等がある場合には補助教員の方ご自身にご回答いただいてもかまいません。
- ※ アンケート結果は、委託事業の報告書の中で触れさせていただく他、法科大学院名を伏した形で公表させていただくことがございますのでお含みおきください。

回答校：_____ 回答者：_____

1 貴校における、補助教員の処遇について、ご教示ください。

(1) 貴校における補助教員の名称をご教示ください（複数ある場合は全て）。

(2) 補助教員の方の学内における立場はどのようなものですか？（複数ある場合全て）

- | | |
|-------------------|----------------|
| ア 専任教員と同じ立場 | イ 非常勤講師と同じ立場 |
| ウ 事務職員と同じ立場 | エ 独自の立場で雇用している |
| オ 学校とは別の組織に所属している | |

(具体的な組織の名称 _____ 組織内の立場 _____)

カ その他 (_____)

(3) 概ねどのような報酬（給与）体系を採っていますか？

ア 別組織からの支払いであるためわからない

イ 定額の月給制（差支えない範囲でお答えください。）

(ア) 月給3万円以下

(イ) 月給5万円以下

(ウ) 月給10万円以下

(エ) 月給20万円以下

(オ) その他（ ）

ウ 出勤日ごとの日給制（差支えない範囲でお答えください。）

(ア) 日給1万円以下

(イ) 日給3万円以下

(ウ) その他（ ）

エ 業務にかかわらない時間制（差支えない範囲でお答えください。）

(ア) 時給1000円以下

(イ) 時給3000円以下

(ウ) その他（ ）

オ 業務（答案添削／課外授業等）ごとの単価制（差支えない範囲でお答えください。）

(ア) 1業務あたり3000円以下 (イ) 1業務あたり5000円以下

(ウ) 1業務あたり1万円以下 (エ) 1業務あたり3万円以下

(オ) その他（ ）

カ その他の報酬体系（差支えない範囲でお答えください。）

(4) 補助教員をどのようにして選定していますか？（複数選択可ですが、特に採用されることの多い選抜方法1つに二重丸を付けてください。）

ア 修了生の自薦による。

イ 修了生から専任教員が任意に選抜している。

ウ 任期満了する補助教員から後輩の補助教員の推薦を受ける。

エ 法科大学院修了生の団体による推薦を受ける。

オ 法科大学院開設前からの出身法曹の団体による推薦を受ける。

カ 地元弁護士会の法曹養成関連委員会からの推薦を受ける。

キ その他（ ）

2 貴校と補助教員との間のコミュニケーションの有無についてご教示ください。

(1) 補助教員（補助教員による組織がある場合にはその組織）と専任教員側（教授会、補助教員の対応委員会等）との間でどのようなコミュニケーションをとっていますか。（複数選択可）

ア 補助教員の組織との間で定期的に会議を開いている。（頻度_____に1回程度）

イ 補助教員全員との間で定期的に会議を開いている。（頻度_____に1回程度）

ウ 補助教員と法律基本科目の専任教員との間で連絡を取り合っている。

エ 補助教員の対応は補助教員自身に任せており特に定期的な会議等はない。

オ その他 (_____)

(2) 補助教員が指導をする上で、使用教材や指導方法等に関して情報交換するなど、他校の補助教員とのネットワークは必要だとお考えですか。

ア 必要だと思う。 イ 特に必要性は感じない。

ウ その他 (_____)

3 補助教員の指導内容についてご教示ください。

(1) 貴校の補助教員が行っている指導についてご教示ください。(複数選択可)

ア 授業の補講的な講義(頻度 _____ に1回程度 科目 _____)

イ 自主ゼミの指導(講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)

ウ 学生の学習相談(講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)

エ 論文答練(講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)

オ 答案添削(講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)

カ 答案解説(講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)

キ 択一答練(講師1人あたり _____ に1回程度 科目 _____)

ク 司法試験合格後の進路についての講演会等

ケ その他

(2) (1) について、それぞれ学生の参加率はどのくらいですか? 「 _____ につき _____ % 程度」という形でご回答ください。

(3) (1) 以外に、補助教員に依頼したいと思うが、実現できていない指導内容等がある場合、その内容と、実現できていない理由としてお考えのところをご教示ください。

(4) (1) の指導等のうち、補助教員以外の団体に依頼して、既に目的を達成できていることがあればご教示ください。

- 4 今後、アンケート結果をもとに、補助教員の活用に関し、個別にヒアリングをお願いすることがございます。個別ヒアリングにご協力いただける場合、どちらにご連絡を差し上げればよいか、差し支えなければご教示ください（補助教員を取りまとめている修了生の連絡先など）。
- 5 その他、補助教員の活用に関連して、ご意見があればお寄せください。

ご協力ありがとうございました。

■第3事業アンケート集計

1 補助教員の処遇について

(1) 補助教員の名称（複数回答可）

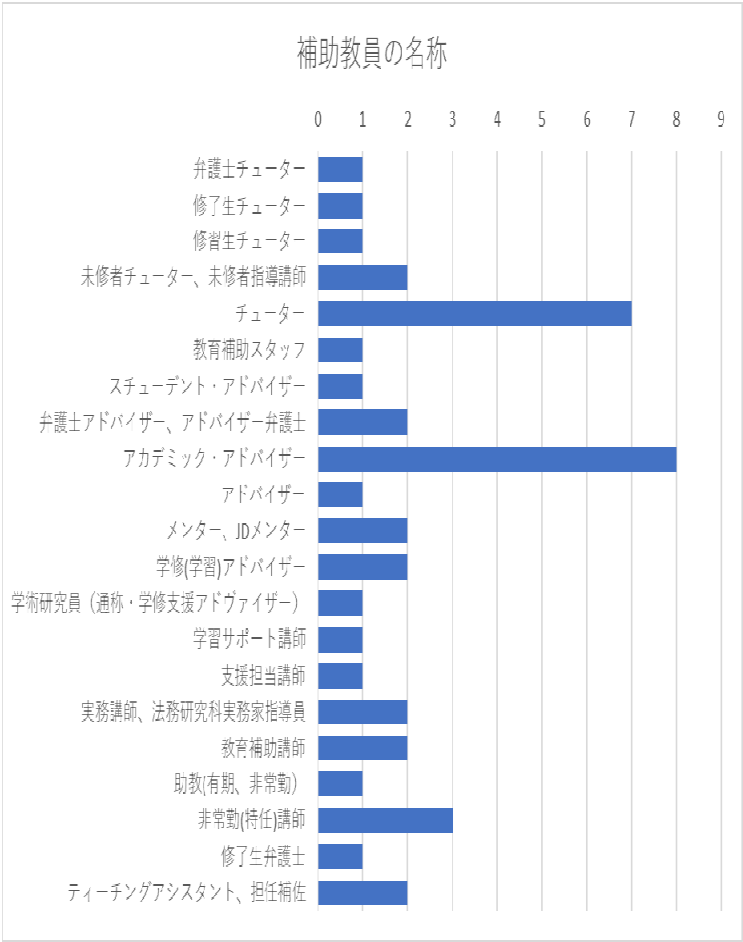
弁護士チューター	1
修了生チューター	1
修習生チューター	1
未修者チューター、未修者指導講師	2
チューター	7
教育補助スタッフ	1
スチューデント・アドバイザー	1
弁護士アドバイザー、アドバイザー弁護士	2
アカデミック・アドバイザー	8
アドバイザー	1
メンター、JDメンター	2
学修(学習)アドバイザー	2
学術研究員（通称・学修支援アドヴァイザー）	1
学習サポート講師	1
支援担当講師	1
実務講師、法務研究科実務家指導員	2
教育補助講師	2
助教(有期、非常勤)	1
非常勤(特任)講師	3
修了生弁護士	1
ティーチングアシスタント、担任補佐	2

備考

・授業においては非常勤講師と同様に立ち回ることもあるが、授業担当者として表には出ず、シラバスにも記載はない。

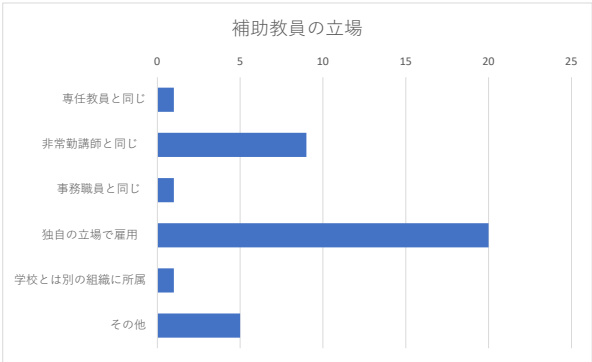
・アカデミック・アドバイザー（助教が担当）。

・論文答練などの本来的には課外学習に相当する指導も、基本的には正規のカリキュラム化していく方向を採っている。したがって、現状では「補助教員」という位置づけはなく、例えば担当される学外の実務家も「非常勤講師」という扱いになっている。



(2) 補助教員の方の学内における立場（複数回答可）

専任教員と同じ	1
非常勤講師と同じ	9
事務職員と同じ	1
独自の立場で雇用	20
学校とは別の組織に所属	1
その他	5



その他（内容）

- ・ スチューデント・アドバイザーは、対価を支払っていない。
- ・ 雇用契約は結ばず、報酬の支払いのみを行う独自の立場。
- ・ チューターで正規科目を非常勤講師として担当している場合はその雇用契約による。チューターや担任補佐の場合には、その業務の発生に対して半期に1回程度謝金を支払っている。
- ・ 支援担当講師は、雇用ではなく講座実施ごとに謝礼を支払っている。
- ・ 業務委託。

(3) 報酬体系

大分類	小分類	小計	総計
別組織からの支払いのため不明	不明	0	0
定額月給制	3万以下	1	3
	5万以下	1	
	10万以下	0	
	20万以下	0	
	その他	1	
日給	1万以下	1	3
	3万以下	2	
	その他	0	
業務にかかわらない時間制	1000円以下	0	10
	3000円以下	1	
	その他	9	
業務ごとの単位制	3000円以下	1	12
	5000円以下	0	
	1万円以下	3	
	3万円以下	4	
	その他・未選択	4	
その他報酬体系	その他報酬体系	4	4

定額月給制（その他）

日給制（その他）

業務にかかわらない時間制（その他）

- ・ 10,000円程度、
- ・ 学内の弁護士に対する報酬基準による
- ・ 30分1万円
- ・ 1時間1万円
- ・ 1回3時間で1万円、6500円/1h 1回6500円×2h = 13,000円
- ・ AA：11,500円/90分、チューター10,000円/90分、
- ・ 授業1回あたり4,200円

業務ごとの単位制（その他）

- ・ 担当者の勤務内容、担当時間による。1ヵ月3,000円～30,000円
- ・ ゼミ等は1時間あたり5,000円、添削は1通1,500円
- ・ 業務内容により1万円以下又は3万円以下※90分当たり

その他報酬体系

- ・ 自主ゼミの実施については日給制であるが、学修指導については1回につき90分で定額、答案添削については添削した問題数一つにつき定額。
- ・ 非常勤講師をしている場合には、大学の非常勤講師の給与の支払いの規程による（1コマ当たりの基準額による）。その他の場合には、謝金の支払いの規程によって支払を行う。いずれにせよ、上記の選択肢には適当な項目が存在しない。大学の支払いの規程によるため、司法試験の指導等に特化した、個別の詳細な支払い項目の分類は存在しない。
- ・ 1週3日で1日8時間の勤務を基準として25万円を支給。

(4) 選定方法（複数回答可）

		特に採用が多い方法
修了生の自薦	4	1
専任教員の任意選抜	14	1
補助教員の推薦	3	1
修了生団体の推薦	3	0
法曹団体の推薦	3	0
弁護士会関連委員会の推薦	2	0
その他	9	0

選定方法（その他）

- ・ スチューデント・アドバイザーは、本人の希望と教員の承認による。
- ・ 本学修了生以外からも専任教員により任意に選抜を行う。
- ・ 立候補者から開講プログラム等に応じて選抜。
- ・ 法科大学院を修了して、博士後期課程に進学又は編入学した学生から。
- ・ 司法試験合格者に対して案内し、募集する。
- ・ 実務家教員の声かけ。
- ・ 授業担当教員による選定。
- ・ 法科大学院開設前からの出身法曹の団体による推薦と個別的依頼の併用。
- ・ 修了生を対象に公募を行い、応募者の中から面接に選考により選任。

2 (1) 補助教員とのコミュニケーション (複数選択可)

補助教員とのコミュニケーション（その他）

	件数	割合	頻度（月 に1.5回 程度）	頻度（月 1回程 度）	頻度（2・ 3か月に 1回程 度）	頻度（4～ 6か月に 1回程 度）	頻度（年 に1回程 度）
補助教員組織との定期会議	6	15%	1	1	1	2	1
補助教員全員と定期会議	7	18%	0	1	1	2	3
補助教員と専任教員間での連絡	16	41%					
補助教員に任せている	4	10%					
その他	6	15%					
合計	39	100%					

※＜補助教員組織との定期会議＞1－2か月に1回→月1回程度枠で集計

・弁護士補助教員も参加する会議（支援委員会）で定期的に連絡している。

・必要に応じて、科目担当教員との間で連携を取るようにしている。

・補助教員のうち1人が専任事務職員のため、当該補助教員が中心となって他の補助教員との連絡等を行っている。

・1年に2回研究科長、専攻主任、アドバイザー担当教員とアドバイザーの弁護士とで懇談会を実施。

・自主ゼミなどは予め計画書を提出させ専任教員がチェックしている。

・授業担当教員が授業運営上必要な情報を補助教員と共有している。

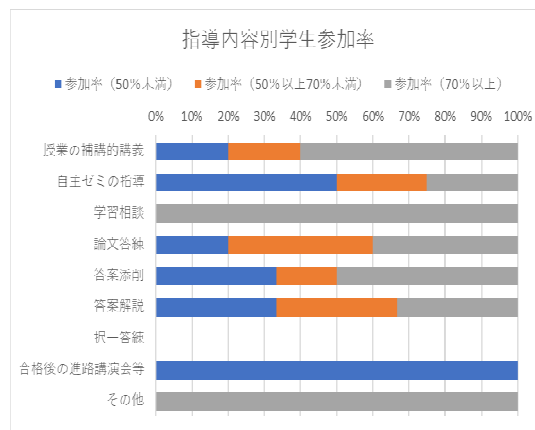
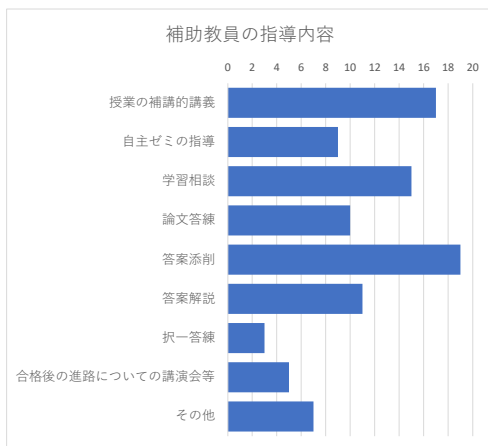
(2) 他校のネットワークの必要性

必要だと思う	9
特に必要性は感じない	16
その他	5
合計	30

その他

- ・ 不明のため回答不可。
- ・ すでに他大学法科大学院とは情報交換を試みている。
- ・ 補助教員の意思を尊重したい。
- ・ 特に必要性は感じないがあれば有益たりうる。
- ・ できれば行った方がよいが、多忙な弁護士である補助教員にそこまでの負担をかけることはできない。

3 (1) 補助教員の指導内容 (複数選択可)



※択一答練は参加率の記入がなかったため空欄

[illegible]

その他



- ・未修者対象の法律基本科目において小テストに関与している。
- ・修了生弁護士が非常勤講師をしている場合には、例えば法律文書作成の科目を担当するなどの指導を行うことがある。その場合、授業に関連しての指導なので、上記の選択肢にはいずれも該当しない。択一答練等は純粋に正課外で行うものであり、対応する科目はない。答案の添削なども自主ゼミの中で適宜行うものであり、上記のような選択肢の列挙では回答に困る。
- ・支援担当講師は、論文答練、答案添削・解説を課外の講座の中で実施している。支援担当講師は1人あたり、3人から5人程度の1年次法学未修者の学生を受け持ち、学習進捗管理を目的とした面談を行っている。アカデミックアドバイザーは、授業期間中に4人がローテーションで1週間に2回2時間程度学内又はオンライン上で待機をしており、予約等不要で学生の相談を受けている。
- ・「フォローアップ演習」を実施(38%(全学生のうち1企画でも参加する人の割合))。起案演習、自習支援。「クラスサポーター」クラスアドバイザー(専任教員)の補助、「模擬裁判(28%(2-3年次のうち履修している人の割合))」「ローヤリング」の補助(38%(2-3年次のうち履修している人の割合))。
- ・主に3年生を対象に週1回ゼミを開講(3年生は1人1ゼミ以上の受講を推奨)、2021年度は17コマのゼミを開講(司法試験選択科目のゼミ、択一对策ゼミ、起案ゼミ等)。
- ・スタートアップゼミ(憲法・民法・刑法)、導入ゼミ(民訴・刑訴)、ステップアップゼミ(秋学期)その他を開講している。

科目

- 【授業の補講的な講義】
 - ・全科目
 - ・基本六法
 - ・憲法演習Ⅰ、同Ⅱ、刑法演習Ⅰ、同Ⅱ、民法演習Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、刑訴演習Ⅰ、同Ⅱ、行政法演習Ⅰ、同Ⅱ、民訴演習Ⅰ、同Ⅱ、憲法総合演習Ⅱ
 - ・1年生→憲法、民法、刑法各10回、フリー14回、2年生→憲法、民法、刑法各8回、フリー20回)
- 【自主ゼミ】
 - ・学生の希望による
 - ・全科目
 - ・法律基本7法
- 【学習相談】
 - ・全科目
 - ・学生の求めに応じて実施(補助講師室等で対応)
- 【論文答練】
 - ・法律基本7法
 - ・各アドバイザーの専門分野
 - ・全科目
- 【答案添削】
 - ・希望があれば随時
 - ・全科目
 - ・中級事案研究
 - ・法律基本7法
 - ・民法演習、商法演習
 - ・ほぼ全科目
- 【答案解説】
 - ・全科目
 - ・法律基本7法

(2) 頻度・参加率

【授業の補講的な講義】

- ・ 1週間に2、3回程度。
- ・ 未修者を対象に年度初めに行うもので、全員参加を促している。
- ・ 各科目週1回程度。

【自主ゼミ】

- ・ 半期に3回。
- ・ 5～7人の学生を1グループとして10グループ程度の自主ゼミを継続的に実施。実施回数は前期後期各5回程度。
- ・ 依頼する学生グループにより異なる。1回の申請について4回程度。

【学習相談】

- ・ オフィス・アワーであり、利用可能な枠の8～10割程度の利用がある。

【論文答練】

- ・ 正規のカリキュラムの一部を構成しております。

【全般】

- ・ ばらつきがあるが、多いものでは40％、少ないものでは1～2人。
- ・ 対応は個別に行っており頻度はその時々による。率を計算するための母数が難しいが近年は利用率が低下している。
- ・ 頻度等については補助教員ごと指導内容ごとに異なるため回答不可。
- ・ 全体で65～80％程度（辞退申出者除く）。
- ・ 各学術研究員が半期ごとに開催する各ゼミにつき、10人前後。ゼミによる。
- ・ 自由参加であり回ごとに異なる。正確な数字は把握していない。
- ・ 担当者、対象講座/ゼミにより異なる。

(3) 補助教員に依頼したいが実現していない事項及び理由

- ・ 教材作成：教材作成には相当の時間が必要であるため。
- ・ 支援担当講師の研究能力・教育能力の養成：支援担当講師は弁護士業務を本業とするため。
- ・ 択一对策：時間がかかる割にはそれに見合った効果が得られるかが不透明であるため。
- ・ 必要と思われる指導については、適宜、AAの取りまとめ、および、JDメンターの統括助手と協議しながら実現するように努めており、現在のところ、質問のような問題はない。

(4) すでに達成済みの指導内容

	件数	割合
授業の補講的な講義	0	0%
自主ゼミの指導	0	0%
学習相談	0	0%
論文答練	0	0%
答案添削	0	0%
答案解説	0	0%
択一答練	0	0%
合格後の進路についての講演会等	0	0%
その他	2	100%
合計	2	100%

その他

- ・ 補助教員以外の団体とは、外部の司法試験予備校などのことを指すのか。本校はそのような提携を持たないので、該当しない。
- ・ 学内に設置のエクステンションセンターにおいて司法試験対策講座を実施しており、司法試験合格について一定程度の成果を上げている。
- ・ 法学部で学部生向けに開催している弁護士ゼミ等への参加を認めている。
- ・ AA、JDメンター、修了生チューター、修習生チューターの協力の下、さまざまな活動を行っており、他の団体に依頼してその他の活動を行うことはさしあたり予定していない。

4 ヒアリング協力先

5 補助教員活用についての意見

- ・ 補助教員の活用は、特に、未修コースの学生の教育において、必須であると考えているが、地方国立大学の厳しい予算体制の下で、補助教員を雇用するための財源の確保が、課題となっている。
- ・ 研究者教員では目が行き渡らない、合格者ならではの着眼点があるはずであり、そのような点について、補助教員の指導を依頼したいが、現実には財源や適任者（科目との適合性を含めて）の問題があり、合格していれば誰でもよいというわけではないところが補助教員の難しいところである。民法であれば比較的多くの方にお願いできるが、刑法や憲法になると、教えられる方がぐんと少なくなるのが悩ましい。